

家庭用火災総合保険

●ご契約のしおり●

家庭用火災総合保険普通保険約款・
地震保険普通保険約款・特約

- この「ご契約のしおり」は、家庭用火災総合保険普通保険約款、地震保険普通保険約款および特約について、重要な事項をご説明したものです。
- この「ご契約のしおり」は、保険証券と同様に大切に保存してください。
- 複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。
- 弊社の損害保険募集人（代理店・営業社員）は、保険契約の締結の代理権および告知受領権を有しておりますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っております。
- わかりにくい点、お気づきの点などがございましたら、ご遠慮なく取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

富士火災海上保険株式会社

〒542-8567 大阪府大阪市中央区南船場1-18-11

【保険に関するご質問・ご相談・ご連絡窓口】

●電話番号はおかけ間違えないように●

商品・契約内容に関するお問い合わせは…

富士火災 **お客さまセンター**

0120-228-386

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

●平日
午前9:00～午後6:00
●土日祝
午前9:00～午後5:00

※年末年始を除きます。

事故の受付・ご相談は…

富士火災 **セーフティ24コンタクトセンター**

0120-220-557

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

24時間・365日
受け付けております。

ご不満・ご要望のお申し出は…

富士火災 **お客さまの声室**

0120-246-145

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

●平日
午前9:00～午後7:00

※年末年始を除きます。

弊社との間で問題を解決できない場合は…

一般社団法人 **そんぽADRセンター**

0570-022-808

*PHS・IP電話からは03-4332-5241

●平日
午前9:15～午後5:00
(12月30日～1月4日を除きます。)

※電話料金はお客さま
負担となります。

◆ 目 次 ◆

家庭用火災総合保険のご案内

《家庭用火災総合保険の概要》

I. 商品の仕組みおよび引受条件等	1 頁
1. 商品の仕組み	
2. 保険金をお支払いする主な場合	
3. 主な特約とその概要	
4. 建物の構造級別の判定方法	
II. 満期返れい金・契約者配当金	2 頁
III. 解約返れい金の有無	2 頁

《地震保険の概要》

I. 商品の仕組み	3 頁
II. 保険金をお支払いする主な場合	3 頁
III. 保険金をお支払いできない主な場合	3 頁
IV. セットでご契約いただく家庭用火災総合保険が1年を超える場合	3 頁
V. 引受条件（保険金額等）	3 頁

《ご注意いただきたい事項のご説明》

I. 告知義務・通知義務等	4 頁
1. 告知義務（ご契約時にお申しいただく義務）等	
2. 通知義務（ご契約後にご通知いただく義務）等	
II. 重大事由による解除	4 頁
III. 無効・取消し・失効	4 頁
IV. 保険責任開始期	4 頁
V. 保険金をお支払いできない主な場合	5 頁
VI. 分割保険料の払込猶予期間等の取扱い	5 頁
VII. 解約と解約返れい金	5 頁
VIII. 保険会社破綻時等の取扱い	5 頁
IX. 事故が発生した場合にご注意いただきたいこと	5 頁
1. 事故の発生	
2. 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い	
3. 保険金の請求時に必要となる書類等	
4. 保険金をお支払いする時期	
5. 保険金の代理人請求	
6. 保険金の請求権の時効	
7. 損害賠償請求権者の先取特権	
X. 保険金支払後の保険契約	6 頁

《ご契約内容の変更・解約に伴う返還・追加保険料（例）》

1. 保険期間が1年で保険料を一括してお支払いいただいた場合または長期年払の場合	7 頁
2. 長期一括払の場合	7 頁
【ご注意】月々保険料をお支払いいただく払込方法でご契約の場合	8 頁

《参考：東海地震に係る地震防災対策強化地域（平成24年4月1日現在）》

普通保険約款・特約

家庭用火災総合保険普通保険約款	9 頁
第 1 章 用語の定義条項	
第 2 章 補償条項	
第 3 章 基本条項	
地震保険普通保険約款	15 頁
第 1 章 用語の定義条項	
第 2 章 補償条項	
第 3 章 基本条項	
特約	19 頁

<家庭用火災総合保険にのみ適用する特約>

保険証券の特約欄に以下の証券表示名称が記載されている場合は、その特約が適用されます。

特約名称	証券表示名称	掲載頁
代位求償権不行使特約	— ※賃貸借契約または使用貸借契約に基づき、被保険者以外の者が占有する建物を保険の対象とする場合に自動的に適用されます。	19
植物特約	— ※植物を保険の対象とする場合に自動的に適用されます。	19
動物特約	— ※動物を保険の対象とする場合に自動的に適用されます。	19
庭木修復費用特約	庭木修復費用	19
共用部分修理費用特約	共用部分修理費用	19
水濡れ原因調査費用特約	水濡れ原因調査費用	20
建てなおし費用特約	建てなおし費用	20
建物付属機械設備等電気的機械的事故補償特約	付属設備電気・機械事故補償	21
類焼補償特約	類焼	21
総合修理費用特約	総合修理費用	23
法律相談費用および弁護士費用等特約	法律相談・弁護士費用	24
マンション専有部分特約	マンション専有	25
併用住宅特約	併用住宅	25
修理付帯費用特約	修理付帯費用	25
家賃損害補償特約	家賃損害補償	26
抵当権者特約	抵当権者（主契約）	26
明記物件自動補償特約	明記物件自動補償	27
敷地内設置物特約	敷地内設置物	27
持ち出し家財特約	持ち出し家財	28
罹災時諸費用支払限度額増額特約（300万円）	罹災時諸費用増額（300万円）	28
罹災時諸費用支払割合変更特約（10％）	罹災時諸費用支払割合変更（10％）	28
風ひょう雪災損害 20 万円以上発生時損害額補償特約	風ひょう雪災 20 万円以上発生時損害額補償	28
個人賠償責任特約	個人賠償	29
総合借家人賠償責任特約	総合借家人賠償	31
賠償事故解決特約	賠償事故解決	32
個人賠償責任包括特約	個人賠償包括	33
建物賠償責任特約	建物賠償	35
エレベーター・エスカレーター賠償責任特約	エレベーター・エスカレーター賠償	36
火災、落雷、破裂・爆発限定特約	火災、落雷、破裂・爆発限定	36
火災、落雷、破裂・爆発限定罹災時諸費用特約	火災、落雷、破裂・爆発罹災時諸費用	36
火災、落雷、破裂・爆発および風ひょう雪災限定特約	火災、落雷、破裂・爆発、風ひょう雪災限定	36
水災対象外特約	水災対象外	36
地震火災費用対象外特約	地震火災費用対象外	36

罹災時諸費用対象外特約	罹災時諸費用対象外	36
家財損害罹災時諸費用対象外特約	家財罹災時諸費用対象外	37
不測かつ突発的な事故対象外特約	不測かつ突発的な事故対象外	37
建物外部からの物体の衝突、水濡れおよび破壊行為等対象外特約	建物外部からの物体衝突、水濡れ、破壊行為等対象外	37
保険金額調整等特約	保険金額調整等	37
上乗せ保険金額設定特約	上乗せ保険金額設定	37
長期保険保険料一括払特約（家庭用火災総合保険用）	長期一括払	37
長期保険保険料年払特約（家庭用火災総合保険用）	長期年払	38
コンビニ払特約	コンビニ払	38

<地震保険にのみ適用する特約>

保険証券の特約欄に以下の証券表示名称が記載されている場合は、その特約が適用されます。

特約名称	証券表示名称	掲載頁
抵当権者特約（地震保険用）	抵当権者（地震）	39
長期保険保険料払込特約（地震保険用）	地震長期	39
自動継続特約（地震保険用）	地震自動継続	39
保険契約継続特約（団体扱契約用）	団体扱自動継続（地震）	40
保険契約継続特約（集団扱契約用）	集団扱自動継続（地震）	40
保険契約継続特約（金融機関集団扱契約用）	— ※金融機関集団扱特約と地震保険がセットされた契約で、地震保険の保険期間が家庭用火災総合保険の保険期間より短い場合に自動的に適用されます。	40
コンビニ払特約	コンビニ払	40

<家庭用火災総合保険および地震保険に適用する特約>

保険証券の特約欄に以下の証券表示名称が記載されている場合は、その特約が適用されます。

特約名称	証券表示名称	掲載頁
先物契約特約	— ※申込日が保険始期日より前の場合に自動的に適用されます。	41
共同保険特約	共同	41
団体扱特約（一般A）	団体扱（一般A）	41
団体扱特約（一般B）	団体扱（一般B）	42
団体扱特約（一般C）	団体扱（一般C）	43
団体扱特約	団体扱	44
団体扱特約（口座振替方式）	団体扱（口振）	45
追加保険料特約（団体扱用）	— ※団体扱に関する特約に基づき、集金者が追加保険料を集金する場合に自動的に適用されます。	46
集団扱特約	集団扱	46
追加保険料特約（集団扱用）	— ※集団扱特約に基づき、集金者が追加保険料を集金する場合に自動的に適用されます。	47
金融機関集団扱特約	金融機関集団扱	47
追加保険料特約（金融機関集団扱用）	— ※金融機関集団扱特約に基づき、集金者が追加保険料を集金する場合に自動的に適用されます。	48
クレジットカード払特約	クレジットカード払	48
初回保険料口座振替特約	初回口振	48

保険料分割払特約（一般）	分割払	49
保険料払込猶予特約		49
保険責任期間延長特約	—	49
保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）	※巻末に記載の特定の要件を満たす場合に自動的に適用されます。	50
保険証券等の発行省略特約	保険証券等発行省略	50

家庭用火災総合保険のご案内

主な用語のご説明

用語	ご説明
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所とこの場所に連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。ただし、損害賠償請求権者および質権者を除きます。
評価額	保険契約締結時に、保険の対象の価額を評価した額をいいます。
明記物件	申込書に明記することにより保険証券に表示されている場合に限り、保険の対象に含まれるものをいいます。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
保険金額	保険のご契約金額をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

<<家庭用火災総合保険の概要>>

I 商品の仕組みおよび引受条件等

1. 商品の仕組み

- 火災をはじめとする様々な偶然な事故により、住居に使用される建物（事業等に併用される住宅を含みます。）またはその収容家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。
- 保険金は保険金額を限度に、新価（再調達価額）基準にもとづく実際の損害額をお支払いします。ただし、損害の内容によっては、お支払いする保険金に限度額や免責金額があります。
- 家庭用火災総合保険では、地震・噴火またはこれらによる津波（以下、「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大も含みます。）損害や、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についての損害保険金はお支払いできません。これらの損害を補償するには、別途「地震保険」をご契約ください。地震保険については、後記「地震保険の概要」をお読みください。
- 保険の対象が建物のみのご契約では、家財の損害は補償されません。家財の損害を補償するためには、建物とは別に家財の保険金額を設定してご契約いただく必要があります。

2. 保険金をお支払いする主な場合

- 損害保険金
損害保険金をお支払いする場合は次のとおりです。なお、セットする特約によっては損害保険金をお支払いできない事故があります。詳しくは、家庭用火災総合保険普通保険約款および特約をご確認ください。

事故の種類	お支払いする損害保険金の額	免責金額（注1）	支払限度額（1回の事故につき）
① 火災、落雷、破裂または爆発	損害額 － 免責金額	0円	保険金額
② 風災、雹（ひょう）災、雪災			
③ 水災（再調達価額の30%以上の損害または床上浸水等の場合が対象となります。）			

④ 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊	損害額 － 免責金額	0円	保険金額
⑤ 給排水設備に生じた事故に伴う水濡れまたは被保険者以外の者が占有している戸室で生じた事故に伴う水濡れ。ただし給排水設備自体に生じた損害を除きます。			
⑥ 騒擾（じょう）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	損害額 － 免責金額	0円	保険金額（注2）
⑦ 盗難によって生じた盗取、損傷または汚損	損害額 － 免責金額	3万円	（注3）
⑧ ①～⑦および⑩以外の不測かつ突発的な事故	損害額 － 免責金額	－	（注4）
⑨ 家財を保険の対象とした場合の建物内における生活用の通貨、乗車券等および預貯金証書の盗難	損害額	－	（注4）

（注1）⑧の事故については免責金額を1万円に、また①～⑧の事故については免責金額を一律5万円に変更することができます。

（注2）保険の対象が家財である場合で、明記物件である宝石・貴金属等については、1個または1組ごとに100万円が限度になります。

（注3）保険の対象が建物である場合は、保険金額が限度になります。家財である場合は、保険の対象ごとに50万円が限度になります。

（注4）通貨または乗車券等の盗難の場合は、1敷地内ごとに20万円が限度になります。預貯金証書の盗難の場合は1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度になります。

（2）主な費用保険金

損害保険金とは別にお支払いする主な費用保険金は次のとおりです。なお、セットする特約によってはお支払いできない費用保険金があります。詳しくは、家庭用火災総合保険普通保険約款および特約をご確認ください。

費用保険金の種類	費用保険金をお支払いする場合	お支払いする費用保険金の額	支払限度額（1回の事故につき）
地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災により一定の損害が発生した場合	保険金額×5%	1敷地内ごとに300万円
罹災時諸費用保険金	前記(1)の①～⑧の事故で損害保険金が支払われる場合	【罹災時諸費用支払割合変更特約(10%)セット】 損害保険金×10% 【上記以外】 損害保険金×30%	1敷地内ごとに100万円（注1）
残存物取片づけ費用保険金	前記(1)の①～⑧の事故で損害保険金が支払われる場合	焼け跡の整理・清掃費用やリサイクル費用など実際に負担した費用	損害保険金の10%
特別費用保険金	前記(1)の①～⑧の事故で保険金額の80%を超える損害保険金を支払った場合	損害保険金×10%	1敷地内ごとに200万円
損害防止費用	前記(1)の①の事故で、損害の発生・拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合	実費（注2）	－

（注1）保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が事業等に併用される住宅である場合は、500万円が限度になります。

(注2) 消火薬剤等の再取得費用や消火活動により損傷したものの修理費用等に限りませう。

(3) 保険金をお支払いできない主な場合

お支払いできない主な場合は次のとおりです。詳しくは、家庭用火災総合保険普通保険約款および特約をご確認ください。

① 地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけではなく、地震等による火災（延焼・拡大を含みます。）損害や、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についての損害保険金をお支払いできません。ただし、地震火災費用保険金をお支払いします。

地震等による損害を補償する「地震保険」をあわせてご契約ください。地震保険については、後記「地震保険の概要」をお読みください。

(※) 地震保険の契約をご希望されない場合は、申込書の「地震保険ご確認」欄に署名または押印をお願いします。

② 家財を保険の対象とした場合でも、次のものは申込書に明記しないと保険金をお支払いできません。

ア. 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品

イ. 稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの

「明記物件自動補償特約」について
保険の対象である家財を収容する建物内で、申込書に明記されていない「1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品」に損害保険金をお支払いする事故が発生した場合、これらのものを保険の対象とみなして、1個または1組ごとに30万円を限度に損害保険金（注）をお支払いします。なお、この特約は、家財を保険の対象とした場合に自動的にセットされます。
（注）1回の事故につき保険金額または100万円（不測かつ突発的な事故の場合は50万円）のいずれか低い額が限度になります。

③ 次のものは、保険の対象とすることはできません。

ア. 自動車（注1）

イ. 通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、印紙、切手、乗車券等（注2）その他これらに類するもの（注3）

（注1）自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。

（注2）鉄道、船舶、航空機等の乗車船券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。ただし、定期券を除きます。

（注3）家財を保険の対象とした場合は、建物内における「通貨、乗車券等、預貯金証書」の盗難に限り、損害保険金をお支払いします。

3. 主な特約とその概要

主な特約とその概要は次のとおりです。詳しくは、家庭用火災総合保険普通保険約款および特約をご確認ください。

特約の名称	概要
個人賠償責任特約	被保険者が日常生活において他人を死傷させたり、他人のものに損害を与えたりした結果、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。なお、この特約で補償する損害賠償の請求を受けた場合には、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續（弁護士を選任を含みます。）を弊社で行う「賠償事故解決特約」が自動的にセットされます。ただし、「賠償事故解決特約」の補償の対象は日本国内において生じた賠償事故に限ります。
類焼補償特約	建物または家財から発生した火災、破裂または爆発により近隣の住宅に損害が生じた場合に、損害を受けた住宅の所有者に保険金をお支払いする特約です。
法律相談費用および弁護士費用等特約	偶然な事故により、被保険者が被った身体の障害、住宅・家財の損害による被害が生じた場合において、被保険者が被害について法律相談を行った場合の費用や、損害賠償請求時に負担する弁護士費用に対して、保険金をお支払いする特約です。

～特約をセットする場合のご注意～

被保険者またはそのご家族が、既に他の保険で同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複することがあります。ご契約に際しては、特約の補償内容がご要望に沿った内容であることをご確認ください。

4. 建物の構造級別の判定方法

保険の対象となる建物または保険の対象を収容する建物の構造級別は、柱の種類のみで判定します。ただし、法令上の耐火性能が資料の提出により確認できる場合は、その耐火性能区分によって判定します。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

(※) 2010年1月以降保険始期契約より、構造区分の判定方法を変更しました。

<従来>

柱・外壁・屋根などの材質により判定していました。

<2010年1月1日以降保険始期契約より>

柱の種類（木造・鉄骨造・コンクリート造など）のみで判定します。

ただし、法令上の耐火性能が資料の提出により確認できる場合は、その種類によって判定します。

II 満期返れい金・契約者配当金

満期返れい金・契約者配当金はありません。

III 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過の期間に対して所定の保険料を返還または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

＜＜地震保険の概要＞＞

I 商品の仕組み

- (1) 家庭用火災総合保険にセットしてご契約いただく必要があります（地震保険を単独で契約することはできません）。
- (2) セットでご契約いただく家庭用火災総合保険が保険期間の途中で終了した場合は、地震保険も同時に終了します。
- (3) 家庭用火災総合保険の保険期間の途中で地震保険をご契約いただくことができます。

II 保険金をお支払いする主な場合

お支払いする主な場合は次のとおりです。詳しくは、地震保険普通保険約款をご確認ください。

- (1) 地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象である建物や家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度（全損、半損または一部損）に応じて地震保険の保険金額の一定割合（100%、50%または5%）をお支払いします。

損害の程度	お支払いする保険金
全損の場合	地震保険金額の100%（時価が限度）
半損の場合	地震保険金額の50%（時価の50%が限度）
一部損の場合	地震保険金額の5%（時価の5%が限度）

上記の損害に至らない場合は、保険金をお支払いできません。また、門、扉または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害には保険金をお支払いできません。損害の程度である「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

- (2) 1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金の総額が6兆2,000億円（2012年4月現在）を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

お支払いする 保険金	=	全損、半損または一部損の算出 された保険金の額	×	$\frac{6兆2,000億円}{算出された保険金の総額}$
---------------	---	----------------------------	---	---------------------------------

III 保険金をお支払いできない主な場合

お支払いできない主な場合は次のとおりです。詳しくは地震保険普通保険約款をご確認ください。

- (1) 家財のうち、次のものは保険の対象に含まれません。これらのものを家庭用火災総合保険の保険の対象に含めている場合でも、地震保険では補償の対象になりません。

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手
- 自動車
- 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 など

- (2) 建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

IV セットでご契約いただく家庭用火災総合保険が1年を超える場合

セットでご契約いただく家庭用火災総合保険の保険期間が1年を超える長期契約の場合の地震保険の契約方式は、1年間または5年間ずつ自動的に継続される方式や、最長5年までの長期契約とする方式があります。

【保険期間が自動的に継続する方式についてのご注意】

- ・保険期間の満了する3か月前までに継続しない旨のお申出がないかぎり、自動的に継続されます。
- ・継続されるご契約の保険料は、保険期間の初日など所定の期日までにお支払いください。所定の期日までに保険料のお支払いがない場合は、お支払い前に生じた事故による損害には保険金をお支払いできません。

V 引受条件（保険金額等）

- (1) 保険の対象は、「居住用建物」または「家財」になります。
- (2) 保険金額は、建物・家財ごとに、セットでご契約いただく家庭用火災総合保険の保険金額の30%～50%の範囲で設定してください。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額になります。また、既に他の地震保険契約があり、追加でご契約いただく場合は、限度額から他の地震保険金額の合計金額を差し引いた残額が限度額になります。
- (3) 保険料は、保険金額・保険期間・建物の所在地・構造等により決定されます。また、建物の耐震性能に応じた割引制度（建築年割引・耐震等級割引・免震建築物割引・耐震診断割引）があります。
- (4) 建物の構造は、地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険を勘案し、イ構造とロ構造の2つに区分されます。
- (5) セットでご契約いただく家庭用火災総合保険に保険料の経過措置が適用される場合には、地震保険にも保険料の経過措置を適用します。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合は、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、警戒宣言に係る地域（東海地震に係る地震防災対策強化地域）内に所在する建物および家財について、地震保険の新規契約または保険金額の増額契約はお引き受けできませんのでご注意ください。

《ご注意いただきたい事項のご説明》

I 告知義務・通知義務等

1. 告知義務（ご契約時にお申出いただく義務）等

(1) 告知義務

ご契約者または被保険者となる方は、申込書に記載された危険（損害の発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求める項目（告知事項）について、ご契約時に事実を正確にお申出いただく義務（告知義務）があります。

告知事項（申込書には黄色の網掛けまたは◎を付けています。保険証券には◎を付けています。）

- ・ 保険の対象の所在地
 - ・ 建物の用法（住宅・共同住宅・店舗・事務所・工場・倉庫等）
 - ・ 保険の対象の所有者
 - ・ 建物の面積
 - ・ 建物の柱の種類・耐火性能区分（コンクリート造・鉄骨造・木造・耐火建築物・準耐火建築物・省令準耐火建物等）
 - ・ 建物内で行われる職作業の種類
 - ・ 他の保険契約等（注）の有無およびご契約の内容（保険会社・保険種類・満期日・主契約保険金額・地震保険金額）
- （注）この保険契約と補償の全部または一部が重複する他の保険契約または共済契約をいいます。

(2) 告知義務違反

ご契約者または被保険者となる方の故意または重大な過失によって、告知事項について、事実をお申出いただかなかった場合や事実と異なることをお申出された場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

(3) 評価事項

保険の対象の評価額を決定するために必要な事項を、評価事項といいます。ご契約者または被保険者となる方の故意または重大な過失により、評価事項について、事実をお申出いただかなかった場合や事実と異なることをお申出された場合には、保険金を削減してお支払いすることがあります。

評価事項

- ・ 保険の対象が建物の場合…建物の柱の種類・耐火性能区分、建物建築年、建築費等
- ・ 保険の対象が家財の場合…世帯主の年齢、家族構成等

2. 通知義務（ご契約後にご通知いただく義務）等

(1) 通知義務

ご契約者または被保険者は、ご契約の後、告知事項のうち以下の項目（通知事項）に変更が発生した場合は、遅滞なくその旨を取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターまで通知いただく義務（通知義務）があります。

通知事項（申込書および保険証券には★を付けています。）

- ・ 保険の対象の所在地
- ・ 建物の用法
- ・ 建物の柱の種類・耐火性能区分
- ・ 建物の面積
- ・ 建物内で行われる職作業の種類

(2) 通知義務違反

ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、遅滞なくご通知いただかなかった場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

(3) 評価額の変更

ご契約者または被保険者は、ご契約の後、次のいずれかの事実が発生した

ことにより、保険の対象に対する評価額が増加または減少した場合には、遅滞なくその旨を取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターまでお申出ください。ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、遅滞なくご通知いただかなかった場合は、保険金を削減してお支払いすることがあります。

- ・ 保険の対象である建物の増築、改築または一部取りこわし
- ・ 家庭用火災総合保険契約において補償しない事故による保険の対象の一部滅失

(4) その他ご通知いただく事項

次の場合は、直ちにその旨を、取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターまでご通知ください。

- ・ ご契約時における建物または家財の保険金額を実際の評価額より高く設定していたことに気づいた場合
- ・ 建物または家財の再調達価額が著しく減少した場合
- ・ ご契約者の住所または通知先を変更した場合
- ・ 被保険者が保険の対象を譲渡する場合

(5) 引受範囲外となった場合の解除について

次の場合は、保険の対象が家庭用火災総合保険でお引受けできる条件の対象外となるため、保険契約の途中であってもご契約を解除させていただくことがあります。

- ・ 保険の対象が日本国外に移転した場合
 - ・ 建物が住居として使用されなくなった場合（注）
- （注）この場合は、家庭用火災総合保険以外のご契約をおすすめします。

II 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約の全部または一部を解除させていただくことや保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

- ①ご契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害を発生させた場合
- ②被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合
- ③ご契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 など

III 無効・取消し・失効

(1) 無効

ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既にお支払いいただいた保険料は返還できません。

(2) 取消し

ご契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなります。既にお支払いいただいた保険料は返還できません。

(3) 失効

保険の対象の全部が滅失した場合または前記Ⅰ．2．(4)のご通知がなく保険の対象を譲渡された場合は、この保険契約は失効となります。ご契約の保険期間のうち未経過の期間に対して所定の保険料を返還します。

IV 保険責任開始期

(1) 保険責任は、保険期間の初日の午後4時（申込書またはセットする特約にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まります。

(2) 「初回保険料口座振替特約」または「コンビニ払特約」などの特約をセットした場合は、保険料の払込猶予があります。払込猶予の期間内に所定の保険料のお支払いがない場合、保険期間の初日以降に発生した事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。また、上記特約などをセットせず

保険料の払込猶予がないご契約の保険料はご契約と同時に支払いください。保険期間が始まった後であっても、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。

V 保険金をお支払いできない主な場合

次の場合は、保険金をお支払いできません。詳しくは、家庭用火災総合保険普通保険約款・特約および地震保険普通保険約款をご確認ください。

(1) 共通

- ご契約者や被保険者等の故意・重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、内乱、暴動、核燃料物質等によって生じた損害など

(2) 家庭用火災総合保険

- 地震保険をご契約されない場合で、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害のほか、地震等による火災（延焼・拡大を含みます。）損害や火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した損害（ただし、地震等による火災により一定の損害が発生した場合、地震火災費用保険金をお支払いします。）

② 「不測かつ突発的な事故」のうち、次の損害

- 自然の消耗もしくは劣化によって生じた損害
- 性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由によって生じた損害
- ねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
- すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害
- 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- 置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するものについて生じた損害
- 携帯電話（PHSを含みます。）等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品について生じた損害
- 携帯式電子機器（ノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳等）およびこれらの付属品について生じた損害
- 自転車および原動機付自転車ならびにこれらの付属品について生じた損害
- 動物および植物について生じた損害 など

(3) 地震保険

- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後が生じた損害
- 保険の対象の紛失・盗難による損害 など

VI 分割保険料の払込猶予期間等の取扱い

- 第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日（注1）までにお支払いください。口座振替方式の場合は払込期日の属する月の翌々月末（注2）、直接集金方式の場合は払込期日の属する月の翌月末までお支払いの猶予がありますが、この猶予期限を超過してもなおお分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

（注1）口座振替の場合、金融機関所定の振替日（通常は該当月の26日）が保険料払込期日となります。

（注2）ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限り、翌々月末となります。それ以外の場合には、翌月末が猶予期限となります。

- 分割払の場合で、保険金のお支払いにより保険契約が終了する場合には、お支払いいただけない期間に対応する保険料をご請求させていただきます。

VII 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過の期間に対する所定の保険料を返還または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

VIII 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合またはその業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続に基づき契約条件の変更等が行われた場合には、保険金および解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減される等の支障が生じることがあります。

家庭用火災総合保険契約（※）は、損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますが、全額補償されるものではありません。保険金および解約返れい金等は原則として下表の割合で補償されます。なお、地震保険契約は全額が補償されます。詳しくは、弊社ウェブサイト（<http://www.fujikasai.co.jp/>）をご覧ください。ご契約者個人・小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人等をいいます。）・マンション管理組合である保険契約（これら以外の保険契約であって、被保険者である個人・小規模法人・マンション管理組合が保険料を実質的に負担している場合のその被保険者部分を含みます。）に限ります。これらの保険契約以外については、損害保険契約者保護機構による保護はありませんので、破綻保険会社の財産状態に応じてしか給付を受けられません。

（※）ご契約者が個人・小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人等をいいます。）・マンション管理組合である保険契約（これら以外の保険契約であって、被保険者である個人・小規模法人・マンション管理組合が保険料を実質的に負担している場合のその被保険者部分を含みます。）に限ります。これらの保険契約以外については、損害保険契約者保護機構による保護はありませんので、破綻保険会社の財産状態に応じてしか給付を受けられません。

保険種目	保険金	解約返れい金等
家庭用火災総合保険	100%（破綻後3ヶ月以内の事故）	80%（注）
	80%（破綻後3ヶ月経過後の事故）	
地震保険	100%	

（注）予定利率が変更された場合は、解約返れい金等は80%を下回ることがあります。

IX 事故が発生した場合にご注意いただきたいこと

1. 事故の発生

- ご契約いただいた保険契約で補償される事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはセーフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。事故のご連絡が遅れますと、保険金のお支払いが遅れることや、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。
- 補償内容の全部または一部が重複する他の保険契約等がある場合は、事故のご連絡の際にお申出ください。（後記2. 参照）
- 火災などの事故が発生した場合は、損害のあったものの確認が必要となりますので、焼けたもの等を弊社の調査前に処分されないようにしてください。
- 賠償責任・法律相談費用・弁護士費用等を補償する特約をセットでご契約いただいている場合に、それらの特約で補償する事故が発生したときは、必ず弊社にご相談ください。弊社の承認がないままで、被害者に対して損害賠償責任を承認された場合には、保険金をお支払いできない場合があります。

2. 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

補償内容の全部または一部が重複する他の保険契約等があり、かつそれぞれの支払責任額（注1）の合計額が、この保険契約の支払限度額（注2）を超える場合は、次の算式のとおり保険金をお支払いします。詳しくは、家庭用火災総合保険普通保険約款および特約をご確認ください。なお、お支払いする保険金の額は、他の保険契約等の内容により、以下の算式と異なる場合があります。

- 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
お支払いする保険金の額 = この保険契約の支払責任額

(2) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

お支払いする
保険金の額(注3) = 支払限度額 - 他の保険契約等から支払
われた保険金または共済
金の合計額

(注1) 他の保険契約等がないものとして算出した保険金の額をいいます。

(注2) 家庭用火災総合保険普通保険約款別表1(他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額)をご確認ください。

(注3) この保険契約の支払責任額が限度になります。

3. 保険金の請求時に必要となる書類等

被保険者には、下記の書類のうち弊社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下記以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

- 弊社所定の保険金請求書(個人情報の取扱いに関する事項を含みます。)
※事故日時、発生場所、原因なども記載していただきます。
- 保険金請求者であることを証明する書類

書類の例	・委任状 ・印鑑証明書 ・戸籍謄本 ・家族関係の証明書(住民票、健康保険証(写)・運転免許証(写)) など
------	--

(3) 保険の対象に発生した損害や費用等に関する保険金の支払いをご請求する場合に必要な書類

- 損害等の発生を示す書類

書類の例	・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書) ・盗難届出受理番号(保険金請求書に記載します) など
------	--

- 損害の額等を示す書類

書類の例	・写真(現場および損傷箇所) ・修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書、決算書類 ・購入時の領収書、保証書、仕様書 ・図面(配置図、建物図面) ・賃貸借契約書、家賃収入台帳 ・費用の支出を示す書類 など
------	--

- 保険の対象であることを証明する書類

書類の例	・建物登記簿謄本 ・固定資産課税台帳写 ・所有権区分に関する確認書、マンション管理規約 ・造作所有権確認書 など
------	--

- この保険契約に質権が設定されている場合に必要書類

書類の例	・保険金直接支払指図書 ・質権者の保険金請求書 ・保険金支払先確認書 ・質権の債権額現在高確認書 など
------	--

- その他の書類

書類の例	・権利移転書 ・調査同意書(弊社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書) など
------	--

(4) 損害賠償責任に関する保険金の支払いをご請求するために必要となる書類

- 損害賠償事故の発生を示す書類

書類の例	・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書) ・賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿 ・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真(現場および損傷箇所) など
------	---

- 損害賠償の額を示す書類

	【対人賠償事故の場合】 ・示談書またはこれに代わるべき書類 ・弊社所定の診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、 施術証明書兼施術費明細書、治療費領収書 ・レントゲンなどの検査資料 ・死亡診断書、死体検案書
--	--

書類の例	・休業損害確認資料(休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書) ・交通費、諸費用の明細書 ・その他の費用の支出を示す書類 など
	【対物賠償事故の場合】 ・示談書またはこれに代わるべき書類 ・修理見積書、請求明細書、領収書 ・購入時の領収書、保証書、仕様書 など

- その他の書類

書類の例	・家族関係の証明書(住民票、健康保険証(写)、運転免許証(写)) ・被害者を確認するための資料(車検証(写)など) ・権利移転書 ・先取特権に関わる書類(被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類) ・調査同意書(弊社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書) など
------	--

4. 保険金をお支払いする時期

弊社は、前記3.の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合は、弊社は別定める期日までに保険金をお支払いします。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

5. 保険金の代理人請求

意思判断能力を著しく失った場合等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、これらの方の親族が代理人として被保険者に代わって保険金を請求できる場合があります。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

6. 保険金の請求権の時効

保険金請求権については、時効(3年)がありますので、ご注意ください。保険金請求権が発生する時期などの詳細は家庭用火災総合保険普通保険約款および特約をご確認ください。

7. 損害賠償請求権者の先取特権

賠償責任を補償する特約の事故にかかわる損害賠償請求権者は被保険者の保険金請求権について先取特権を有します。

X 保険金支払後の保険契約

- 家庭用火災総合保険は、損害保険金(建物内における生活用の通貨、乗車券等および預貯金証書の盗難の場合を除きます。)のお支払額が1回の事故で保険金額(保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。)の80%を超えたときは、ご契約はその保険金支払の原因となった損害発生時に遡って終了します。したがって、終了後に発生した事故による損害は補償されません。なお、80%を超えない限り、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。
- 地震保険は、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合は、ご契約はその保険金支払の原因となった損害発生時に遡って終了します。したがって、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。なお、全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

＜ご契約内容の変更・解約に伴う返還・追加保険料（例）＞

ご契約について、内容を変更（以下「契約内容変更」といいます。）したり、解約される場合には、事前に取扱代理店・営業社員までお申出ください。その場合、保険料を返還または請求させていただくことがあります。その場合の返還保険料および追加保険料の計算方法の概要は下記のとおりとなります。

【ご注意】

保険料のお支払方法を分割払とする特約がセットされている場合など、契約内容変更・解約についてのお取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

1. 保険期間が1年で保険料を一括してお支払いいただいた場合または長期年払の場合

- ・保険料を返還する場合（保険金額を減額する場合の例）

【「変更後条件による保険料」 < 「変更前条件による保険料」となる場合】

$$\left(\begin{array}{l} \text{減額前の} \\ \text{保険金額} \\ \text{に対する} \\ \text{保険料} \end{array} - \begin{array}{l} \text{減額後の} \\ \text{保険金額} \\ \text{に対する} \\ \text{保険料} \end{array} \right) \times \left(1 - \begin{array}{l} \text{既経過} \\ \text{期間に} \\ \text{対応} \\ \text{する} \\ \text{短期} \\ \text{率} (\%) \end{array} \right) = \text{返還保険料}$$

- ・追加保険料を請求する場合（保険金額を増額する場合の例）

【「変更後条件による保険料」 > 「変更前条件による保険料」となる場合】

$$\left(\begin{array}{l} \text{増額後の} \\ \text{保険金額} \\ \text{に対する} \\ \text{保険料} \end{array} - \begin{array}{l} \text{増額前の} \\ \text{保険金額} \\ \text{に対する} \\ \text{保険料} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{未経過期間に} \\ \text{対応する} \\ \text{短期} \\ \text{率} (\%) \end{array} = \text{追加保険料}$$

- ・ご契約を解約いただく場合

$$\text{解約時の保険金額に対する保険料} \times \left(1 - \begin{array}{l} \text{既経過期間に} \\ \text{対応} \\ \text{する} \\ \text{短期率} (\%) \end{array} \right) = \text{返還保険料}$$

（※）短期率は、既経過期間または未経過期間に応じて、次の係数を適用します。

既経過期間または未経過期間	7日 まで	15日 まで	1か月 まで	2か月 まで	3か月 まで	4か月 まで	5か月 まで
短期率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%

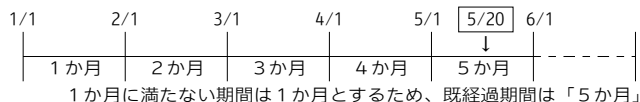
既経過期間または未経過期間	6か月 まで	7か月 まで	8か月 まで	9か月 まで	10か月 まで	11か月 まで	12か月 まで
短期率	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

※それぞれ、1か月に満たない期間は「1か月」として計算します。

【既経過期間および未経過期間について】

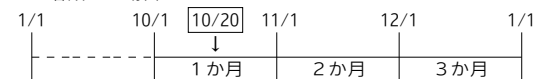
- ・「既経過期間」の短期率の算出の仕方

例) 平成26年1月1日から1年間のご契約で、平成26年5月20日にご契約を解約した場合



- ・「未経過期間」の短期率の算出の仕方

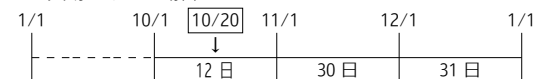
例) 平成26年1月1日から1年間のご契約で、平成26年10月20日に保険金額を増額した場合



1か月に満たない期間は1か月とするため、未経過期間は「3か月」

- ・「未経過期間」の日割の算出の仕方

例) 平成26年1月1日から1年間のご契約で、平成26年10月20日にご契約が失効となった場合



2. 長期一括払の場合

長期一括払（※1）は、保険期間1年の場合の保険料に、保険期間に応じた係数（注2）を乗じた上で保険料を算出する仕組みとなっており、保険期間が長いほど、1年あたりの保険料が割安になります。

保険期間の途中で、契約内容変更・解約を行う場合の返還保険料および追加保険料は下記のとおりとなります。

- （※1）保険期間が1年を超えるご契約で、ご契約時に保険料を一括でお支払いいただく方式をいいます。

- （※2）地震保険部分については、家庭用火災総合保険と異なる係数を使用します。

- ・保険料を返還する場合（保険金額を減額する場合の例）

$$\left(\begin{array}{l} \text{保険始期時に} \\ \text{おける減額前} \\ \text{の保険金額に} \\ \text{対する長期一} \\ \text{括払保険料} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険始期時に} \\ \text{おける減額後} \\ \text{の保険金額に} \\ \text{対する長期一} \\ \text{括払保険料} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{未経過期間に} \\ \text{対応する} \\ \text{率率} \\ \text{係数} \end{array} = \text{返還保険料}$$

- ・追加保険料を請求する場合（保険金額を増額する場合の例）

$$\left(\begin{array}{l} \text{保険始期時に} \\ \text{おける増額後} \\ \text{の保険金額に} \\ \text{対する長期一} \\ \text{括払保険料} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険始期時に} \\ \text{おける増額前} \\ \text{の保険金額に} \\ \text{対する長期一} \\ \text{括払保険料} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{未経過期間に} \\ \text{対応する} \\ \text{率率} \\ \text{係数} \end{array} = \text{追加保険料}$$

- ・ご契約を解約いただく場合

$$\text{保険始期時における解約時の保険金額に対する長期一括払保険料} \times \begin{array}{l} \text{未経過期間に} \\ \text{対応する} \\ \text{率率} \\ \text{係数} \end{array} = \text{返還保険料}$$

＜家庭用火災総合保険 保険期間別長期係数（例）＞

保険期間	3年間	5年間	10年間	15年間	20年間	30年間
長期係数	2.70	4.30	8.20	11.85	15.25	21.45

＜家庭用火災総合保険 未経過料率係数（例）＞

経過期間	保険期間					
	3年間	5年間	10年間	15年間	20年間	30年間
1年経過	6.4%	7.8%	8.9%	9.3%	9.5%	9.7%
2年経過	3.2%	5.9%	8.0%	8.7%	9.1%	9.4%
3年経過	0%	4.0%	7.0%	8.1%	8.6%	9.1%
4年経過	—	2.0%	6.1%	7.5%	8.2%	8.9%
5年経過	—	0%	5.1%	6.8%	7.7%	8.6%
10年経過	—	—	0%	3.6%	5.4%	7.2%

15年経過	-	-	-	0%	28%	56%
20年経過	-	-	-	-	0%	39%

<地震保険 保険期間別長期係数(例)>

保険期間	2年間	3年間	4年間	5年間
長期係数	1.90	2.75	3.60	4.45

<地震保険 未経過率率係数(例)>

経過期間	保険期間			
	2年間	3年間	4年間	5年間
1年経過	47%	65%	73%	79%
2年経過	0%	33%	49%	59%
3年経過	-	0%	25%	40%
4年経過	-	-	0%	20%
5年経過	-	-	-	0%

【ご注意】

月々保険料をお支払いいただく払込方法でご契約の場合

保険料分割払(一般)、団体扱および集団扱契約などで、月々保険料をお支払いいただくご契約の場合には、保険料を所定の払込期日(※)までにお支払いいただくこととなっています。このため、ご契約が契約内容変更や解約等となる場合は、次の点でご注意ください。

(※) ご契約の方式や保険料の払込状況等により取扱いが異なるケースもあります。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

① 解約等に伴う返還保険料はありません。

返還保険料とは、一時払や年払等、保険料を事前にお支払いいただいているご契約について、解約や契約内容変更等により、将来弊社が補償すべき危険がなくなったり、減少する場合に、その部分に相当する保険料をお返しするものです。一般的に月々保険料をお支払いいただくご契約の場合は、解約や契約内容変更に伴う返還保険料がありません。

② 解約後も保険料をお支払いいただくことがあります。

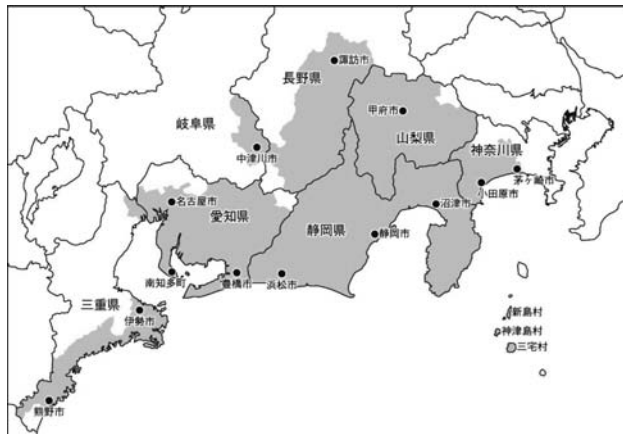
下記の例のように、ご契約を解約した日以降に、未払込分の保険料をお支払いいただくことがありますので、ご注意ください。

例) 保険料分割払(一般)契約で、10月1日に保険期間が開始したご契約を12月15日に解約した場合

(第1回目保険料を含めた保険料口座振替契約の例)



<<参考：東海地震に係る地震防災対策強化地域(平成24年4月1日現在)>>



都県	市町村
東京	<村> 新島、神津島、三宅
神奈川	<市> 平塚、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老名、南足柄 <町村> 高座郡=寒川 中郡=大磯、二宮 足柄上郡=中井、大井、松田、山北、開成 足柄下郡=箱根、真鶴、湯河原
山梨	<市> 甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、韮崎、南アルプス、北杜、甲斐、笛吹、上野原、甲州、中央 <町村> 西八代郡=市川三郷 南巨摩郡=早川、身延、南部、富士川 中巨摩郡=昭和 南都留郡=道志、西桂、忍野、山中湖、鳴沢、富士河口湖
長野	<市> 岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、茅野 <町村> 諏訪郡=下諏訪、富士見、原 上伊那郡=辰野、箕輪、飯島、南箕輪、中川、宮田 下伊那郡=松川、高森、阿南、阿智、下條、天龍、泰阜、喬木、豊丘、大鹿
岐阜	<市> 中津川
静岡	全域
愛知	<市> 名古屋、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、常滑、新城、東海、大府、知多、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、弥富、みよし、あま、長久手 <町村> 愛知郡=東郷 海部郡=大治、蟹江、飛鳥 知多郡=阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊 額田郡=幸田 北設楽郡=設楽、東栄
三重	<市> 伊勢、桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩 <町村> 桑名郡=木曽岬 度会郡=大紀、南伊勢 北牟婁郡=紀北

※ 地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村(新行政区画)が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域(旧行政区画)が強化地域の対象となります。

家庭用火災総合保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。(注) ① 他社の保険契約等に関する事項を含みます。
再調査価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するに要する額をいいます。
残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および撤去費用をいいます。
敷地内	特別の約定がない限り、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
失効	この保険契約内容の全部または一部の効力を、その時に降失うことをいいます。
支払限度額	別表1に掲げる支払限度額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
乗車券等	鉄道、船舶、航空機等の乗車船券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。ただし、定期券を除きます。
損害	消防または避難に必要な措置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。
他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された第2条 (損害保険金を支払う場合) 一 保険の対象に生じた事故) から第7条 (特別費用保険金を支払う場合) までの損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
盗難	強盗、窃盗またはこれら未遂をいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
評価額	保険契約締結時に当社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を評価した額をいいます。
評価事項	評価または再評価のために必要なものとして当社が照会した保険の対象の取得時期、取得価額等の事項をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	損害保険金、地震火災費用保険金、震災時諸費用保険金、残存物取片づけ費用保険金または特別費用保険金をいいます。
保険媒介者	当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(注)をいいます。(注) 当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。
無効	この保険契約のすべての効力を、保険期間の初日に遡(さかのぼ)って失うことをいいます。
免責金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
預貯金証券	預金証券または貯金証券をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

第2章 補償条項

第2条 (損害保険金を支払う場合—保険の対象に生じた事故)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害(注1)を受けた場合には、その損害(注1)に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

- ① 風災(注2)
- ② 雹(ひょう)災
- ③ 雪災(注3)

(注1) 雨、雪、雹(ひょう)または砂塵(じん)の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が①から③までの事故によって直接破壊したために生じた場合に限りま。

(注2) 台風、旋風、暴風、暴風雨等による洪水・融雪洪水等、高潮・土砂崩れを除きます。

(注3) 豪雪、雪崩(なだ)等を含む、融雪洪水を除きます。

(3) 当社は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。その場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

① 保険の対象に損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調査価額の30%以上の損害が生じた場合

② ①に該当しない場合において、保険の対象である建物(注1)が床上浸水(注2)を被った結果、保険の対象に損害が生じたときは、(注1) 家財が保険の対象である場合は、家財を収容する建物とします。(注2) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳または板張等のものをいい、土間、たきぎの類を除きます。

(4) 当社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

① 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵(じん)、粉塵(じん)、煤(ばい)煙その他これらに類するもの落下もしくは飛来、土砂崩れまたは(2)もしくは(3)の事故による損害を除きます。

② 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢(あふ)った水(注1)による水濡れ。ただし、(2)もしくは(3)の事故による損害または給排水設備(注2)自体に生じた損害を除きます。

ア. 給排水設備(注2)に生じた事故

イ. 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故

③ 騒擾(しょうお)およびこれに類似の集団行動(注3)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

(注1) 水が溢(あふ)れることをいいます。

(注2) スプリンクラー設備・装置を含みます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平均が害される状態または被害を生ずる状態であって、第8条(保険金を支払わない場合)(2)①の暴動に至らないものをいいます。

(5) 当社は、盗難によって保険の対象である建物または家財について生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

(6) 当社は、(1)から(5)までの事故および次条の事故以外の不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

第3条 (損害保険金を支払う場合—家財が保険の対象であるときの通貨、乗車券等または預貯金証券の盗難)

当社は、家財が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における次のいずれかに該当するもの盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

① 通貨

② 乗車券等

③ 預貯金証券。ただし、預貯金証券の盗難による損害については、次に掲げる事実がすべてあったことを条件とします。

ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてて被害の届出をしたこと。

イ. 盗難にあつた預貯金証券により預貯金口座から現金が引き出されたこと。また、現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能(注)を他人に不正使用され、預貯金口座から現金が引き落とされた場合を含みます。

(注) 日本デビットカード推進協会に加盟する金融機関が発行したキャッシュカードより預貯金口座から代金を即時に引き落とす決済機能を含みます。

第4条 (地震火災費用保険金を支払う場合)

当社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合(注1)には、それによって臨時に生ずる費用に対して、この約款に従い、地震火災費用保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

① 保険の対象が建物である場合には、その建物が半壊以上となったとき(注2)。

② 保険の対象が家財である場合には、その家財を収容する建物が半壊以上となったとき(注2)、またはその家財が全壊となったとき(注3)。

(注1) この場合においては、第8条(保険金を支払わない場合)(2)②の規定は適用しません。

(注2) 建物の主要構造部分の火災による損害の額が、その損害が生じた地および時におけるその建物の再調査価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合を含みます。

(注3) 家財の火災による損害の額が、その損害が生じた地および時におけるその家財の再調査価額の80%以上となった場合を含みます。この場合における家財には第9条(保険の対象の範囲)(3)①に掲げるものは含みません。

第5条 (震災時諸費用保険金を支払う場合)

当社は、第2条(損害保険金を支払う場合)一 保険の対象に生じた事故)の損害保険金が支払われる場合において、それによって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この約款に従い、震災時諸費用保険金を支払います。

第6条 (残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)

当社は、第2条(損害保険金を支払う場合)一 保険の対象に生じた事故)の損害保険金が支払われる場合において、それによって生ずる残存物取片づけ費用に対して、この約款に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第7条 (特別費用保険金を支払う場合)

当社は、第2条(損害保険金を支払う場合)一 保険の対象に生じた事故)の事故によって損害保険金が支払われ、第46条(保険金支払後の保険契約)の規定によりこの保険契約が終了した場合には、それによって生ずる特別な費用に対して、この約款に従い、特別費用保険金を支払います。

第8条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対して、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他者が受け取るべき金額については除きます。

③ 保険契約者または被保険者(注1)が所有(注3)または運転(注4)する車両またはその積載物の衝突または接触

④ 第2条(損害保険金を支払う場合)一 保険の対象に生じた事故) (1)から(4)までの事故もしくは(6)の事故または第4条(地震火災費用保険金を支払う場合)の事故の際における保険の対象の粉ままたは接触

⑤ 保険の対象である家財が保険証券記載の建物の屋外にある間に生じた第2条または第4条の事故(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 所有権留保事項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保事項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額債取までの間、販

売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

- (注4) 保険の対象または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による損害を含みます。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(注1)に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染されたもの(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) ①から③までの事由によって生じた第2条(損害保険金を支払う場合)保険の対象に生じた事故)から第4条(地震火災費用保険金を支払う場合)までの事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因が異なる場合でも第2条から第4条までの事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動を含みます。全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(3) 当社は、(1)または(2)に掲げる損害のほか、第2条(損害保険金を支払う場合)保険の対象に生じた事故(6)の事故によって生じた次のいずれかに該当する損害に対しても、同条(6)の損害保険金を支払います。

 - ① 差押え、取用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害に対しては、保険金を支払います。
 - ② 保険の対象の使用もしくは修理を委託された者または被保険者と同雇の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、保険金を支払います。
 - ③ 保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた損害に対しては、保険金を支払います。
 - ④ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いによって生じた損害
 - ⑤ 保険の対象に対する加工(注1)、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
 - ⑥ 保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害
 - ⑦ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
 - ⑧ 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
 - ⑨ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
 - ⑩ 土地の沈下、移動または陥没によって生じた損害
 - ⑪ 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は、保険金を支払います。
 - ⑫ 保険の対象のうち、楽器について生じた次の損害
ア、弦(注2)の切断または打楽器の皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は、保険金を支払います。

イ、音色または音質の変化

⑬ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するものについて生じた損害

⑭ 携帯電話(注3)等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品について生じた損害

⑮ 携帯型電子機器(注4)およびこれらの付属品について生じた損害

⑯ ラジオコントロール模型およびその付属品について生じた損害

⑰ 自転車および原動機付自転車(注5)ならびにこれらの付属品について生じた損害

⑱ ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カヌー、雪上オートバイ、ゴカートその他これらに類するものおよびこれらの付属品について生じた損害

⑲ ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィンその他これらに類するものおよびこれらの付属品について生じた損害

⑳ 動物および植物について生じた損害

㉑ 保険の対象である建物の専用水道管の凍結によって生じた次のいずれかに該当する損害
イ、バックシートのみに生じた損害
イ、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分(注6)の専用水道管に生じた損壊

㉒ その他保険証券記載のものに於いて生じた損害

(注1) 保険の対象が建物の場合には、保険の対象の建築をいいます。なお、「建築」には、増築、改築または一部取り壊しを含みます。

(注2) ヒールノズルを含みます。

(注3) PHSを含みます。

(注4) ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書等を含みます。

(注5) 総排気量が125cc以下のものをいいます。

(注6) 区分所有建物の共用部分を含みます。

第9条(保険の対象の範囲)

- (1) この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物またはこれに収容されている家財(注)とします。
- (注) 物置、車庫その他の付属建物が保険証券記載の建物に含まれる場合は、これらに収容される家財を含みます。
- (2) 次に掲げるものは、保険の対象に含まれません。
- ① 自動車(注)
 - ② 通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類するもの
 - (注) 自動車三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。なお、「原動機付自転車」とは、総排気量が125cc以下のものをいいます。
 - ③ 次に掲げるものは、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
 - ① 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ② 構本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
 - ③ 建物が保険の対象である場合には、次に掲げるものうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
 - ① 置、建具その他これらに類するもの
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したものの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類するものうち建物に付加したものの
 - ④ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他この付属建物
 - ④ 家財が保険の対象である場合には、被保険者と生計を共にする親族の所有する家財で保険証券記

- 載の建物に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- (6) 建物と家財の所有者が異なる場合において、家財が保険の対象であるときは、(4)①から③までに掲げるもので被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- (7) 家財が保険の対象である場合において、通貨、乗車券等または預貯金証書に第3条(損害保険金を支払う場合)家財が保険の対象であることと通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難)の盗難による損害が生じたときは、(2)の規定にかかわらず、これを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この規約について再調達価額および保険金額ならびに保険証券記載の家財の保険金額を、これら以外の保険の対象としてものとします。

第10条(保険の対象の評価)

この規約に基づき保険契約においては、保険契約締結時に当社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を評価し、その額を保険証券に記載するものとします。

第11条(損害保険金の支払額—保険の対象に生じた事故の場合)

- (1) 当会社が第2条(損害保険金を支払う場合)保険の対象に生じた事故)の損害保険金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額によって定めま
- (2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、その損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額を限度とし、回収のために支出した必要費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。
- (3) 保険の対象が第9条(保険の対象の範囲)③①に掲げるものである場合は、(1)の規定にかかわらず、損害保険金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の価額によって定めま
- (4) 保険の対象が第9条(保険の対象の範囲)③①に掲げるものである場合は、保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価額に及ぼす影響を考慮し、(3)の規定によって損害の額を決定しま
- (5) 保険の対象が第9条(保険の対象の範囲)③①に掲げるものである場合は、(2)の規定にかかわらず、盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、その損害が生じた地および時における保険の対象の価額を限度とし、回収のために支出した必要費用は、(3)の損害の額に含まれるものとします。
- (6) 当会社は、保険金額(注1)を限度とし、1回の事故につき、保険の対象ごとに次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

- ① 第2条(損害保険金を支払う場合)保険の対象に生じた事故(1)から(5)までの事故による損害の場合
ア、保険証券に免責金額が記載されていない場合

$$(1)から(5)までの規定による損害の額 = 損害保険金の額$$

イ、保険証券に免責金額が記載されている場合

$$規定による損害の額 - 保険証券記載の免責金額 = 損害保険金の額$$

② 第2条(6)の事故による損害の場合

$$(1)、(3)または(4)の規定による損害の額 - 3万円(注2) = 損害保険金の額$$

(注1) 第2条(6)の事故によって保険の対象である家財について生じた損害の場合は(7)に規定する支払限度額および第2条(5)の事故によって保険の対象である第9条(保険の対象の範囲)③①に掲げるものについて生じた損害の場合は(8)に規定する支払限度額としま

(注2) 保険証券にこれと異なる免責金額が記載されている場合はその金額を適用しま

- (7) 保険の対象が家財である場合は、(6)②の規定にかかわらず、第2条(損害保険金を支払う場合)保険の対象に生じた事故(6)の事故による損害が生じたときの当会社の支払うべき損害保険金の限度は、1回の事故につき、保険の対象ごとに50万円としま
- (8) (6)の規定にかかわらず、保険の対象が第9条(保険の対象の範囲)③①に掲げるものである場合において、そのものに第2条(損害保険金を支払う場合)保険の対象に生じた事故(5)の盗難による損害が生じたときの当会社の支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度としま

第12条(損害保険金の支払額—通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難の場合)

- (1) 第3条(損害保険金を支払う場合)家財が保険の対象であることと通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難)①の通貨または②の乗車券等の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払いま
- (2) 第3条(損害保険金を支払う場合)家財が保険の対象であることと通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難)③の預貯金証書の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払いま

第13条(地震火災費用保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第4条(地震火災費用保険金を支払う場合)の地震火災費用保険金として、次の算式(注)によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度としま

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合}(5\%) = \text{地震火災費用保険金の額}$$

(注) 保険金額が損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額を超える場合は、算式の保険金額は、損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額としま

(1) たたき書においては、72時間以内を生じた以上の地震もしくは噴火またはこれらによる浸食は、それらを一括して1回の事故とみなしま

第14条(罹災時諸費用保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第5条(罹災時諸費用保険金を支払う場合)の罹災時諸費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度としま

$$\text{第2条(損害保険金を支払う場合)保険の対象に生じた事故)の損害保険金} \times \text{支払割合}(30\%) = \text{罹災時諸費用保険金の額}$$

(2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき罹災時諸費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、罹災時諸費用保険金を支払いま

第15条(残存物取片け費用保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第2条(損害保険金を支払う場合)保険の対象に生じた事故)の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片け費用の額を第6条(残存物取片け費用保険金を支払う場合)の残存物取片け費用保険金として、支払いま
- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき残存物取片け費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片け費用保険金を支払いま

第11条(損害保険金の支払額—保険の対象に生じた事故の場合)(6)の規定にかかわらず、保険金額(注1)を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金と支払います。

- ① 第2条(1)から(5)までの事故による損害の場合
ア. 保険証券に免責金額が記載されていない場合

$$\frac{\text{第11条(1)から(5)までの規定による損害の額} \times \text{保険金額(注2)}}{\text{再調達価額(注3)}} = \text{損害保険金の額}$$

イ. 保険証券に免責金額が記載されている場合

$$\left(\frac{\text{第11条(1)から(5)までの規定による損害の額} - \text{保険証券の免責金額}}{\text{再調達価額(注3)}} \right) \times \frac{\text{保険金額(注2)}}{\text{再調達価額(注3)}} = \text{損害保険金の額}$$

- ② 第2条(6)の事故による損害の場合

$$\left(\frac{\text{第11条(1)、(3)または(4)の規定による損害の額} - \text{3万円(注4)}}{\text{再調達価額(注3)}} \right) \times \frac{\text{保険金額(注2)}}{\text{再調達価額(注3)}} = \text{損害保険金の額}$$

(注1) 第2条(6)の事故によって保険の対象である家財について生じた損害の場合は第11条(7)に規定する支払限度額および第2条(5)の事故によって保険の対象である第9条(保険の対象の範囲)(3)①に掲げるものについて生じた損害の場合は第11条(8)に規定する支払限度額とします。

(注2) 保険金額が損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額を超える場合は、算式の保険金額は、損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額とします。

(注3) 損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額とします。ただし、保険の対象が第9条(3)①に掲げるものである場合は、再調達価額をその損害が生じた地および時におけるその保険の対象の価額として算出します。

(注4) 保険証券上に見え免責金額が記載されている場合はその金額を適用します。

(5) (4)の場合において、既に第11条(損害保険金の支払額—保険の対象に生じた事故の場合)(6)の規定を適用して保険金を支払っていたときは、当社は(4)により算出した保険金との差額の返還を請求することができます。

第24条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第25条(保険の対象の譲渡)

1 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知しなければなりません。

(2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させたときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にもかかわらず、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 当社が(2)の規定による承認をする場合には、第27条(保険契約の失効)(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第26条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第27条(保険契約の失効)

1 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。

① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第46条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

② 保険の対象が譲渡された場合
(2) おのづかに保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第28条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第29条(保険金額の調整)

(1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

(2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に相当するまでの減額を請求することができます。

第30条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第31条(重大事由による保険契約の解除)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していることと認められること。

④ ①から③までに掲げるものほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と重複して当社とこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団員、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) (1)の規定による解除が第2条(損害保険金を支払う場合—保険の対象に生じた事故)から第4条(地震火災費用保険金を支払う場合)までの事故による損害の発生した時に生じた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条から第4条までの事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が(1)③アから④までのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③アから④までのいずれにも該当しない場合においても被保険者に生じた損害については適用しません。

第32条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第33条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)

(1) 第20条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りします。

(4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条(損害保険金を支払う場合—保険の対象に生じた事故)から第4条(地震火災費用保険金を支払う場合)までの事故による損害については適用しません。

(6) (1)、(2)、次条(1)および(2)のほか、保険契約締結の際、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社への請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料額取り消しに生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第34条(保険料の返還または請求—保険の対象の評価額の変更の場合)

(1) 第21条(保険の対象の評価または再評価のための告知)(2)②の規定による申出を受けた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 第23条(保険の対象の価額の増加または減少)(3)の規定による手続がなされた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りします。

(4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、保険の対象の価額の増加が生じた場合における、その保険の対象の価額の増加が生じた時より前に発生した第2条(損害保険金を支払う場合—保険の対象に生じた事故)から第4条(地震火災費用保険金を支払う場合)までの事故による損害については適用しません。

第35条(保険料の返還—無効または失効の場合)

(1) 第26条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還します。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第36条(保険料の返還—取消の場合)

第28条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第37条(保険料の返還—保険金額の調整の場合)

(1) 第29条(保険金額の調整)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時に遡(さかの)ぼって、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

(2) 第29条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表2に掲げる短期利率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(3) 保険期間が1年を超える保険契約の場合において、第29条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求したときは、その請求のあった日の属する契約年度(注)に対する保険料については、(2)の規定によることとし、その後の契約年度(注)に対する保険料については、その保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料を返還します。(注) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

第38条(保険料の返還—解除の場合)

(1) 第20条(告知義務)(2)、第22条(通知義務)(2)もしくは(6)、第31条(重大事由による保険契約の解除)(1)、第33条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(3)または第34条(保険料の返還または請求—保険の対象の評価額の変更の場合)(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第30条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表2に掲げる短期利率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(3) 保険期間が1年を超える保険契約の場合において、第30条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除したときは、解除のあった日の属する契約年度(注)に対する保険料については、(2)の規定によることとし、その後の契約年度(注)に対する保険

料については、当社は、その全額を返還します。

(注) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

第39条 (事故の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が発生したことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、事故が発生した建物もしくは敷地内を調査することまたはそれらに取替されては被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時に転移することができず。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第40条 (損害防止義務および損害防止費用)

- (1) 保険契約者または被保険者は、第2条(損害保険金を支払う場合—保険の対象に生じた事故)から第4条(地震火災費用保険金を支払う場合)までの事故が発生したことを知った場合には、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者は、損害の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、第8条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由に該当しないときおよび第19条(保険責任の始期および終期)(3)、第33条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(4)または第34条(保険料の返還または請求—保険の対象の評価額の変更の場合)(4)の規定が適用されないときは、当社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します。ただし、第4条(地震火災費用保険金を支払う場合)の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用は負担しません。
 - 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 - 消火活動に使用したことにより損傷したものの(注1)の修理費用または再取得費用
 - 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(注2)(注1) 消火活動に従事した者の雇用物を含みます。(注2) 人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

第2条(損害保険金を支払う場合—保険の対象に生じた事故)から第4条(地震火災費用保険金を支払う場合)までの事故による損害の額	—	損害の発生および拡大を防止するに要する費用	=	損害の額
		(注) 認められる額		

- (4) 第17条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)および第18条(包括して契約した場合の保険金の支払額)の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第17条(1)の規定中「支払限度額」とあるのは「第40条(損害防止義務および損害防止費用)(2)によって当社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。
- (5) (2)の場合において、当社は(2)に規定する負担金と他の保険金との合計額が保険金額を超えると看做し、これを負担します。

第41条 (残存物および盗難品の帰属)

- (1) 当社が第2条(損害保険金を支払う場合—保険の対象に生じた事故)の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思表示をしなければならず、当社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当社が第2条(損害保険金を支払う場合—保険の対象に生じた事故)(5)の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第11条(損害保険金の支払額—保険の対象に生じた事故の場合)(2)または(5)の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 保険の対象が盗取された場合に、当社が第2条(損害保険金を支払う場合—保険の対象に生じた事故)(5)の損害保険金を支払ったときは、当社は、支払った損害保険金の額の損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額に対する割合によって、その盗取された損害の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額(注)を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。(注) 第11条(損害保険金の支払額—保険の対象に生じた事故の場合)(2)または(5)の費用に對する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第42条 (保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、第2条(損害保険金を支払う場合—保険の対象に生じた事故)から第4条(地震火災費用保険金を支払う場合)までの事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 損害見積書
 - ③ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ④ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族(注) 法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第43条 (保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生時の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求その他債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額を含みます。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日まで、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注)3 180日
 - ② (1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)の①から④までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)の①から④までの事項の確認を日本国内において行なうための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに期しなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。(注) 必要な協力を行なわなかった場合を含みます。

第44条 (時効)

保険金請求権は、第42条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第45条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその債権に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当社が損害賠償の全額を保険金として支払った場合
 - ② 被保険者が取得した債権の全額
 - ③ ①以外の場合
- (2) ①②の場合において、当社に保険金が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社が負担とします。

第46条 (保険金の支払額の調整)

- (1) 第2条(損害保険金を支払う場合—保険の対象に生じた事故)の損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額(注)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約者、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。(注) 保険金額が損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額を超える場合は、損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額とします。
- (2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
- (3) (1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。
- (4) 保険期間が1年を超える保険契約の場合において、(1)の規定により、保険契約が終了したときは、終了した日の属する契約年度(注)に対する保険料については、(3)の規定によることとし、その後の契約年度(注)に対する保険料については、当社は、その全額を返還します。(注) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。
- (5) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(4)までの規定を適用します。

第47条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結後の保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第25条(保険の対象の譲渡)の規定によるものとします。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第48条 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約については、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。(注) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社者の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しては効力を有するものとします。
- (2) 保険契約者または被保険者が2名以上ある場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第49条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第50条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

保険金の種類		支払限度額	
1	第2条(損害保険金を支払う場合)一保険の対象に生じた事故(1)から(4)までの損害保険金	<p>保険証券に免責金額が記載されていない場合</p> <p>損害の額</p> <p>保険証券に免責金額が記載されている場合</p> <p>1回の事故につき、損害の額から免責金額(注)を差し引いた残額(注)他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。</p>	
	第2条(損害保険金を支払う場合)二(1)から(5)の損害保険金	<p>保険証券に免責金額が記載されていない場合</p> <p>1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円(注)または損害の額のいずれか低い額(注)他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。</p> <p>保険証券に免責金額が記載されている場合</p> <p>1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円(注1)または損害の額から免責金額(注2)を差し引いた残額のいずれか低い額(注1)他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。(注2)他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。</p> <p>損害の額</p> <p>1回の事故につき、損害の額から免責金額(注)を差し引いた残額(注)他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。</p>	
3	第2条(損害保険金を支払う場合)一保険の対象に生じた事故(6)の損害保険金	(1) 建物	1回の事故につき、損害の額から3万円(注1)(注2)を差し引いた残額(注1)保険証券にこれと異なる免責金額が記載されている場合は、その金額を適用します。(注2)他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。
		(2) 家財	1回の事故につき、50万円(注1)または損害の額から3万円(注2)(注3)を差し引いた残額のいずれか低い額(注1)他の保険契約等に、限度額が50万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。(注2)保険証券にこれと異なる免責金額が記載されている場合は、その金額を適用します。(注3)他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。
4	第3条(損害保険金を支払う場合)一家財が保険の対象であるときの通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難の損害保険金	(1) 通貨または乗車券等	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円(注)または損害の額のいずれか低い額(注)他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
		(2) 預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円(注)または損害の額のいずれか低い額(注)他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
5	第4条(地震火災費用保険金を支払う場合)の地震火災費用保険金	(1) それぞれの保険契約の支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円(注)を超える場合(注)他の保険契約に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円(注)(注)他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
		(2) 上記(1)に該当しない場合であって、それぞれの保険契約のおのおの保険の対象についての支払責任額の合計額が、1回の事故	1回の事故につき、保険の対象ごとに、損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額に5%(注)を乗じて得た額(注)他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの

		につき、保険の対象ごとに、損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額に5%(注)を乗じて得た額を超えるとき。(注)他の保険契約に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。	支払割合のうち最も高い割合とします。
6	第5条(罹災時諸費用保険金を支払う場合)の罹災時諸費用保険金		1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円(注)(注)他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
7	第6条(残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)の残存物取片づけ費用保険金		残存物取片づけ費用の額
8	第7条(特別費用保険金を支払う場合)の特別費用保険金		1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円(注)(注)他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

別表2 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合(%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
11か月を超えるもの	100

地震保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の3%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用財産の場合) 生活用財産の損害の額が、その生活用財産の保険価額の10%以上30%未満である損害をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
警戒宣言	大震法第9条(警戒宣言等)第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
地震保険法	地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)をいいます。
生活用財産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、建物に収容されている物に限ります。
全損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用財産の場合) 生活用財産の損害の額が、その生活用財産の保険価額の80%以上である損害をいいます。
損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の対象として生じた損害を含みます。
大震法	大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンス、サイロ、井戸等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限ります。
建物の主要構造部	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条(用語の定義)第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。
他の保険契約	(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条(保険金の支払額)(2)①または②の建物または生活用財産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。 (保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条(保険金の支払額)(3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用財産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。
半損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の20%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上70%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用財産の場合) 生活用財産の損害の額が、その生活用財産の保険価額の30%以上80%未満である損害をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の

対象について生じた損害が全損、半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。

- (2) 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能(注)に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。
(注) 一時的に居住不能となった場合を除きます。
- (3) 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物に床上浸水(注1)または地盤面(注2)より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合(注3)には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。
(注1) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たかぎの類を除きます。
(注2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。
(注3) その建物が生じた(1)の損害が全損、半損または一部損に該当する場合を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物区分所有建物でない場合】

- (4) (1) から (3) までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が生活用財産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物区分所有建物である場合】

- (4) 保険の対象が区分所有建物の専有部分である場合には、(1) から (3) までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。
- (5) 保険の対象が生活用財産である場合には、(1) から (3) までの損害の認定は、その生活用財産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、地震等の際において、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険の対象の紛失または盗難
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑤ (注3)
 - ⑥ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらに由来する事故
- (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 被保険者でない者が保険を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4) 使用済燃料を含みます。
- (注5) 原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物区分所有建物でない場合】

第4条 (保険の対象の範囲)

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、建物または生活用財産に限られます。
- (2) (1) の建物か保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれるときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (3) (1) の生活用財産は、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
- ① 電、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
 - ④ (1) および (3) の生活用財産には、次に掲げる物を含みません。
- (4) 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- ① 自動車(注)
 - ② 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ③ 橋本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ④ 商品、営業用什(じゅう)器・備品その他これらに類する物
- (注) 自動車三輪車および自動車二輪車を含み、総排気量が125以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物区分所有建物である場合】

第4条 (保険の対象の範囲)

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分(注)または生活用財産に限られます。
(注) 居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。
- (2) (1) の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれるときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (3) (1) の生活用財産は、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
- ① 電、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したもの

- (4) (1) および (3) の生活用財産には、次に掲げる物は含まれません。
- ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 自動車(注)
 - ③ 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董(注)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ④ 橋本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用什(しゅ)器・備品その他これらに類する物
- (注) 自動二輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第5条 (保険金の支払額)

- (1) 当社は、第2条 (保険金を支払う場合) の保険金として次の金額を支払います。
- ① 保険の対象である建物または生活用財産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - ② 保険の対象である建物または生活用財産が半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の50%に相当する額。ただし、保険価額の50%に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である建物または生活用財産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- (2) (1) の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用財産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし、(1) の規定を適用します。
- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
 - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用財産 1,000万円
- (3) (2) ①または②の建物または生活用財産について、地震保険法第2条 (定義) 第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2) ①または②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1) の規定を適用します。

① 建物		この保険契約の建物についての保険金額			
	×	5,000万円または保険価額のいずれか低い額	×	それぞれ	それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額
② 生活用財産		この保険契約の生活用財産についての保険金額		それぞれ	それぞれの保険契約の生活用財産についての保険金額の合計額
	×	1,000万円または保険価額のいずれか低い額	×	それぞれ	それぞれの保険契約の生活用財産についての保険金額の合計額
(4) 当社は、(2) ①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または(2) ①の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を真にするその建物または戸室ごとに(2) および(3) の規定をそれぞれ適用します。					
(5) (2) から(4) までの規定により、当社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。					
① (2) の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(2) ①または②に規定する限度額を差し引いた残額					
② (3) の規定により保険金を支払った場合(注) は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額					
ア. 建物		この保険契約の建物についての保険金額		×	(2) ①に規定する限度額
	×	それぞれ	×	それぞれ	それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額
イ. 生活用財産		この保険契約の生活用財産についての保険金額		×	(2) ②に規定する限度額
	×	それぞれ	×	それぞれ	それぞれの保険契約の生活用財産についての保険金額の合計額

- (注) (2) ①または②の建物または生活用財産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2) ①または②に規定する限度額を超える場合に限り、(3) の規定を適用します。
- (6) 当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社に転移しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第5条 (保険金の支払額)

- (1) 当社は、第2条 (保険金を支払う場合) の保険金として次の金額を支払います。
- ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用財産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - ② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用財産が半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の50%に相当する額。ただし、保険価額の50%に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用財産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- (2) 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして(1) および(4) の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分に対する保険金額の割合(注) によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。
- (注) 専有部分の保険金額と共用部分の共有持分の保険金額との合計額に対する専有部分の保険金額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険金額の割合は40%とみなします。
- (3) (1) の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額の合計額または生活用財産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超える場合は、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1) の規定を適用します。
- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および共用部分

- 5,000万円
- ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用財産 1,000万円
- (4) (3) ①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用財産について、地震保険法第2条 (定義) 第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3) ①もしくは②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1) の規定を適用します。

① 専有部分		この保険契約の専有部分の保険金額			
	×	5,000万円または保険価額のいずれか低い額	×	それぞれ	それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額
② 共用部分		この保険契約の共用部分の保険金額		それぞれ	それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額
	×	5,000万円または保険価額のいずれか低い額	×	それぞれ	それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額
③ 生活用財産		この保険契約の生活用財産についての保険金額		それぞれ	それぞれの保険契約の生活用財産についての保険金額の合計額
	×	1,000万円または保険価額のいずれか低い額	×	それぞれ	それぞれの保険契約の生活用財産についての保険金額の合計額
(5) 当社は、(3) ①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または(3) ①の専有部分および共用部分が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに(3) および(4) の規定をそれぞれ適用します。					
(6) (3) から(5) までの規定により、当社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。					
① (3) の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(3) ①または②に規定する限度額を差し引いた残額					
② (4) の規定により保険金を支払った場合(注) は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額					
ア. 専有部分および共用部分		この保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額		×	(3) ①に規定する限度額
	×	それぞれ	×	それぞれ	それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額
イ. 生活用財産		この保険契約の生活用財産についての保険金額		×	(3) ②に規定する限度額
	×	それぞれ	×	それぞれ	それぞれの保険契約の生活用財産についての保険金額の合計額

(注) (3) ①または②の専有部分および共用部分または生活用財産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3) ①または②に規定する限度額を超えるときに限り、(4) の規定を適用します。

(7) 当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社に転移しません。

第6条 (包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

第7条 (保険金支払についての特則)

- (1) 地震保険法第4条 (保険金の削減) の規定により当社が支払うべき保険金を削減するおそれがある場合は、当社は、同法およびこれに基づき法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算し、支払うべき保険金が増した後に、その差額を支払います。
- (2) 地震保険法第4条 (保険金の削減) の規定により当社が支払うべき保険金を削減する場合には、当社は、同法およびこれに基づき法令の定めるところに従い算出した額を保険金として支払います。

第8条 (2以上の地震等への取扱い)

この保険契約においては、72時間以内になつた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

第3章 基本条項

第9条 (保険責任の始期および終期)

(1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注) に始まり、末日の午後4時に終わります。

- (注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
 - (3) 保険期間が始まった後でも、当社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2) に規定する事実がなかった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを

知らなかった場合（注）

- ③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当社がこれを承認した場合は、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合（注）当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第11条（通知義務）

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。
 - ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。
 - ② 保険の対象を他の場所に移動したこと。
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。
- (注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事項に限ります。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。
 - ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分の構造または用途を変更したこと。
 - ② 保険の対象を他の場所に移動したこと。
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。
- (注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事項に限ります。

- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失による通知なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険増加が生じた時から5年を経過した場合については適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかず発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合（注）には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 共用部分が居住の用に供されなくなった場合は、共用部分を共有する区分所有者の所有に供されるこの区分所有建物の専有部分すべてが居住に供されなくなった場合をいいます。

- (7) (6)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保証登記簿の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第13条（保険の対象の護謨）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を護謨する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の護謨前にあらかじめ、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第15条（保険契約の失効）(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第14条（保険契約の無効）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- (2) 警戒宣言がなされた場合は、地震法第3条（地震防災対策強化地域のうち第1項の規定による地震防災対策強化地域として指定された地域のうちその警戒宣言に係る地域内）に所在する保険の対象に対するその警戒宣言がなされた時から同法第9条第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言がなされた日（注）までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言がなされた時すでに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、

その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。
(注) 警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定することができます。

第15条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
 - ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) (1)のおおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険契約の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超過していたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に当するまでの調整を請求することができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当社によるこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のごれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
(注) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業業者その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) (1)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
 - (3) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第20条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時の期間（注）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故に対する損害については適用しません。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社との請求に基づき、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料預取前に生じた事故による損害に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険料を支払います。

第22条（保険料の返還・無効・失効等の場合）

- (1) 第14条（保険契約の無効）(1)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 第14条（保険契約の無効）(2)の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。
- (3) 保険契約が無効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条（付帯される保険契約との関係）(2)の規定により終了する場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第23条 (保険料の返還—取消しの場合)

第16条 (保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、その保険料を返還します。

第24条 (保険料の返還—保険金額の調整の場合)

- (1) 第17条 (保険金額の調整) (1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時に遡(さかの)りて、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第17条 (保険金額の調整) (2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条 (保険料の返還—解除の場合)

- (1) 第10条 (告知義務) (2)、第11条 (通知義務) (2)もしくは(6)、第19条 (重大事由による解除) (1)または第21条 (保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合) (3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第18条 (保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第26条 (事故の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容を(注)を当社に遅滞なく通知しなければなりません。(注)既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所在する敷地内を調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができる。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条 (損害防止義務)

保険契約者または被保険者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第28条 (保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、第2条 (保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができます。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 損害見積書
 - ③ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの
- (3) 被保険者が保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかがあることを示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (4) 法律上の配偶者に限ります。
- (5) ①から③までの被保険者の代理人から保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (6) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または証拠が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (7) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条 (保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生時の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に責を負する事実
 - ② 保険金が支払われる事由の有無の確認に必要な事項として、原因金が発生しない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消しまたは終了(注3)の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金額を確定するために確認が必要な事項(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。(注2) 保険価額を含みます。(注3) 第33条(付帯される保険契約との関係)(2)において定める終了に限ります。(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日まで、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査
 - ① 調査結果の照会(注3) 180日
 - (2) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365日(3) (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間について(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。(4) 当社は、第7条 (保険金支払についての特別)の規定により保険金(注)を支払う場合には、(1)から(3)までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。(注) 概算払の場合を含みます。

第30条 (時効)

保険金請求権は、第28条 (保険金の請求) (1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第32条 (保険金支払後の保険契約)

- (1) 当社が第5条 (保険金の支払額) (1)①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物区分所有建物でない場合】
(2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条 (保険金の支払額) (5)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(5)①または②の残額を差し引いた金額を同条(5)①の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物区分所有建物である場合】
(2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条 (保険金の支払額) (6)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(6)①または②の残額を差し引いた金額を同条(6)①の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

- (3) (1)の規定により、この保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。(4) おのの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合は、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第33条 (付帯される保険契約との関係)

- (1) この保険契約は、被保険者および保険の対象を共通にする地震保険法第2条(定義)第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。(2) この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の途中において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとします。

第34条 (保険契約の継続)

- (1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合(注)に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当社に告知しなければなりません。この場合の告知については、第10条 (告知義務)の規定を適用します。(注) 新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合があります。この場合には、当社は新たな保険証券を発行し、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができます。この場合、第9条 (保険責任の始期および終期) (3)の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第35条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条 (保険の対象の譲渡)の規定によるものとします。(2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人へのこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第36条 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約については、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。(2) (1)の代表者が定まらない場合はその所在が明らかでない場合は、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社者の行為は、他の保険契約者または被保険者に対してその効力を有するものとします。(3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第37条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。	
既経過期間	割合(%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45

4 か月まで	55
5 か月まで	65
6 か月まで	70
7 か月まで	75
8 か月まで	80
9 か月まで	85
10 か月まで	90
11 か月まで	95
1 年まで	100

特約火災保険契約に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約が独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険契約、住宅金融公庫融資住宅等火災保険契約、独立行政法人都市再生機構分譲住宅等火災保険契約、都市基盤整備公団分譲住宅等火災保険契約、独立行政法人福祉医療機構承継融資物件等火災保険契約、年金資金運用基金融資物件等火災保険契約、勤労者財産形成融資住宅火災保険契約または沖縄振興開発金融公庫融資住宅等火災保険契約の場合には、この特則が適用されます。「当会社のために保険契約の締結の代理を行う者」とあるのは「当会社のために保険契約の締結の履行補助を行う者」と読み替えます。

特約

<家庭用火災総合保険にのみ適用する特約>

代位求償権不行使特約

この特約が付帯された普通保険約款の代位に関する規定により、被保険者が借家人（注）に対して有する権利を、当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人（注）の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合を除きます。（注）賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転賃人および転借人を含みます。

植物特約

当会社は、この特約が付帯された保険契約の保険の対象である鑑賞用植物が、その保険契約により当会社が補償する危険の発生によって損害を受けたため、損害発生後その日を含めて7日以内に枯死（その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。）した場合にはのみ保険金を支払います。

動物特約

当会社は、この特約が付帯された保険契約の保険の対象である動物が、その保険契約により当会社が補償する危険の発生によって、その動物を収容する保険証券記載の建物または工作物内で損害を受けたため、損害発生後その日を含めて7日以内に死亡した場合にのみ保険金を支払います。

庭木修復費用特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
建物	保険証券記載の建物をいいます。
他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された第2条（保険金を支払う場合）の庭木修復費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
庭木	建物と同一敷地内にある庭木をいい、垣、鉢植および草花を除きます。
庭木修復費用	建物につき、家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合—保険の対象に生じた事故）の事故によって損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって庭木が損害を受け、枯死（注）したことにより、これを修復するために必要な費用をいいます。（注）枯れ枝が樹冠部の3分の2以上になった場合および通直な主幹を持つ樹木については樹高の3分の1以上の主幹が枯れた場合をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、庭木修復費用に対して、この特約に従い、庭木修復費用保険金を支払います。

第3条（保険金の支払額）

- （1）当会社が前条の保険金として支払う額は、1回の事故につき10万円を限度とします。
- （2）（1）の場合において、当会社は、（1）の規定によって支払うべき庭木修復費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えなくても、庭木修復費用保険金を支払います。

第4条（他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、庭木修復費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を庭木修復費用保険金として支払います。ただし、前条の額を限度とします。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
庭木修復費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。

第5条（普通保険約款の読み替え規定）

この特約においては、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第39条（事故の通知）（1）の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「庭木修復費用が生じた」、また「損害の発生ならびに他の保険契約等」とあるのは「庭木修復費用の発生ならびに庭木修復費用特約に規定する他の保険契約等」
- ② 第39条（2）の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「庭木修復費用が生じた」
- ③ 第42条（保険金の請求）（1）の全文は、
「（1）当会社に対する保険金請求権は、庭木修復費用を支出した時から発生し、これを行使することができるものとします。」

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

共用部分修理費用特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または動産について締結された第2条（保険金を支払う場合）の費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が区分所有された共同住宅建物の専有部分である場合において、家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合—保険の対象に生じた事故）の事故によって、専ら被保険者が使用または管理する共用部分が損害（注）を受け、その共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約に基づき、被保険者に修復の義務が生じた場合、被保険者が負担したその共用部分の修復に要した費用に対して、この特約に

従い、共用部分修理費用保険金を支払います。

(注) 家庭用火災総合保険普通保険約款第8条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由による損害を除外します。

第3条(保険金の支払額)

(1) 当会社が前条の保険金として支払う額は、1回の事故につき1敷地内ごとに10万円を限度とします。

(2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき共用部分修理費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えても、支払いません。

第4条(他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、共用部分修理費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を共用部分修理費用保険金として支払います。ただし、前条の額を限度とします。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

共用部分修理費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額

第5条(普通保険約款の読み替え規定)

この特約においては、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 第39条(事故の通知)(1)の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「共用部分修理費用が生じた」、また「損害の発生ならびに他の保険契約等」とあるのは「共用部分修理費用の発生ならびに共用部分修理費用特約に規定する他の保険契約等」

② 第39条(2)の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「共用部分修理費用が生じた」

③ 第42条(保険金の請求)(1)の全文は、

「(1)当会社に対する保険金請求権は、共用部分修理費用を支出した時から発生し、これを行なうことができるものとします。」

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

水濡れ原因調査費用特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
他の保険契約等	第2条(保険金を支払う場合)の水濡れ原因調査費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
水濡れ原因調査費用	保険の対象である建物(注1)において、漏水、放水または溢(いっ)水(注2)による水濡れ事故が発生した場合に、その事故原因の調査に要する必要かつ有益な費用をい、原因を調査するために必要な内・外壁等の一部取り壊しおよびその修復等の工事費用を含みます。 (注1) 建物の付属物または付属設備を含みます。 (注2) 水が溢(あふ)れることをいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、水濡れ原因調査費用に対して、この特約に従い、水濡れ原因調査費用保険金を支払います。ただし、保険の対象自体の水濡れ損害の修理費用は除きます。

第3条(水濡れ原因調査費用保険金の支払額)

(1) 当会社は、前条の水濡れ原因調査費用保険金として、原因調査に必要なかつ有益な額を、1事故かつ1保険期間を通じ100万円を限度に支払います。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、契約年度(注)ごとに100万円を限度とします。

(注) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

(2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき水濡れ原因調査費用保険金と他の保険金との合計額が保険金請求記載の保険金額を超えても、支払いません。

第4条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、前条(1)の支払限度額(注)を超えるときは、当会社は、次に定める額を水濡れ原因調査費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

前条(1)の支払限度額(注)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

第5条(普通保険約款の読み替え規定)

この特約においては、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 第39条(事故の通知)(1)の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「水濡れ原因調査費用が生じた」、また「損害の発生ならびに他の保険契約等」とあるのは「水濡れ原因調査費用の発生ならびに水濡れ原因調査費用特約に規定する他の保険契約等」

② 第39条(2)の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「水濡れ原因調査費用が生じた」

③ 第42条(保険金の請求)(1)の全文は、

「(1)当会社に対する保険金請求権は、水濡れ原因調査費用を支出した時から発生し、これを行なうことができるものとします。」

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

建ておし費用特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
損害の額	家庭用火災総合保険普通保険約款第2条(損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故)の事故による建物に生じた損害の額をい、損害が生じた地および時における再調達価額によって定めるものとします。
損害保険金	家庭用火災総合保険普通保険約款第11条(損害保険金の支払額－保険の対象に)

の額	生じた事故)(6)の規定による損害保険金の額をいいます。(注) (注) 第2条(保険金を支払う場合)の(1)に掲げる条件をすべて満たす損害が生じた後、建物の建てなおしが完了するまでに家庭用火災総合保険普通保険約款第2条(損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故)に規定する事故による損害が生じた場合は、その損害により支払うべき損害保険金の額を含みます。
建ておし費用	被保険者が建物を建てなおすために負担する費用で、損害保険金の額を超えて発生する建ておしに要する建築費用をいいます。
建物	保険の対象である建物をいいます。
取りこわし費用	建物の建ておしに際して、損害を受けた建物の取りこわしのために被保険者が負担する取りこわしに要する費用をいいます。ただし、建物の復旧に必要な取りこわしに要する費用について損害保険金が支払われた場合は、これを控除します。

第2条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、家庭用火災総合保険普通保険約款第2条(損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故)に規定する損害保険金が支払われる場合において、次に掲げる条件をすべて満たすときは、建ておし費用に対して、この特約に従い、建ておし費用保険金を支払います。

① 損害を受けた建物の再調達価額に対する割合が70%以上100%未満であること。

② 損害を受けた建物と同一用途の建物に建ておすこと。

(2) 当会社は、取こわし費用に対して、この特約に従い、取りこわし費用保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、建物に損害が生じた日からその日を含めて2年の期間内に建ておしを完了しない場合については、建ておし費用保険金および取りこわし費用保険金を支払いません。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当社の承認を得て、建ておしの期間を変更することができます。

第4条(建ておし費用保険金の支払額)

(1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する建ておし費用保険金として、建ておし費用を支払います。ただし、建物の再調達価額から損害保険金の額を差し引いた額を限度とします。

(2) 保険金額が建物の再調達価額より低い場合は、(1)によって算出される建ておし費用保険金は、損害保険金の額と合わせて保険金額を限度とします。

第5条(取りこわし費用保険金の支払額)

当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(2)に規定する取りこわし費用保険金として、取りこわし費用を支払います。ただし、前条によって算出される建ておし費用保険金の10%に相当する額を限度とします。

第6条(建ておし費用を支払う他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等(注)がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、建ておし費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を建ておし費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等(注)から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等(注)から保険金または共済金が支払われた場合

建ておし費用の額から、他の保険契約等(注)から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 第2条(保険金を支払う場合)の建ておし費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

第7条(取りこわし費用を支払う他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等(注)がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、取りこわし費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を取りこわし費用として支払います。

① 他の保険契約等(注)から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等(注)から保険金または共済金が支払われた場合

取りこわし費用の額から、他の保険契約等(注)から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 第2条(保険金を支払う場合)の取りこわし費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

第8条(罹災建物に残存価値がある場合または第三者に譲渡する場合の取扱い)

当会社は、この特約の規定により保険金を支払う場合で、損害を受けた保険の対象である建物を取りこわすことなく再利用するか、または第三者に譲渡するかを、譲渡額等(注)を建ておし費用に算入から差し引くものとします。

(注) 再利用した建物の損害が生じた地および時における価額、または被保険者が譲渡によって得た金額をいいます。

第9条(保険金支払後の保険契約)

(1) 当会社がこの特約の規定により保険金を支払う場合は、損害を受けた建物を取りこわした時に、この保険契約は終了します。

(2) 当会社がこの特約の規定により保険金を支払う場合で、被保険者が損害を受けた建物を第三者へ譲渡する場合は、譲渡された時に、この保険契約は、その効力を失います。

(3) このおの別条に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)および(2)の規定を適用します。

第10条(この特約が付帯された保険契約との関係)

(1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。

(2) この特約が付帯された保険契約が失効の場合は、この特約もまた失効とします。

(3) この特約が付帯された保険契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとなります。

(4) この特約が付帯された保険契約が保険期間の途中において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第11条(普通保険約款の読み替え規定)

この特約においては、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 第39条(事故の通知)(1)の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「取りこわし費用および建ておし費用が生じた」、また「損害の発生ならびに他の保険契約等」とあるのは「取りこわし費用および建ておし費用の発生ならびに費用特約第6条(建ておし費用を支払う他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および第7条(取りこわし費用を支払う他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)に規定するそれぞれの他の保険契約等」

② 第39条(2)の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「取りこわし費用および建ておし費用が生じた」

③ 第42条(保険金の請求)(1)の全文は、「(1)当会社に対する保険金請求権は、取りこわし費用および建ておし費用を支出した時から発生し、これを行なうことができるものとします。」

第12条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

建物付属機械設備等電氣的機械的事故補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、次条に規定する保険の対象である建物に付属し、建物の機能を維持する設備について、家庭用火災総合保険普通保険約款第8条（保険金を支払わない場合）(3)の規定にかかわらず、偶然な外来の事故に直接起因しない次に掲げる事故により生じた損害についても、この特約に従い、損害保険金を支払います。

- ① ショート、アーク、スパーク、過電流、空中電気の作用その他の電氣的現象による事故
- ② 機械的故障

第2条（保険の対象の範囲）

(1) この特約における保険の対象の範囲は、次に掲げる設備とします。

設備名称	機械、機械設備または装置
空調設備	温風暖房機、ボイラ付属設備、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナ、ユニットクーラ、空気調和器、エアーカーテン装置、送風機、付属ボイラ類等
電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサ、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、端子・碍金、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、照明器具、非常用発電装置、送受信設備装置、電氣時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置等
給排水・衛生・消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、排水設備、給排水設備、戸弁、ボイラ、各種消火設備等
昇降設備	エレベーター、エスカレーター、ダムウエータ等
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、ごみ処理設備・塵芥焼却設備・建物防震設備等
上記各設備に付属する配線・配管・ダクト設備	
窓拭き用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール
回転展望台施設	回転台フレーム、回転駆動装置、レール
エアーシャータ設備	送風機、気送子、インターホン
ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントラスト
駐車機械設備	駐車機械本体、電動発電機、巻上機、搬器、ガイドレール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置

(2) (1) にかかわらず、次に掲げるものは、機械、機械設備または装置に含まないものとします。

- ① 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレング
- ② ベルト、ワイヤロープ（注1）、チェーン、電球その他のこれらに類するもの
- ③ 潤滑油、操作油、冷媒、水処理材料、熱媒および触媒その他運転に供せられる資材
- ④ コンピュータプログラム、インプットデータその他これらに類するもの
- ⑤ 基礎（注2）
- ⑥ その他保険証券に記載されたもの
（注1）エレベーターのワイヤロープを除きます。
（注2）アンカーボルトを含みます。

第3条（保険金の支払額）

(1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）の損害保険金を支払うべき損害の額は、再調達価額によって定めます。

(2) 当会社は、保険の対象である建物の保険金額を限度とし、(1)の規定による損害の額から1万円を差し引いた残額を損害保険金として支払います。

第4条（普通保険約款の費用保険金との関係）

この特約においては、家庭用火災総合保険普通保険約款第4条（地震火災費用保険金を支払う場合）から第7条（特別費用保険金を支払う場合）までの規定は適用しません。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

類焼補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家財	建物に収容される家財をいいます。
事故	第2条（保険金を支払う場合）①に規定する事故をいいます。
支払限度額	保険証券記載の支払限度額をいいます。ただし、当社が類焼損害保険金を支払った場合は、損害が生じた時以後の保険期間に対しては、支払限度額からその類焼損害保険金の額を控除した残額を支払限度額とします。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいい、事故が発生したときとして生ずる費用に対する費用を控除した額とします。
主契約	この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に基づく保険契約をいいます。
主契約家財	主契約の保険の対象である家財をいいます。
主契約建物	主契約の保険の対象である建物をいいます。
主契約における第三者	主契約被保険者および主契約被保険者と生計を共にする同居の親族以外の者をいいます。（注1）（注2） （注1）主契約の主契約被保険者とは被保険者が異なる主契約の被保険者を含みます。 （注2）主契約建物が借住住宅である場合には、主契約被保険者の許諾を得て主契約建物に居住する者は含みません。
主契約被保険者	保険証券記載の保険の対象の所有者をいいます。
損害	第2条（保険金を支払う場合）①の事故によって発生した同条②の損害をいいます。

他 保険 優先 支払規定	損害の額から他の保険契約等の支払責任額の合計額を控除した残額を類焼損害保険金として算出する規定をいいます。
建物	この特約における保険の対象であって、全部または一部で世帯が現実生活中に営んでいる居住の用に供する建物をいい、次に掲げるものを含みます。 ① 畳、建具その他これらに類するもの ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したものの ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類するものうち建物に付加したもの ④ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
他の 保険 契約等	類焼補償対象物の全部または一部を保険の対象とし、類焼補償被保険者の全部または一部を被保険者とする、第2条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
類焼 補償 対象物	この特約における保険の対象であり、第4条（類焼補償対象物の範囲）に規定するものをいいます。
類焼 補償 被 保険者	この特約における被保険者であり、第5条（類焼補償被保険者の範囲）に規定する者をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、次に掲げる①の事故によって生じた②の損害に対して、普通保険約款およびこの特約に従い、類焼補償保険金を支払います。

- ① 主契約建物もしくはこれに収容される家財または主契約家財もしくはこれを受容する保険証券記載の建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、主契約における第三者の所有物で主契約被保険者以外の者が占有する部分（注1）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
- ② 類焼補償対象物の滅失、損傷または汚損（注2）。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。
（注1）区分所有建物の共用部分を含みます。
（注2）消防または避難に必要な処置によって生じた損害を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、類焼損害保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、主契約被保険者（注1）または主契約被保険者（注1）と生計を共にする同居の親族またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 類焼補償被保険者（注2）またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の類焼補償被保険者が受け取る金額については除きます。
- ③ 類焼補償被保険者でない者が類焼補償被保険者または一部を受け取るべき場合においては、その者（注3）またはその者（注3）の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
（注1）保険契約者または主契約被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2）類焼補償被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注3）その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（注1）に対しては、類焼損害保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事または暴動（注2）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染されたもの（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらによる事故
（注1）①から③までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がわからない場合でも事故が生じた事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注3）使用済燃料を含みます。
（注4）原子核分裂生成物を含みます。

第4条（類焼補償対象物の範囲）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）の類焼補償対象物とは、建物または建物に収容される家財をいいます。

(2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げるものは、建物に含まれます。

- ① 常時、居住の用に供しうる状態にある別荘（注1）
 - ② 全部で居住の用に供しうる状態にある空家（注2）
（注1）営業用の別荘を除きます。
（注2）建売業者等が所有する売却用の空家を除きます。
- (3) 次に掲げる建物または家財は、類焼補償対象物に含まれません。
- ① 建物
 - ア. 主契約建物
 - イ. 主契約家財を収容する保険証券記載の建物（注1）
 - ウ. 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族の所有する建物（注2）
 - エ. 建築中または取り壊し中の建物（注3）
 - オ. 国、地方公共団体等の所有する建物
 - ② 家財
 - ア. 主契約家財
 - イ. 主契約建物に収容される家財（注4）
 - ウ. 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族の所有（注5）、使用または管理する家財
 - エ. 自動車（注6）
 - オ. 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
 - カ. 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - キ. 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
 - ク. 動物、植物
 - ケ. 商品、見本品、事業用什（じゅう）器・備品・機械装置・道具その他事業を営むために使用されるもの
 - （注1）共同住宅建物である場合は、主契約被保険者の占有する戸室をいいます。
（注2）共有である場合、主契約被保険者以外の者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を含みます。ただし、区分所有建物の共有部分における主契約被保険者以外の者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を除きます。

- (注3) 損害が発生した時に、世帯が現実生活に営んでいたものを除きます。
- (注4) 主契約建物が増築を有している場合には、借用戸室またはこれに収容される家財から事故が発生した時における借用戸室に収容される家財とします。
- (注5) 共有である場合の主契約被保険者以外の者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を含みます。
- (注6) 自動車三輪車および自動車二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。なお、「原動機付自転車」とは、総排気量が125cc以下のものをいいます。

第5条 (類焼補償被保険者の範囲)

- 類焼補償被保険者は、類焼補償対象物の所有者とします。
- 類焼補償被保険者が類焼補償被保険者として権利を取得し、義務を負担するのは、事故による損害が発生した場合に限ります。ただし、第12条(損害防止義務および損害防止費用)に定める類焼補償被保険者としての権利を取得し、義務を負担するのは、事故が発生した場合とします。

第6条 (類焼損害保険金の支払額)

- 当会社が類焼損害保険金として支払うべき損害の額は、類焼補償対象物の再調達価額によって定めず。
- 当会社は、支払限度額を限度として(1)の規定による損害の額を類焼損害保険金として支払います。
- 保険期間が1年を超える保険契約においては、当会社は、契約年度(注)ごとに(2)の規定を適用します。

(注) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額—その1)

当会社が類焼損害保険金を支払うべき損害が発生した場合において、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等があり、それらの中に他保険優先支払規定を有する他の保険契約等がない場合は、当会社は、支払限度額を限度に、前条(1)によって算出した損害の額から他の保険契約等の支払責任の合計額を控除した残額を類焼損害保険金として支払います。

第8条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額—その2)

前条の規定にかかわらず、当会社が類焼損害保険金を支払うべき損害が発生した場合において、他の保険契約等があり、それらの中に他保険優先支払規定を有する他の保険契約等がある場合において、他保険優先支払規定を有する他の保険契約等およびこの特約につき、それぞれ他保険優先支払規定を有する他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が、他保険優先支払規定を有する他の保険契約等がないものとして同条の規定によって算出したこの保険契約の支払責任額を超えるときは、当会社は、次に定める額を類焼損害保険金として支払います。

- 他保険優先支払規定を有する他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合前条の規定により算出したこの保険契約の支払責任額
- 他保険優先支払規定を有する他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合前条の規定により算出したこの保険契約の支払責任額から、他保険優先支払規定を有する他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、支払限度額を限度とします。

第9条 (複数の類焼補償被保険者がある場合の保険金の支払額)

(1) 1回の事故による複数の類焼補償被保険者に対する支払責任額の合計額が支払限度額を超える場合において、他保険優先支払規定を有する他の保険契約等がないときは、当会社は、それぞれの類焼補償被保険者に対して次の算式によって算出した額を類焼損害保険金として支払います。

類焼損害保険金を支払うべき他の
類焼補償被保険者がいないとき
の場合、それぞれ類焼補償被保
険者に対する支払責任額

支払限度額

×

類焼損害保険金を支払うべき他の
類焼補償被保険者がいないとき
の場合、それぞれ類焼補償被保
険者に対する支払責任額の合計額

= その類焼補償被保険者に
対する類焼損害保険金の額

- 当会社が類焼損害保険金を支払うべき損害が発生した場合において、1回の事故による複数の類焼補償被保険者に対する支払責任額の合計額が支払限度額を超えるときで、他の保険契約等があり、それらの中に他保険優先支払規定を有する他の保険契約等がある場合で、他保険優先支払規定を有する他の保険契約等およびこの特約につき、それぞれ他保険優先支払規定を有する他の保険契約等がないものとして類焼補償被保険者ごとに算出した支払責任額の合計額が、他保険優先支払規定を有する他の保険契約等がないものとして(1)の規定により算出したこの保険契約の支払責任額を超えるときは、当会社は、その類焼補償被保険者に対して次に定める額を類焼損害保険金として支払います。

- 他保険優先支払規定を有する他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合(1)の規定により算出した額
- 他保険優先支払規定を有する他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合他保険優先支払規定を有する他の保険契約等がないものとして第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額—その1)の規定により算出した支払責任額から他保険優先支払規定を有する他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、(1)の規定により算出した額を限度とします。
- 当会社は、1回の事故による複数の類焼補償被保険者に対する支払責任額の合計額が支払限度額を超えることで(1)から(2)までの規定による類焼損害保険金の額を算定することになる場合において、その額について当会社と類焼補償被保険者との間で意見が一致しないときは、当会社の費用により、それぞれの類焼補償被保険者の同意を得て、民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の手続を行います。

第10条 (重大事由による保険契約の解除)

(1) 当会社は、類焼補償被保険者が、次のいずれかに該当する場合には、保険契約に対する書面による通知をもって、この保険契約のその類焼補償被保険者に係る部分を解除することができます。

- 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
- 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
- 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(注) 暴力団員、暴力団関係者(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係者(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)をいいます。

- (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、家庭用火災総合保険普通保険約款第32条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払ったときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (2)の規定は、(1)①から⑤までのいずれにも該当しない類焼補償被保険者に生じた損害につ

いては適用しません。

第11条 (事故の通知)

- 保険契約者または主契約被保険者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生または主契約被保険者以外の者(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- 保険契約者または主契約被保険者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知った場合は、類焼補償被保険者に対し、この保険契約の内容を遅滞なく通知するものとします。
- 類焼補償被保険者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- 類焼補償対象物について損害が生じた場合は、当会社は、事故が生じた類焼補償対象物もしくは類焼補償対象物の所在する敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時に移転することができます。
- 類焼補償対象物について損害が生じた場合は、保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者は、類焼補償対象物の支払を目的とした類焼補償対象物にかかる損害および他の保険契約等の内容の調査について協力しなければなりません。
- 保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が、正当な理由がなく(1)から(5)までの規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条 (損害防止義務および損害防止費用)

- 保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (1)の場合において、保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、第3条(保険金を支払う場合)に掲げる事由に該当しないときは、当会社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します。

- 消火活動のために消費した消火薬剤等の再取得費用
- 消火活動に使用したことにより損傷したものの(注1)の修理費用または再取得費用
- 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(注2)
- 注1消火活動に従事する者の着用物品を含みます。
- 人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に充てるものを除きます。
- 類焼補償被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害額とみなします。

第6条(類焼損害保険金の支

払額)の規定する損害の額

− 損害の発生および拡大を防止す

ることができたと認められる額 = 損害の額

- 第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額—その1)および第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額—その2)の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第7条の規定中「前条(1)によって算出した損害の額」とあるのは、第12条(損害防止義務および損害防止費用)(2)によって当会社が負担する費用の額、と読み替えるものとします。
- (2)の場合において、当会社は、(2)に規定する負担金と類焼損害保険金との合計額が支払限度額を超えるときでも、負担します。

第13条 (残存物の帰属)

当会社が類焼損害保険金を支払った場合でも、類焼補償対象物の残存物について類焼補償被保険者の有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

第14条 (保険金の請求)

- 当会社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使すことができます。
- 類焼補償被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- 保険金の請求書
- 損害見積書
- その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- 類焼補償被保険者に保険金の請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき類焼補償被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかかその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、類焼補償被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- 類焼補償被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、類焼補償被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族(注)法律上の配偶者に限ります。
- (3)の規定による類焼補償被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要となる場合を当てはなりません。
- 保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第15条 (保険金の支払時期)

- 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および類焼補償被保険者に該当する事実
 - 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)および事故と損害との関係
 - 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定め解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - 損害賠償請求の有無の確認(注3)の目的から、他の保険契約等の有無および内容、損害について類焼補償被保険者が有する損害賠償請求の有無の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注1) 類焼補償被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (注2) 類焼補償対象物に損害が生じた地および時におけるその類焼補償対象物の再調達価額を含みます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求書の日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日まで、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を類焼補償被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 保険契約者または類焼補償被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日数をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または類焼補償被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第16条(時効)

保険金請求権は、第14条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第17条(代位)

(1) 損害が生じたことにより類焼補償被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
類焼補償被保険者が取得した債権の全額
- ② 以上の場合
類焼補償被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、主契約被保険者および類焼補償被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第18条(代位求償権不行使)

前条の規定により類焼補償被保険者が保険契約者、主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族に対して有する権利を当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。

第19条(店舗総合保険における場合の読み替え規定)

普通保険約款が店舗総合保険普通保険約款である場合には、この特約の規定は、次のとおり読み替えるものとします。

- ① 第1条(用語の定義)の規定中「家財」とあるのは「動産」また「主契約家財」とあるのは「主契約動産」
- ② 第2条(保険金を支払う場合)の規定中「家財」とあるのは「動産」また「主契約家財」とあるのは「主契約動産」
- ③ 第4条(類焼補償対象物の範囲)の規定中「家財」とあるのは「動産」また「主契約家財」とあるのは「主契約動産」

第20条(この特約が付帯された保険契約との関係)

- (1) 主契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) 主契約が失効の場合は、この特約もまた失効とします。
- (3) 主契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第21条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しなからず、普通保険約款の規定を準用します。

総合修理費用特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
借住住宅	被保険者の借用する保険証券記載の建物または住戸をいいます。
修理費用	借住住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
他の保険契約等	第2条(保険金を支払う場合)の修理費用を補償する他の保険契約または共済契約等をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、次のいずれかに該当する事故により、借住住宅に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主(注1)との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その修理費用に対して、この特約に従い、修理費用保険金を支払います。ただし、事故による損害に対し、被保険者が借住住宅の貸主(注1)に対して、法律上の賠償責任を負担する場合は除きます。

- ① 火害
 - ② 落雷
 - ③ 爆発または爆発(注2)
 - ④ 借住住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵(じん)、粉塵(じん)、煤(ばい)塵その他これらに類するもの落下もしくは飛来、土砂崩れまたはのしんくは⑤の事故による損害を除きます。
 - ⑤ 給排水設備(注3)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借住住宅で生じた事故に伴う漏水、放水または溢(い)水(注4)による水濡れ。ただし、⑤または⑥の事故による損害を除きます。
 - ⑥ 騒擾(じょう)およびこれに類似の集団行動(注5)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為。
 - ⑦ 次のいずれかに該当する事故(注6)
- ア、風災(注7)
- イ、雷(ひょう)災
- ウ、雪災(注8)

- ⑧ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災
- ⑨ 盗難(注9)
- ⑩ ①から⑨までの事故以外の不測かつ突発的な事故

- (注1) 転賃人を含みます。
- (注2) 気体または蒸気の急激な膨脹を伴う破壊またはその現象をいいます。
- (注3) スプリングクレー設備・装置を含みます。
- (注4) 水が溢(あふ)れることをいいます。
- (注5) 多数の群衆が多数の世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害が生ずる状態であって、次条(3)①の暴動に至らぬものをいいます。
- (注6) 雨、雪、雹(ひょう)または砂塵(じん)等の吹込みについては、借住住宅またはその開口部がアからフまでの事故によって直接破壊したために損害が生じた場合に限ります。
- (注7) 台風、旋風、暴風、暴風雨等による、洪水、高潮を除きます。
- (注8) 豪雪、雪崩(なだれ)等を行い、融雪洪水を除きます。
- (注9) 強盗または窃盗ならびにこれらの未遂をいいます。

第3条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者(注1)、借住住宅の貸主(注2)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者(注3)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額に対しては、保険金を支払います。
- (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 転賃人を含みます。
- (注3) 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(2) 当会社は、不測かつ突発的な事故によって生じた次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 差押え、取留、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消滅した避難に必要な処置によって生じた損害に対しては、保険金を支払います。
 - ② 借住住宅の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、保険金を支払います。
 - ③ 借住住宅の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借住住宅を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた損害に対しては、保険金を支払います。
 - ④ 借住住宅の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の性質またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
 - ⑤ 借住住宅に対する加工(注)、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
 - ⑥ 借住住宅に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であって、借住住宅の機能に直接関係のない損害
 - ⑦ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借住住宅の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
 - ⑧ 詐欺または横領によって借住住宅に生じた損害
 - ⑨ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
 - ⑩ 電線、ケーブル等の電線類に生じた損害。ただし、借住住宅の他の部分と同時に損害を受けた場合は、保険金を支払います。
- (注) 借住住宅の建築をいいます。なお、「建築」には、増築、改築または一部取りこわしを含みます。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(注1)に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染されたもの(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故
 - ④ ①から③までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) ①から⑤までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも前条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
- (注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態を含みます。
- (注3) 使用済燃料を含みます。
- (注4) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条(保険金支払の対象となる修理費用の範囲)

借住住宅を実際に修理した費用のうち、次に掲げるもの以外の修理費用とします。

- ① 壁、柱、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借住住宅居住者の共同の利用に供せられるもの

第5条(保険金の支払額)

当会社が第2条(保険金を支払う場合)の保険金として支払うべき保険金の額は、修理費用の額が、1回の事故につき3,000円を超過する場合に限り、その超過額を保険証券記載の支払限度額を限度として支払います。

第6条(他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額(注)を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として、支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額(注)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
(注) それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第7条(普通保険約款の読み替え規定)

この特約においては、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第39条(事故の通知)(1)の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「修理費用が生じた」、また「損害の発生ならびに他の保険契約等」とあるのは「修理費用の発生ならびに

- 総合修理費用特約に規定する他の保険契約等」
- ② 第39条(2)の規定「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「修理費用が生じた」
- ③ 第42条(保険金の請求) (1)の文言は、
- (1) 当会社に対する保険金請求権は、修理費用を支出した時から発生し、これを行便することができるとします。」
- 第8条(準用規定)
- この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

法律相談費用および弁護士費用等特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事故	偶然な事故をいいます。
住宅	本人の居住の用に供される保険証券記載の住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
相談損害	被害について法律相談を行い、法律相談料を支出することによって被った損害をいいます。
日常生活用動産	日常生活の用に供される動産をいいます。ただし、次に掲げる物を除きます。 ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの ② 船舶(注1)、航空機、自動車(注2)、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ③ 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの ⑤ 商品、営業用什(じゅう)器・備品その他これらに類するもの (注1) ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。 (注2) 自動二輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。なお、「原動機付自転車」とは、総排気量が125cc以下のものをいいます。
被害	第2条(保険金を支払う場合)(1)の①または②に該当する被害をいいます。
弁護士	弁護士法の規定により日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された弁護士をいいます。
弁護士費用等	弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条(弁護士の職務)に規定する業務のうち「法律相談」を除く業務の対価として弁護士に支払われるべき費用、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要した費用をいいます。
弁護士損害	賠償義務者に対する被害に関しての法律上の損害賠償請求を弁護士に委任したことにより生じた弁護士費用等を負担することによる損害をいいます。
法定相続人	事故により被保険者が死亡した場合の法定相続人をいいます。
法律相談	弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条(弁護士の職務)に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいい、口頭による鑑定、電話による相談を含みます。また、訴訟事件、非訟事件および審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為、書面による鑑定、法律関係の調査、書類作成、法律事務の執行等を除きます。
法律相談料	法律相談の対価として弁護士に支払われるべき費用をいいます。ただし、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当を除きます。
他の保険契約等	第2条(保険金を支払う場合)の相談損害および弁護士損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	法律相談費用保険金および弁護士費用等保険金をいいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、事故によって次のいずれかに該当する被害が生じた場合において、被保険者またはその法定相続人が被った相談損害に対して、この特約および家庭用火災総合保険普通保険約款の規定に従い、法律相談費用保険金を支払います。
- ① 被保険者が被った身体の障害
② 本人の居住の用に供される住宅または住宅外における被保険者の日常生活用動産の滅失、損傷もしくは汚損
- (2) 当会社は、事故によって被害が生じた場合において、被保険者または法定相続人が法律上の損害賠償請求権を有する場合には、被保険者または法定相続人が被った弁護士損害に対して、この特約および家庭用火災総合保険普通保険約款の規定に従い、弁護士費用等保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被害が生じた場合には、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者(注1)または被保険者を受け取るべき者(注2)の故意
② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
③ 被保険者相互間の事故
④ 被保険者が法令に定められた運転資格(注3)を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態を運転している間に生じた事故
⑤ 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けているおそれがある状態での事故
⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
⑦ 被保険者に対する刑の執行
⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)
⑩ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染されたもの(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらに特有な事故
⑪ ⑧から⑩までの事由に伴って生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染
⑬ 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、不測かつ突発的な事故によって生じた環境汚染に対しては、保険金を支払います。
⑭ 住宅または日常生活用動産の差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使

- ⑮ 住宅または日常生活用動産自体の欠陥。ただし、これによって生じた身体の障害に対しては、保険金を支払います。
- ⑯ 住宅または日常生活用動産自体の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等
- ⑰ 住宅または日常生活用動産の詐取または紛失
- ⑱ 被保険者の職務遂行に直接起因する事故
- ⑲ 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(注7)の滅失、損傷もしくは汚損
(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) これらの者の代理人を含みます。
(注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
(注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注5) 使用済燃料を含みます。
(注6) 原子核分裂生成物を含みます。
(注7) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

第4条(被保険者の範囲)

- (1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 本人
② 本人の配偶者(注1)
③ 本人または配偶者(注1)と生計を共にする同居の親族
④ 本人または配偶者(注1)と生計を共にする別居の未婚(注2)の子
(注1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
(注2) これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- (2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、被害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- (3) (1)の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合においても、当会社は、保険契約者または被保険者がその事由に基づく本人の変更を当会社に申し出て、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

第5条(保険金の支払額)

- (1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(2)の相談損害を被った場合に支払うべき法律相談費用保険金の額は、当会社の同意を得て支出した法律相談費用とします。ただし、1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度とします。
- (2) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(2)の弁護士損害を被った場合に支払うべき弁護士費用等保険金の額は、被保険者が賠償義務者に対する損害賠償請求にあたり、当会社の同意を得て支出した弁護士費用等とします。ただし、1回の事故につき、被害を受けた被保険者1名あたり保険証券記載の保険金額を限度とします。
- (3) (1)および(2)における1事故とは、発生時期または発生場所がいかなる場合でも、同一の原因から生じた一連の事故をいいます。
- (4) (1)の規定により1回の事故となるすべての事故は、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第6条(保険金の削減)

- (1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の法律相談費用保険金の支払を受けようとする場合において、この特約により請求の原因となる1回の法律相談中に当会社が支払責任を負担しない法律相談が含まれるときには、当会社は、前条(1)の額に次の割合を乗じて得た額を支払います。

この特約により支払の対象となる法律相談に要した時間

支払の対象となる法律相談と支払の対象とならない法律相談に要した時間の合計

- (2) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(2)の弁護士費用等保険金の支払を受けようとする場合において、この特約により支払の対象となる損害賠償請求と支払の対象とならない損害賠償請求を同時に行うときには、当会社は、前条(2)の額に次の割合を乗じて得た額を支払います。

この特約により支払の対象となる損害賠償請求額

支払の対象となる損害賠償請求と支払の対象とならない損害賠償請求の合計額

- (3) (1)の規定は、被保険者が1事故に起因する法律相談を1回しか行なわなかった場合には、適用しません。

第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- 他の保険契約等がある場合には、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
② この保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
それぞれの保険契約等から保険金の高い保険契約における支払責任額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第8条(重大事由による保険契約の解除)

- (1) 当会社は、第4条(被保険者の範囲)(1)の本人が次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
② 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
③ 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
④ 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
⑤ その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) (1)の本人(被保険者の範囲)(1)の本人以外の被保険者(注)が(1)①から⑤までのいずれかに該当する場合には、被保険者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
(注) 家庭用火災総合保険普通保険約款に定める被保険者以外の者に限ります。
- (3) (1)、(2)または家庭用火災総合保険普通保険約款第31条(重大事由による保険契約の解除)(1)③の規定による解除が相談損害または弁護士損害の発生した後になされた場合であっても、家庭用火災総合保険普通保険約款第32条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)もしくは(2)の解除の原因となる事由または家庭用火災総合保険普通保険約款第31条(重大事由による

よる保険契約の解除) (1) ③の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による相対損害または弁護士損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) (3)の規定は、(1) ①から③までのいずれにも該当しない被保険者に生じた相対損害または弁護士損害については適用しません。

第9条 (保険期間と支払責任の関係)

当会社は、第2条 (保険金を支払う場合) (1)の被害が保険期間中に発生し、かつ、その被害に対する法律相談が被害発生日からその日を含めて1年以内に開始された場合のみ、同条(1)の法律相談費用保険金を支払います。

第10条 (事故の発生)

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注1)は、第2条 (保険金を支払う場合)の相対損害または弁護士損害が発生したときまたは、次に掲げる事項を遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

- ① 事故発生の日時・場所、加害者の住所・氏名および事故の状況
- ② 法律相談および弁護士への委任の概要
- ③ 他の保険契約等の有無および内容(注2)

(注1) これらの者の代理人を含みます。
(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注)が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) これらの者の代理人を含みます。

第11条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、相対損害が発生した時または弁護士損害が発生した場合は、賠償義務者が被保険者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と賠償義務者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に発生し、これを行使することができます。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者(注)が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(注) これらの者の代理人を含みます。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなく、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたときは、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注)に対して、別表に掲げるもの以外の書類の提出を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類を速やかに提出しなければなりません。

(注) これらの者の代理人を含みます。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注)が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) これらの者の代理人を含みます。

第12条 (効力)

保険金請求権は、前条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第13条 (この特約が付帯された保険契約との関係)

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が失効の場合は、この特約もまた失効とします。
- (3) この特約が付帯された保険契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。
- (4) この特約が付帯された保険契約が保険期間の途中において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第14条 (普通保険契約の読み替え)

この特約については、家庭用火災総合保険普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 家庭用火災総合保険普通保険約款第1条 (用語の定義)の規定中「告知事項」の(注)において「他の保険契約等」とあるのは「法律相談費用および弁護士費用等特約第2条 (保険金を支払う場合)の相対損害および弁護士損害を補償する他の保険契約または共済契約」
- ② 家庭用火災総合保険普通保険約款第19条 (保険責任の始期および終期) (3)の規定中「事故による損害」とあるのは「事故による相対損害および弁護士損害」
- ③ 家庭用火災総合保険普通保険約款第20条 (告知義務)の規定中「第2条 (損害保険金を支払う場合) - 保険の対象に生じた事故」から第4条 (地震火災費用保険金を支払う場合)までの事故による損害」とあるのは「法律相談費用および弁護士費用等特約第2条 (保険金を支払う場合)の相対損害および弁護士損害」
- ④ 家庭用火災総合保険普通保険約款第22条 (通知義務)の規定中「第2条 (損害保険金を支払う場合) - 保険の対象に生じた事故」から第4条 (地震火災費用保険金を支払う場合)までの事故による損害」とあるのは「法律相談費用および弁護士費用等特約第2条 (保険金を支払う場合)の相対損害および弁護士損害」
- ⑤ 家庭用火災総合保険普通保険約款第43条 (保険金の支払時期) (1) (注1)の規定中「前条(2)および(3)の規定による手続」とあるのは「法律相談費用および弁護士費用等特約第11条 (保険金の請求) (2)および(3)の規定による手続」

第15条 (保険金の支払方法に関する補足規定)

家庭用火災総合保険普通保険約款第43条 (保険金の支払時期)の規定による保険金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第16条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

別表 保険金請求書類 (注1)

提出書類	保険金種類	法律相談	弁護士
① 保険金の請求書		○	○
② 保険証券		○	○
③ 当会社の定める損害状況報告書		○	○
④ 公の機関(注2)の事故証明書		○	○
⑤ 被保険者の印鑑証明書		○	○
⑥ 法律相談を行った弁護士による法律相談日時および法律相談内容についての証明書		○	
⑦ 法律相談料の領収書		○	
⑧ 弁護士に委任したことを証明する書類			○
⑨ 示談書その他これに代わる書類			○
⑩ 弁護士費用等の領収書			○

(注1) 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(注2) やむを得ない場合には第三者とします。

マンション専有部分特約

第1条 (保険の対象の範囲)

(1) 当会社は、この特約に従い、家庭用火災総合保険普通保険約款第9条 (保険の対象の範囲)

(1)の規定に定める建物およびこれに付帯する特約の規定に定める保険の対象である建物またはその建物の家財を収容する建物とは、その建物のうち専有部分をいうものとする。

(2) (1)の規定にかかわらず、共用部分のうち被保険者の共用部分については、その旨を保険証券に明記することにより、保険の対象に含めることができる。

(3) 次に掲げるものうち被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれる。

- ① 置または建具その他これらの類するもの
- ② 電気・ガス・暖房・冷房設備その他付属設備
- ③ 浴槽・流し・ガス台、調理台、棚その他これらの類する付属設備

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

併用住宅特約

第1条 (この特約の適用)

この特約は、家庭用火災総合保険普通保険約款において、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物の一部が居住の用に供される場合に適用されます。

第2条 (読み替え規定)

この特約が適用される場合には、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を次のとおり読み替えるものとする。

- ① 家庭用火災総合保険普通保険約款第2条 (損害保険金を支払う場合) - 保険の対象に生じた事故) (3) ②の規定中「床に浸水(注2)を被った結果」とあるのは「床に浸水(注2)またはたれ地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水を被った結果」
- ② 家庭用火災総合保険普通保険約款第3条 (損害保険金を支払う場合) - 家財が保険の対象であるときの通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難)の規定中「保険証券記載の建物内における次のいずれか」とあるのは「保険証券記載の建物内における生活の用に供する次のいずれか」
- ③ 家庭用火災総合保険普通保険約款第9条 (保険の対象の範囲) (7)の規定中「通貨、乗車券等または預貯金証書」とあるのは「生活の用に供する通貨、乗車券等または預貯金証書」
- ④ 家庭用火災総合保険普通保険約款第12条 (損害保険金の支払額) - 通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難の場合) (1)の規定中「第3条 (損害保険金を支払う場合) - 家財が保険の対象であるときの通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難」①の通貨または②の乗車券等の盗難」とあるのは「生活の用に供する第3条 (損害保険金を支払う場合) - 家財が保険の対象であるときの通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難」①の通貨または②の乗車券等の盗難」
- ⑤ 家庭用火災総合保険普通保険約款第12条 (損害保険金の支払額) - 通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難の場合) (2)の規定中「第3条 (損害保険金の支払額) - 通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難であるときの通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難」③の預貯金証書の盗難」とあるのは「生活の用に供する第3条 (損害保険金を支払う場合) - 家財が保険の対象であるときの通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難」③の預貯金証書の盗難」
- ⑥ 家庭用火災総合保険普通保険約款第14条 (罹災時諸費用保険金の支払額) (1)の規定中「1敷地ごと(注1)に0.1万円を限度とします。」とあるのは「1敷地ごと(注1)に500万円を限度とします。」
- ⑦ 家庭用火災総合保険約款別表1の規定中「罹災または乗車券等」とあるのは「生活の用に供する通貨、乗車券等または預貯金証書」とあるのは「生活の用に供する預貯金証書」

第3条 (この特約が付帯された保険契約との関係)

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が失効の場合は、この特約もまた失効とします。
- (3) この特約が付帯された保険契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。
- (4) この特約が付帯された保険契約が保険期間の途中において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

修理付帯費用特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
修理付帯費用	家庭用火災総合保険普通保険約款第2条 (損害保険金を支払う場合) - 保険の対象に生じた事故) (1)の事故によって保険の対象に損害(注1)が生じた結果その保険の対象の復旧にあたり発生した第2条 (保険金を支払う場合)に掲げる費用(注2)のうち、当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用をいいます。 (注1) 家庭用火災総合保険普通保険約款第8条 (保険金を支払わない場合)に

	掲げる事由によって生じた損害を除きます。 (注2) 居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。
他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結された第2条（保険金を支払う場合）の修理付帯費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。ただし、利益保険契約、営業継続費用保険契約その他これらに類する他の保険契約または共済契約を除きます。
復旧期間	保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間をいいます。ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、次に掲げる修理付帯費用に対して、この特約に従い、修理付帯費用保険金を支払います。

- ① 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（注1）
- ② 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用（注1）。ただし、復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。
- ③ 損害が生じた保険の対象である建物に付属する専ら事業の用に供する設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
- ④ 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。
- ⑤ 損害が生じた保険の対象である建物の代替として専ら事業の用に供するために使用する施設の賃借費用（注2）。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。
- ⑥ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用（注3）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
- ⑦ 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事にともなう残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金
(注1) 被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合には、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。
(注2) 敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。
(注3) 保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。

第3条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の修理付帯費用保険金として、修理付帯費用の額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額（注）に30%を乗じて得た額または1,000万円のいずれか低い額を限度とします。

(注) 保険金額が保険契約の再調達価額を超える場合は、再調達価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれ被保険者に属する保険契約の保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。

- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときも、修理付帯費用保険金を支払います。

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額の保険金として支払います。ただし、前条の額を限度とします。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。

第5条（普通保険約款の読み替え規定）

この特約においては、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第39条（事故の通知）(1)の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「修理付帯費用が生じた」、また「損害の発生ならびに他の保険契約等」とあるのは「修理付帯費用の発生ならびに修理付帯費用特約に規定する他の保険契約等」
- ② 第39条(2)の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「修理付帯費用が生じた」
- ③ 第42条（保険金の請求）(1)の全文は、
「(1)当会社に対する保険金請求権は、修理付帯費用を支出した時から発生し、これを行することができるものとします。」

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

保険金の種類	支払限度額
修理付帯費用保険金	1回の事故につき1敷地内ごとに1,000万円（注）または修理付帯費用の額のいずれか低い額 （注）他の保険契約等に限る限度額が1,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

家賃損害補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
建物	この特約の保険の対象である建物を行います。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の損失を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
復旧期間	建物が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧したまたはそれに代わる他の建物

	を再取得したときまでに要する期間をいいます。ただし、構造の改良または規模の拡張を伴った場合には、推定復旧期間（注）を超えないものとします。また、損害を受けた建物の復旧しまたは再取得をしない場合で、第7条（家賃の不継続）ただし書きに該当するときは、推定復旧期間（注）をもって復旧期間とみなします。 (注) 建物を罹災直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間をいいます。
約定復旧期間	推定復旧期間（注）を基準として、当事者が約定した期間をいいます。 (注) 建物を罹災直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間をいいます。
家賃	建物の賃貸料（注）で、次に掲げる使用料金、一時金および膳料を含まないものをいいます。また、賃借人のない戸室については、それが一時的と認められる場合には、その賃借料は家賃に算入されず。 ア、水道、ガス、電気、電話番号の使用料金 イ、膳料 ウ、礼金、礼金、敷金その他の一時金 (注) 区分して賃貸される建物の場合には、それぞれの戸室の賃貸料をその建物について合計した額とします。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、建物が、家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合—保険の対象に生じた事故）の事故によって損害を受けた結果生じた家賃の損失に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金支払の条件）

当会社は、建物について生じた損害に対して、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定により保険金が支払われるべき場合に限り、前条の損失に対して、保険金を支払います。

第4条（保険価額）

この特約の保険価額は、損害が生じた時における建物の家賃月額に約定復旧期間を乗じた額とします。

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は第2条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損失の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当会社は、保険価額を限度とし、家賃について復旧期間（注）内に生じた損失の額を保険金として、支払います。
(注) 復旧期間が約定復旧期間を超える場合は、約定復旧期間とします。
- (3) 保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として、支払います。

$$(2) \text{の規定による損失の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{保険金の額}$$

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が家賃について復旧期間（注）内に生じた損失の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
家賃について復旧期間（注）内に生じた損失の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
(注) 復旧期間が約定復旧期間を超える場合は、約定復旧期間とします。

第7条（家賃の不継続）

被保険者が、損害を受けた建物の復旧もしくはそれに代わる他の建物の再取得をしない場合または復旧もしくは再取得した建物の家賃を継続しない場合は、この特約は、損害発生時に過ぎ(さかのぼって)効力を失います。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情があると認められる場合は、この特約は失効しません。

第8条（普通保険約款の読み替え）

この特約においては、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第39条（事故の通知）(1)の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「家賃損害補償特約第2条（保険金を支払う場合）の損失が生じた」、また「損害の発生ならびに他の保険契約等」とあるのは「家賃損害補償特約第2条（保険金を支払う場合）の損失の発生ならびに家賃損害補償特約に規定する他の保険契約等」
- ② 第39条(2)の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「家賃損害補償特約第2条（保険金を支払う場合）の損失が生じた」
- ③ 第42条（保険金の請求）(1)の全文は、
「(1)当会社に対する保険金請求権は、家賃損害補償特約第5条（保険金の支払額）の規定による損失の額が確定した時または復旧期間（注）の終了した時のいずれか早い時から発生し、これを行することができるものとします。
(注) 復旧期間が約定復旧期間を超える場合は、約定復旧期間とします。」

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

抵当権者特約

第1条

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
抵当権者	抵当権を有する者をいい、下記記載の者とします。

第2条

- (1) 当会社は、被保険者がこの特約が付帯された保険契約（注）による（ ）保険金請求権をこの特約が付帯された保険契約の保険の対象について抵当権者に、損害発生時におけるその抵当権付債権の額を限度として譲渡したことを承認し、この特約が付帯された保険契約（注）により保険金として支払うべき額を損害発生時におけるその抵当権付債権の額を限度としてその抵当権者に支払うものとします。
(注) 「その継続契約」を含みます。
- (2) (1)の抵当権に優先する他の権利がある場合は、(1)の支払限度額は、この特約が付帯された保険契約（注）の保険の対象について存在するすべての保険契約によって支払われるべき保険金の

合計額から損害発生時における優先する他の権利によって担保される債権の額を差し引いた残額を超えないものとする。

(注) その継続契約を含みます。

第3条

- (1) 当社は、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の（通知義務）（1）の規定による保険契約者または被保険者の義務の不履行があった場合においても前条の規定により保険金を支払うものとする。
- (2) 当社は、普通保険約款の（通知義務）（1）の規定のいずれかに該当する事実の発生を知った場合には、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者がこの手続を完了した場合には、当社への通知は必要ありません。
- (3) 普通保険約款の（通知義務）（1）の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、担当権者が、故意または重大な過失によって遅滞なく（2）の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の規定は、当社が、(3)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (5) (3)の規定による解除が保険金を支払うべき損害の発生した後に生じた場合であっても、普通保険約款の（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がない時点で発生した損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (6) (5)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかず発生した事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第4条

- (1) 担当権者が前条（2）の通知を受けた場合および普通保険約款の（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等）の場合（1）または（2）の規定による当会社の保険料の請求に対し、保険契約者がその支払を怠った場合には、担当権者は、当会社の請求によりその保険料を支払わなければならないものとします。
- (2) 当社は、担当権者が（1）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (3) 担当権者が（1）の保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除するとき、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) (3)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。

第5条

当会社が普通保険約款の解除に関する規定によりまたは保険契約者との合意によりこの特約が付帯された保険契約（注）を解除する場合は、担当権者に対して少なくとも10日間の猶予期間を設けて書面により予告するものとする。
(注) その継続契約を含みます。

第6条

- (1) 当会社が第3条（1）の規定により保険金を支払った場合は、当社は、その支払った保険金の額を限度として、担当権者から担当権付債権およびこれに付随する権利の譲渡を受けず。この場合において、担当権者は、当会社に対し、譲渡に必要な手続をとらなければならないものとします。
- (2) (1)の場合において、担当権者に残存する権利があるときは、その権利は、（1）の規定により当会社が譲渡を受けた権利に優先するものとする。

第7条

この特約は、担当権の消滅によりその効力を失うものとする。

第8条

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

担当権者	保険証券記載のとおり
------	------------

明記物件自動補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
宝石・貴金属等	保険証券に明記されていない1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品をいいます。
家財の損害	宝石・貴金属等以外保険の対象である家財に生じた損害をいいます。
家財の保険金額	保険証券記載の家財の保険金額をいいます。

第2条（明記物件の自動補償）

当社は、家庭用火災総合保険普通保険約款第9条（保険の対象の範囲）（3）①の規定にかかわらず、保険証券記載の建物内において、宝石・貴金属等に、家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）の損害が生じた場合は、宝石・貴金属等を保険の対象とみなして、この特約および家庭用火災総合保険普通保険約款の規定に従い、損害保険金を支払います。ただし、保険契約締結の当時または保険契約締結の後に、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、宝石・貴金属等を保険証券に明記するまでの手続きを怠った場合は、この規定を適用しません。

第3条（損害保険金の支払額）

- (1) 当会社が前条の損害保険金として支払うべき損害の額は、家庭用火災総合保険普通保険約款第11条（損害保険金の支払額－保険の対象に生じた事故の場合）（3）から（5）までの規定によって定めず。ただし、損害の額が1個または1組ごとに30万円を超える場合は、その損害の額を30万円とし、1回の事故につき生じた損害の額を定めます。
- (2) 当社は、家庭用火災総合保険普通保険約款第11条（損害保険金の支払額－保険の対象に生じた事故の場合）（6）の規定にかかわらず、1回の事故につき、100万円（注1）または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。
① 家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）（1）から（5）までの事故による損害の場合
A. 保険証券に免責金額が記載されていない場合

(1)の規定による損害の額 = 損害保険金の額

イ. 保険証券に免責金額が記載されている場合

(1)の規定による損害の額 - 保険証券記載の免責金額 = 損害保険金の額

② 家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（6）の事故による損害の場合

(1)の規定による損害の額 - 3万円（注2） = 損害保険金の額

- (注1) 家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（6）の事故の場合は、50万円とします。
- (注2) 保険証券にこれと異なる免責金額が記載されている場合はその金額を適用します。
- (3) (2)および家庭用火災総合保険普通保険約款第11条（損害保険金の支払額－保険の対象に生じた事故の場合）（8）の規定にかかわらず、宝石・貴金属等に家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）（6）の盗難による損害が生じた場合の当会社が支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに30万円を限度とします。
- (4) (2)および（3）の規定にかかわらず、家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）の事故による家財の損害に対して（損害保険金が支払われる場合において、家財の損害に対して支払われる損害保険金と（2）および（3）の規定によって算出した宝石・貴金属等の損害に対して支払われる損害保険金との合計額が家財の保険金額（注）を超えると、当社は、1回の事故につき、家財の保険金額（注）から家財の損害に対して支払われる損害保険金を差し引いた残額を第2条（明記物件の自動補償）の損害保険金として、支払います。

(注) 家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（6）の事故の場合は、50万円とします。

第4条（保険金支払後の取扱い）

第2条（明記物件の自動補償）の規定に従い、当社が損害保険金を支払うべき事故が生じた後は、保険契約者は、遅滞なく、宝石・貴金属等を保険証券に明記するための手続きを当社に申し出なければならないものとします。

第5条（この特約が付帯された保険契約に付帯される他の特約との関係）

(1) この特約が付帯された保険契約に次の特約が付帯されている場合は、第2条（明記物件の自動補償）に規定する損害保険金を支払うべき損害は、これらの特約の規定を準用します。

- ① 火災、落雷、雷、破裂、爆発限定特約
- ② 火災、落雷、雷、破裂、爆発および風ひょう雪災限定特約
- ③ 水災対象外特約
- ④ 不測かつ突発的な事故対象外特約

(2) この特約が付帯された保険契約に風ひょう雪災損害20万円以上発生時損害額補償特約が付帯されている場合は、第3条（損害保険金の支払額）（2）①および②に規定する損害保険金の額は、同特約の規定を準用します。

第6条（普通保険約款との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。この場合において、家庭用火災総合保険普通保険約款別表1の2を、次のとおり読み替えて適用します。

保険金の種類		支払限度額	
2	第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）（5）の損害保険金	(1) 第9条（保険の対象の範囲） ①に掲げるもの	保険証券に免責金額が記載されていない場合 1回の事故につき、1個または1組ごとに30万円（注）または損害の額のうち最も低い額 (注) 他の保険契約等に、限度額が30万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
		(3) ①に掲げるもの	保険証券に免責金額が記載されている場合 1回の事故につき、1個または1組ごとに30万円（注1）または損害の額から免責金額（注2）を差し引いた残額のうち最も低い額 (注1) 他の保険契約等に、限度額が30万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 (注2) 他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。
	(2) 上記以外のもの	保険証券に免責金額が記載されていない場合 損害の額	損害の額 1回の事故につき、損害の額から免責金額（注）を差し引いた残額 (注) 他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。

敷地内設置物特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
敷地内設置物	保険証券記載の建物と同一の敷地内に独立して設置されたライト、ポスト、バリアカー・ポール（注）をいいます。 (注) チェーンを含みます。
修復	損害発生前の状態に復旧することをいいます。
敷地内設置物修復費用	家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）の事故によって、敷地内設置物が損害を受けた場合に、被保険者が負担したこれを修復するために要した費用をいいます。
他の保険契約等	被保険者所有の敷地内設置物について締結された第2条（敷地内設置物修復費用保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

第2条（敷地内設置物修復費用保険金を支払う場合）

当社は、敷地内設置物修復費用に対して、この特約に従い、敷地内設置物修復費用保険金を支払います。

第3条（敷地内設置物修復費用保険金を支払わない場合）

当会社は、家庭用火災総合保険普通保険約款第8条（保険金を支払わない場合）の規定をこの特約においても適用します。この場合において、同条（3）の規定中「保険の対象」とあるのは「敷地内設置物」と読み替えるものとします。

第4条（敷地内設置物修復費用保険金の支払額）

(1) 当会社が敷地内設置物修復費用保険金として支払う額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします。

(2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき敷地内設置物修復費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険証券記載の保険金額を超えるときでも、敷地内設置物修復費用保険金を支払います。

第5条（他の保険契約等がある場合の敷地内設置物修復費用保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、敷地内設置物修復費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を敷地内設置物修復費用保険金として支払います。ただし、前条の額を限度とします。

- ① 他の保険契約等から敷地内設置物修復費用に対する保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合敷地内設置物修復費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額

第6条（普通保険約款の読み替え規定）

この特約においては、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第39条（事故の通知）(1)の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「敷地内設置物修復費用が生じた」、また「損害の発生ならびに他の保険契約等」とあるのは「敷地内設置物修復費用の発生ならびに敷地内設置物特約に規定する他の保険契約等」
- ② 第39条（2）の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「敷地内設置物修復費用が生じた」
- ③ 第42条（保険金の請求）(1)の全文は、
「(1) 当会社に対する保険金請求権は、敷地内設置物修復費用を支出した時から発生し、これを行すことができるものとします。」

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

持ち出し家財特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
持ち出し家財	この保険契約における保険の対象である家財のうち、被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族によって保険証券記載の建物から一時的に持ち出されたまたは携行中の家財（注）をいい、保険証券記載の建物外で取得し、保険証券記載の建物に持ち帰るまでの間の家財を含みます。 (注) 国外に持ち出された場合を含みます。
他の保険契約等	持ち出し家財について締結された第2条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、家庭用火災総合保険普通保険約款第8条（保険金を支払わない場合）(1)⑤の規定にかかわらず、家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合—保険の対象に生じた事故）(1)、(2)および(4)から(6)までの事故によって、持ち出し家財に損害が生じた場合は、その損害に対して、この特約に従い、持ち出し家財保険金を支払います。

(2) 当会社は、(1)の持ち出し家財保険金を支払う場合においても、家庭用火災総合保険普通保険約款第4条（地震火災費用保険金を支払う場合）から第7条（特別費用保険金を支払う場合）までの費用保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、家庭用火災総合保険普通保険約款第8条（保険金を支払わない場合）(1)①から④まで、(2)および(3)の規定をこの特約においても適用します。この場合において、同条(3)の規定中「保険の対象」とあるのは「持ち出し家財」と読み替えるものとします。

(2) 当会社は、持ち出し家財である自転車または原動機付自転車（注）の盗難によって生じた損害に対しては、持ち出し家財保険金を支払いません。
(注) 総排気量が125cc以下のものをいいます。

第4条（保険金の支払額）

(1) 当会社が第2条（保険金を支払う場合）の持ち出し家財保険金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時における再調達価額によって定めます。

(2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された持ち出し家財を回収することができたときは、その損害が生じた地および時におけるその持ち出し家財の再調達価額を限度とし、回収のために支出した必要な費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。

(3) 持ち出し家財が家庭用火災総合保険普通保険約款第9条（保険の対象の範囲）(3)①に掲げるものである場合は、(1)の規定にかかわらず、持ち出し家財保険金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその持ち出し家財の価額によって定めます。

(4) 持ち出し家財が家庭用火災総合保険普通保険約款第9条（保険の対象の範囲）(3)①に掲げるものである場合で、持ち出し家財が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその持ち出し家財全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(3)の規定によって損害の額を決定します。

(5) 持ち出し家財が家庭用火災総合保険普通保険約款第9条（保険の対象の範囲）(3)①に掲げるものである場合は、(2)の規定にかかわらず、盗難によって損害が生じた場合において、盗取された持ち出し家財を回収することができたときは、その損害が生じた地および時におけるその持ち出し家財の価額を限度とし、回収のために支出した必要な費用は、(3)の損害の額に含まれるものとします。

(6) 当会社は、30万円（注1）を限度とし、1回の事故につき、次の算式によって算出した額を持ち出し家財保険金として、支払います。

① 家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合—保険の対象に生じた事故）(1)から(5)までの事故による損害の損害の額

(1)から(5)までの規定による $\frac{\text{持ち出し家財保険金の額}}{\text{損害の額}}$

② 家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合—保険の対象に生じた事故）(6)の事故による損害の損害の額

(1)、(3)および(4)の規定による $\frac{\text{持ち出し家財保険金の額}}{\text{損害の額}}$

(注1) 保険証券にこれと異なる支払限度額が記載されている場合はその金額を適用します。
(注2) 保険証券にこれと異なる免責金額が記載されている場合はその金額を適用します。

(7) この特約が付帯した保険契約に風ひょう雪災損害20万円以上発生時損害額補償特約が付帯している場合には、同特約の付帯がないものとして、(6)①の規定を適用します。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を持ち出し家財保険金として支払います。

- ① この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合別表の支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) 持ち出し家財が家庭用火災総合保険普通保険約款第9条（保険の対象の範囲）(3)に掲げるもの以外のものである場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定がないときは、当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の持ち出し家財保険金として、(1)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。

第4条（保険金の支払額）の規定によって支払われるべき損害 - 他の保険契約等によって支払われるべき保険金または共済金の額 = 持ち出し家財保険金の額

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

別表 彼の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

事故の種類	支払限度額
家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合—保険の対象に生じた事故）(1)、(2)、(4)および(5)の事故	1回の事故につき、30万円（注1）（注2）または損害の額のいずれか低い額 （注1） 保険証券にこれと異なる支払限度額が記載されている場合は、その金額を適用します。 （注2） 他の保険契約に、この特約の支払限度額を超えるものがある場合は、これらの支払限度額のうち最も高い額とします。
家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合—保険の対象に生じた事故）(6)の事故	1回の事故につき、30万円（注1）（注2）または損害の額から3万円（注3）注4）を差し引いた残額のいずれか低い額 （注1） 保険証券にこれと異なる支払限度額が記載されている場合は、その金額を適用します。 （注2） 他の保険契約等に、この特約の支払限度額を超えるものがある場合は、これらの支払限度額のうち最も高い額とします。 （注3） 保険証券にこれと異なる免責金額が記載されている場合は、その金額を適用します。 （注4） 他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。

罹災時諸費用支払限度額増額特約（300万円）

第1条（罹災時諸費用保険金支払限度額の増額）

当会社は、この特約に従い、家庭用火災総合保険普通保険約款第14条（罹災時諸費用保険金の支払額）(1)の規定中「1敷地内ごとに100万円を限度とします。」とあるのは、「1敷地内ごとに300万円を限度とします。」と読み替えて適用します。

第2条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額）

当会社は、この特約に従い、家庭用火災総合保険普通保険約款別表1の6を、次のとおり読み替えて適用します。

保険金の種類	支払限度額
6 第5条（罹災時諸費用保険金を支払う場合）の罹災時諸費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（注） （注） 他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

罹災時諸費用支払割合変更特約（10％）

第1条（罹災時諸費用保険金支払割合の変更）

当会社は、この特約に従い、家庭用火災総合保険普通保険約款第14条（罹災時諸費用保険金の支払額）の規定の算式中、「支払割合（30％）」とあるのは、「支払割合（10％）」と読み替えて適用します。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

風ひょう雪災損害20万円以上発生時損害額補償特約

第1条（損害保険金を支払う場合）

当会社は、この特約に従い、家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合—保険の対象に生じた事故）(2)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害（注1）を受け、その損害

(注1)の額が20万円以上となった場合には、その損害(注1)に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害(注1)の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとし、

- ① 風災(注2)
- ② 雪(ひょう)災
- ③ 雪災(注3)

(注1)雨、雪、雹(ひょう)または砂塵(じん)の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部①から③までの事故によって直接破損したために生じた場合に限ります。
(注2)台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。
(注3)豪雪、崩雨(なだれ)等をいい、融雪洪水を除きます。

第2条(損害保険金の支払額)

当会社は、この特約に従い、家庭用火災総合保険普通保険約款第11条(損害保険金の支払額)保険の対象に生じた事故の場合(6)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

(6)当会社は、保険金額(注1)を限度とし、1回の事故につき、保険の対象ごとに次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

① 第2条(損害保険金を支払う場合)保険の対象に生じた事故(1)および(3)から(5)までの事故による損害の場合
ア. 保険証券に免責金額が記載されていない場合

(1)から(5)までの規定による損害の額 = 損害保険金の額

イ. 保険証券に免責金額が記載されている場合

(1)から(5)までの規定 - 保険証券記載の免責金額 = 損害保険金の額

② 第2条(2)の事故による損害の場合

(1)から(5)までの規定による損害の額 = 損害保険金の額

③ 第2条(6)の事故による損害の場合

(1)、(3)または(4)の規定による損害の額 - 3万円(注2) = 損害保険金の額

(注1)第2条(6)の事故によって保険の対象である家財について生じた損害の場合は(7)に規定する支払限度額および第2条(5)の事故によって保険の対象である第9条(保険の対象の範囲)(3)①に掲げるものについて生じた損害の場合は(8)に規定する支払限度額とします。

(注2)保険証券にこれと異なる免責金額が記載されている場合はその金額を適用します。

第3条(保険の対象の評価または再評価のための告知)

当会社は、この特約に従い、家庭用火災総合保険普通保険約款第21条(保険の対象の評価または再評価のための告知)(1)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

(1)第10条(保険の対象の評価)または第23条(保険の対象の価額の増加または減少)(2)に規定する評価または再評価の際、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、評価事項について、知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、第2条(損害保険金を支払う場合)保険の対象に生じた事故(1)の事故による損害について、当会社は、第11条(損害保険金の支払額)保険の対象に生じた事故の場合(6)の規定にかかわらず、保険金額(注1)を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。
① 第2条(1)および(3)から(5)までの事故による損害の場合
ア. 保険証券に免責金額が記載されていない場合

第11条(1)から(5)まで × $\frac{\text{保険金額(注2)}}{\text{再調達価額(注3)}} = \text{損害保険金の額}$

イ. 保険証券に免責金額が記載されている場合

$\left(\begin{array}{l} \text{第11条(1)} \\ \text{から(5)まで} \\ \text{の規定による損} \\ \text{害の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険証券記} \\ \text{載の免責金額} \end{array} \right) \times \frac{\text{保険金額(注2)}}{\text{再調達価額(注3)}} = \text{損害保険金の額}$

② 第2条(2)の事故による損害の場合

第11条(1)から(5)まで × $\frac{\text{保険金額(注2)}}{\text{再調達価額(注3)}} = \text{損害保険金の額}$

③ 第2条(6)の事故による損害の場合

$\left(\begin{array}{l} \text{第11条(1)、} \\ \text{(3)または(4)} \\ \text{の規定による損} \\ \text{害の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{3万円} \\ \text{(注4)} \end{array} \right) \times \frac{\text{保険金額(注2)}}{\text{再調達価額(注3)}} = \text{損害保険金の額}$

(注1)第2条(6)の事故によって保険の対象である家財について生じた損害の場合は第11条(7)に規定する支払限度額および第2条(5)の事故によって保険の対象である第9条(保険の対象の範囲)(3)①に掲げるものについて生じた損害の場合は第11条(8)に規定する支払限度額とします。

(注2)保険金額が損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額を超える場合は、算式の保険金額は、損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額とします。

(注3)損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額とします。ただし、保険の対象が第9条(3)①に掲げるものである場合は、再調達価額をその損害が生じた地および時におけるその保険の対象の価額として算出します。

(注4)保険証券にこれと異なる免責金額が記載されている場合はその金額を適用します。

第4条(保険の対象の価額の増加または減少)

当会社は、この特約に従い、家庭用火災総合保険普通保険約款第23条(保険の対象の価額の増加または減少)(4)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

(4)(1)に規定する手続を保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって怠った場合において、その事実が発生した時から(3)の規定による手続が完了するまでの間に生じた第2条(損害保険金を支払う場合)保険の対象に生じた事故(1)の事故による損害について、当会社は、第11条(損害保険金の支払額)保険の対象に生じた事故の場合(6)の規定にかかわらず、保険金額(注1)を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。

① 第2条(1)および(3)から(5)までの事故による損害の場合
ア. 保険証券に免責金額が記載されていない場合

第11条(1)から(5)まで × $\frac{\text{保険金額(注2)}}{\text{再調達価額(注3)}} = \text{損害保険金の額}$

イ. 保険証券に免責金額が記載されている場合

$\left(\begin{array}{l} \text{第11条(1)} \\ \text{から(5)まで} \\ \text{の規定による損} \\ \text{害の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険証券記} \\ \text{載の免責金額} \end{array} \right) \times \frac{\text{保険金額(注2)}}{\text{再調達価額(注3)}} = \text{損害保険金の額}$

② 第2条(2)の事故による損害の場合

第11条(1)から(5)まで × $\frac{\text{保険金額(注2)}}{\text{再調達価額(注3)}} = \text{損害保険金の額}$

③ 第2条(6)の事故による損害の場合

$\left(\begin{array}{l} \text{第11条(1)、} \\ \text{(3)または(4)} \\ \text{の規定による損} \\ \text{害の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{3万円} \\ \text{(注4)} \end{array} \right) \times \frac{\text{保険金額(注2)}}{\text{再調達価額(注3)}} = \text{損害保険金の額}$

(注1)第2条(6)の事故によって保険の対象である家財について生じた損害の場合は第11条(7)に規定する支払限度額および第2条(5)の事故によって保険の対象である第9条(保険の対象の範囲)(3)①に掲げるものについて生じた損害の場合は第11条(8)に規定する支払限度額とします。

(注2)保険金額が損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額を超える場合は、算式の保険金額は、損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額とします。

(注3)損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額とします。ただし、保険の対象が第9条(3)①に掲げるものである場合は、再調達価額をその損害が生じた地および時におけるその保険の対象の価額として算出します。

(注4)保険証券にこれと異なる免責金額が記載されている場合はその金額を適用します。

第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額)

当会社は、この特約に従い、家庭用火災総合保険普通保険約款別表1の1を、次のとおり読み替えて適用します。

	保険金の種類	支払限度額
1	第2条(損害保険金を支払う場合)保険の対象に生じた事故(1)、(3)および(4)の損害保険金 保険証券に免責金額が記載されていない場合 保険証券に免責金額が記載されている場合	損害の額 1回の事故につき、損害の額から免責金額(注)を差し引いた残額 (注)他の保険契約等、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。
	第2条(損害保険金を支払う場合)保険の対象に生じた事故(2)の損害保険金	損害の額

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

個人賠償責任特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物の損壊	財物の滅失、損傷もしくは汚損をいいます。
事故	次に掲げる偶然な事故をいいます。 ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者の日常生活(注)に起因する偶然な事故 (注)住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
支払限度額	保険証券記載の支払限度額をいいます。
住宅	本人の居住の用に供される保険証券記載の住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
他人	第5条(被保険者の範囲)に定める被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約	第2条(保険金を支払う場合)の損害を補償する他の保険契約または共済契約を

約等	いいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が、事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および家庭用火災総合保険普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

- 当会社は、被保険者が、以下の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動（注2）
 - ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染されたもの（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注3）使用済燃料を含みます。
（注4）原子核分裂反応を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- 当会社は、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の使用人（注2）が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 被保険者または被保険者の原因による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- 航空機、船舶（注3）、車両（注4）、銃器（注5）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- （注1）住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
 - （注2）被保険者が家事使用人として使用するものを除きます。
 - （注3）原動力が専ら人力であるものを除きます。
 - （注4）原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。
 - （注5）空気銃を除きます。

第5条（被保険者の範囲）

- （1）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とし、ただし、責任無能力者は含まないものとする。
- ① 本人
 - ② 本人の配偶者（注1）
 - ③ 本人または配偶者（注1）と生計を共にする同居の親族
 - ④ 本人または配偶者（注1）と生計を共にする別居の未婚（注2）の子
 - ⑤ 1）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
（注2）これらで婚姻届がないことをいいます。
- （2）（1）の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。
- （3）（1）の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合においても、当会社は、保険契約者または被保険者がその事由に基づく本人の変更を当会社に申し出て、当社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じたものとして取り扱います。
- （4）この特約の規定は、それぞれ被保険者ごとに適用します。ただし、この規定によって、第7条（保険金の支払額）①に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第6条（支払保険金の範囲）

- 当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。
- ① 次の算式によって算出した損害賠償金の額

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	判決より支払を命ぜられた訴加費用または判決日までの遅延損害金	被保険者が損害賠償請求権者に対して支払ったことを取り得るものがある場合はその価額	=	損害賠償金の額
-----------------------------------	--------------------------------	--	---	---------
 - ② 被保険者が第10条（事故の発生）（1）②に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ③ 被保険者が第10条（1）③または第15条（地位）（3）に規定する権利の保全または行使に必要ならしめられたために要した費用
 - ④ 事故が発生した場において、②の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に、被保険者が法律上の損害賠償請求権がないと判明したときは、その手段を講じたことにより要した費用のうち、応急手当、搬送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
 - ⑤ 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
 - ⑥ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用

第7条（保険金の支払額）

- 当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。
- ① 前条①の規定により算出された損害賠償金の額が、保険証券記載の免責金額を超過する場合は、その超過した額。ただし、1回の事故につき、支払限度額を限度とします。
 - ② 前条②から⑥までの費用についてはその全額。ただし、同条⑤および⑥の費用は、同条①の規定により算出された損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の同条①の規定により算出された損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- （2）（1）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条（重大事由による保険契約の解除）

- （1）当会社は、第5条（被保険者の範囲）（1）の本人が次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤ その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- （注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- （2）当会社は、第5条（被保険者の範囲）（1）の本人以外の被保険者（注）が（1）①から⑤までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
（注）家庭用火災総合保険普通保険約款に定める被保険者以外の者に限ります。
- （3）（1）、（2）または家庭用火災総合保険普通保険約款第31条（重大事由による保険契約の解除）（1）③の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、家庭用火災総合保険普通保険約款第32条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）もしくは（2）の解除の原因となる事由または家庭用火災総合保険普通保険約款第31条（重大事由による保険契約の解除）（1）③の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （4）（3）の規定は、次の損害については適用しません。
- ① （1）①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② （1）①から⑤までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第10条（事故の発生）

- （1）保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）の事故および他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。
- ① 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
ア。事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況
イ。ア。の事項について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名
ウ。損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
 - ② 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - ③ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができるときは、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。
 - ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または搬送その他緊急措置を行う場合を除きます。
 - ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起する場合、または提起された場合は、遅滞なく書面により当会社に通知すること。
 - ⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。
- ①から⑥までのほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。その他当社が行う調査に協力すること。
- （注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
（注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- （2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① （1）または②から⑥までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
 - ② （1）の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ③ （1）③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ （1）④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- （注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第11条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に発生し、これを行使することができます。
- （2）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、家庭用火災総合保険普通保険約款第42条（保険金の請求）（2）に定める書類または証拠のほか、次の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 当会社の定める事故状況報告書
 - ② 示談書その他これに代わるべき書類
 - ③ 被害を証明する書類
- （3）被保険者が、2）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（保険金の支払時期）

- （1）当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要となる事項の確認を終え、無償の保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の日時、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (注) 被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求書(注1)からその日を念めて次に掲げる日(注2)を経過するまでに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後述障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後述障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。
(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)の取扱い(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに遅延させた場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第13条 (効力)

保険金請求権は、第11条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、効力によって消滅します。

第14条 (先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
(注) 第6条(支払保険金の範囲)②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払いを行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払った場合(注1)
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払った場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払った場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払った場合(注2)
- (注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。
(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 第6条(支払保険金の範囲)②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第15条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がこの損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権のうち、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (注) 共同不法行為の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。当会社において、当会社に協力するために必要費用は、当会社の負担とします。

第16条 (この特約が付帯された保険契約との関係)

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が失効の場合は、この特約もまた失効とします。
- (3) この特約が付帯された保険契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。
- (4) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第17条 (保険金の支払方法に関する補足規定)

第12条(保険金の支払時期)の規定による保険金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第18条 (普通保険約款の読み替え)

この特約においては、家庭用火災総合保険普通保険約款第19条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「保険金」とあるのは「この特約の保険金」と読み替え適用します。

第19条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

総合借家人賠償責任特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
貸主	借用住宅の貸主をいい、転貸人を含みます。
支払限度額	保険証券記載の支払限度額をいいます。
借戸室	被保険者の借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。
損壊	滅失、損傷もしくは汚損をいいます。
他の保険契約等	第2条(保険金を支払う場合)の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
不測かつ突	第2条(保険金を支払う場合)①から④までの事故以外の不測かつ突発的な事故

発見的な事故

をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が、次のいずれかに該当する事故により、借戸室の損壊について、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および家庭用火災総合保険普通保険約款の規定に生じ、保険金を支払います。

- ① 火災
 - ② 破裂または爆発(注1)
 - ③ 給排水設備(注2)に生じた事故に伴う漏水、放水または溢(いっ)水(注3)による水濡れ
 - ④ 盗難(注4)
 - ⑤ 不測かつ突発的な事故
- (注1)「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨脹を伴う破壊またはその現象をいいます。

(注2) スプリングラーク設備・装置を含みます。

(注3) 水が溢(あふ)れることをいいます。

(注4) 盗竊、窃盗またはこれらとの未遂をいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、借戸室が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 被保険者の心神喪失または指図
 - ③ 借戸室の改装、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
 - ⑥ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染されたもの(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑦ ④から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 使用済燃料を含みます。
- (注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、不測かつ突発的な事故によって借戸室に生じた次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 差押え、没収、取役、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害に対しては、保険金を支払います。
- ② 借戸室の使用ししくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかつた場合は、保険金を支払います。
- ③ 借戸室の火災に起因して生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの子に代わって借戸室を管理する者が、相当の注意をもっていても発見し得なかつたためによる生じた損害に対しては、保険金を支払います。
- ④ 借戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はかばか、脱落その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
- ⑤ 借戸室に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であつて、借戸室の機能に直接関係のない損害
- ⑥ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借戸室の電気の事故または機械の事故によって生じた損害
- ⑦ 詐欺または横領によって借戸室に生じた損害
- ⑧ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
- ⑨ 電球、ブラッ、管等の管球類に生じた損害。ただし、借戸室の他の部分と同時に損害を受けた場合は、保険金を支払います。

(3) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

第4条 (支払保険金の範囲)

① 当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

② 次の算式によって算出した損害賠償金の額

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額	判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合はその価額	=	損害賠償金の額
---------------------------------	---------------------------------	--	---	---------

- ② 被保険者が第8条(事故の発生)(1)③または第12条(代位)(3)に規定する権利の保全または行使に必要なる手続をなすために要した費用
- ③ 事故に因って被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用

- ④ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用

第5条 (保険金の支払額)

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 前条①の規定により算出された損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故につき、支払限度額を限度とします。
- ② 前条②から④までの費用についてはその全額。ただし、同条③および④の費用は、同条①の規定により算出された損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の同条①の規定により算出された損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

第6条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれ支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
- 第7条 (重大事由による保険契約の解除)**
- (1) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与していると認められること。
 - ③ 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤ その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他反社会的勢力をいいます。
- (2) (1)または家庭用火災総合保険普通保険約款第31条(重大事由による保険契約の解除)(1)③の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、家庭用火災総合保険普通保険約款第32条(保険契約者の効力)の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由または家庭用火災総合保険普通保険約款第31条(重大事由による保険契約の解除)(1)③の事由が生じた時から解除がなされた時点で発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (3) (2)の規定は、次の損害については適用しません。
- ① (1)①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② (1)①から⑤までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第8条 (事故の発生)

- (1) 保険契約者または被保険者は、第2条(保険金を支払う場合)の事故により借戸室の損壊が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければならない。
- ① 次の事項を遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければならない。
 - ア. 事故発生の日時、場所、貸主の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況
 - イ. ア.の事項について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ② 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ③ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができるときは、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。
- ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。
- ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起する場合、または提起された場合は、遅滞なく書面により当社に通知すること。
- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当社に通知すること。
- ⑦ ①から⑥までのほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。その他当社が行う損害の調査に協力すること。
- (注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、この事実を含みます。

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1)①または③から⑤までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
 - ② (1)②の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ③ (1)③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ (1)④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第9条 (保険金の請求)

- (1) 当社に対してする保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に発生し、これを行行使うことができます。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、家庭用火災総合保険普通保険約款第42条(保険金の請求)(2)に定める書類または証拠のほか、次の書類のうち当社が求めるものを提出しなければならない。
- ① 当社の定める事故状況報告書
 - ② 請求書その他これに代わるべき書類
 - ③ 損害を証明する書類
- (3) 被保険者が、(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条 (時効)

保険金請求権は、前条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第11条 (先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
- (注) 第4条(支払保険金の範囲)②から④までの費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払いを行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合(注1)
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことに伴い、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことに伴い、当社から被保険者に支払う場合(注2)
- (注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。
- (注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはありません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 第4条(支払保険金の範囲)②から④までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第12条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合におい

て、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が債権の額を全額を保険金として支払った場合
 - ② 被保険者が取得した債権の全額
 - ③ ①以外の場合
- 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額(注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権より優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社との負担とします。
- 第13条 (この特約が付帯された保険契約との関係)**
- ① この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
 - ② この特約が付帯された保険契約が有効の場合は、この特約もまた有効とします。
 - ③ この特約が付帯された保険契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。
 - ④ この特約が付帯された保険契約が保険期間の途中において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第14条 (普通保険約款の読み替え)

この特約においては、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第19条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「保険金」とあるのは「この特約の保険金」
- ② 第43条(保険金の支払時期)(1)(注1)の規定中「前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日」とあるのは「総合借家人賠償責任特約第9条(保険金の請求)(2)の規定による手続を完了した日」

第15条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

賠償事故解決特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
基本特約	個人賠償責任特約、個人賠償責任包括特約および総合借家人賠償責任特約をいいます。
支払限度額	基本特約の規定に基づく損害ごとに、それぞれ保険証券記載の額をいいます。
賠償事故	日本国内において発生した次に掲げるものをいいます。ただし、その賠償事故に起因して、被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除きます。 <ol style="list-style-type: none"> ① 個人賠償責任特約第2条(保険金を支払う場合)に規定する他人の身体の障害または財物の損壊 ② 個人賠償責任包括特約第2条(保険金を支払う場合)に規定する他人の身体の障害または他人の財物の損壊 ③ 総合借家人賠償責任特約第2条(保険金を支払う場合)に規定する借戸室の損壊

第2条 (当社による援助)

被保険者が賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

- (1) 被保険者が賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当社は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続を行います。
- (注) 弁護士を選任を含みます。

- (2) (1)の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければならない。
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
- ① 1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が支払限度額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
 - ④ 基本特約に免責金額の適用がある場合は、1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額を明らかに超えるとき

第4条 (損害賠償請求権者の直接請求)

- (1) 賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき、当社がこの特約、家庭用火災総合保険普通保険約款および基本特約の規定に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
- ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または死不明
- イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと
- (注) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (3) 前条およびこの条において損害賠償額とは、次の算式によって算出された額とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

次①または②のうち、いずれか高い額

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

② 保険証券記載の免責金額

＝ 損害賠償額

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の支払い済み請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2) または(7)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その全額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) (2) ①から③までのいずれかに該当する場合で、1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注)が支払限度額を超えると認められるとき、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。
- (注) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、当社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき当社がこの特約、家庭用火災総合保険普通保険約款および基本特約の規定に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。

- ① 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき
- ② 当社への損害賠償の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (注) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第5条 (損害賠償額の請求)

- (1) 当社に対する損害賠償請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の範囲について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 損害賠償請求権者が前条の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 損害賠償額の請求書
- ② 当社の定める事故状況報告書
- ③ 示談書その他これに代わるべき書類
- ④ 損害を証明する書類
- (3) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を代示する書類をもってその旨を当社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けたとしても、当社は、損害賠償額を支払いません。

- ① 当社は、事故の内容または損害の額に応じ、損害賠償請求権者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

第6条 (損害賠償額の支払時期)

- (1) 損害賠償請求権者が第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。

- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および損害賠償請求権者に該当する事実
- ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故との関係
- ④ 保険契約が有効な確認に必要事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について損害賠償請求権者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

- (注) 損害賠償請求権者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日を含みます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査 180日

- (注1) 損害賠償請求権者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日を含みます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間について

は、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第7条 (損害賠償請求権の行使期限)

- 第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行行使することはできません。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第8条 (個人賠償責任包括特約に関する特約の適用除外)

この特約については、個人賠償責任包括特約第6条(支払保険金の範囲)⑤および第11条(当社による解決)の規定は適用しません。

第9条 (個人賠償責任包括特約の読み替え規定)

この特約においては、個人賠償責任包括特約第7条(保険金の支払額)②の規定中「②から⑦までの」とあるのは「②から④まで、⑥および⑦の」と読み替えて適用します。

第10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款および基本特約の規定を準用します。

個人賠償責任包括特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
居住用戸室	保険証券記載の建物に所在する居住用戸室をいい、敷地内の動産及び不動産を含みます。
財物の損壊	財物の滅失、損傷もしくは汚損をいいます。
事故	次に掲げる偶然な事故をいいます。 ① 居住用戸室の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 第5条(被保険者の範囲)(1)①から③までに定める被保険者の日常生活(注)に起因する偶然な事故 (注) 居住用戸室以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
支払限度額	保険証券記載の支払限度額をいいます。
他人の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
身体	第5条(被保険者の範囲)に定める被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	第2条(保険金を支払う場合)の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が、事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および家庭用火災総合保険普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1—)

- 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)

- ④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染されたもの(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ②から④までの事由に伴って生じた事故またはこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能事故
- (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 群衆、治安維持上の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 使用済燃料を含みます。
- (注4) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (保険金を支払わない場合—その2—)

当社は、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任

② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(注1)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

③ 被保険者と同居する親族に対してする損害賠償責任

④ 被保険者の使用人(注2)が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任

⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

⑨ 航空機、船舶(注3)・車両(注4)、銃器(注5)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

第5条 (被保険者の範囲)

- (1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。ただし、責任無能力者は含まないものとします。
- ① 居住用戸室に居住している者
- ② 居住用戸室に居住している者の配偶者(注1)
- ③ 居住用戸室に居住している者またはその配偶者(注1)と生計を共にする別居の未婚(注2)の子
- ④ 居住用戸室の所有者で、居住用戸室に居住していない者
- (注1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

- (注2) これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- (2) (1) の居住用戸室に居住していない者として以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生時の時にあつてもいいます。
- (3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに適用します。ただし、この規定によって、第7条(保険金の支払額)①に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第6条 (支払保険金の範囲)

当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 次の算式によって算出した損害賠償金の額

$$\begin{array}{r} \text{被保険者が損害賠償} \\ \text{請求権者に対して負} \\ \text{担する法律上の損害} \\ \text{賠償責任の額} \end{array} + \begin{array}{r} \text{判決により支払を命} \\ \text{じられた訴訟費用} \\ \text{または判決日までの遅} \\ \text{延損害金} \end{array} - \begin{array}{r} \text{被保険者が損害賠償請求} \\ \text{権者に対して損害賠償金} \\ \text{を支払ったことにより取} \\ \text{得するものがある場合} \\ \text{その価額} \end{array} = \text{損害賠償} \\ \text{金の額}$$

- ② 被保険者が第10条(事故の発生)(1)②に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③ 被保険者が第10条(1)③または第16条(代位)(3)に規定する権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した費用
- ④ 事故が発生した場合には、②の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと判明したときは、その手段を講じたことによつて要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ⑤ 第11条(当会社による解決)に規定する当社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が出した費用
- ⑥ 事故に關して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
- ⑦ 損害賠償に関する争訟については、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解もしくは調停に要した費用

第7条 (保険金の支払額)

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 前条①の規定により算出された損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故につき、支払限度額を限度とします。
- ② 前条②から⑦までの費用についてはその全額。ただし、同条⑥および⑦の費用は、同条①の規定により算出された損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の同条①の規定により算出された損害賠償金の額に対する割合に応じてこれを支払います。

第8条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 彼の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 彼の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約等の支払責任額
- ② 彼の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約等の支払責任額を限度とします。
- (2) (1) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条 (重大事由による保険契約の解除)

- (1) 当会社は、被保険者(注1)が次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
- ① 反社会的勢力(注2)に該当すると認められること。
- ② 反社会的勢力(注2)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ③ 反社会的勢力(注2)を不当に利用していると認められること。
- ④ 法人である場合において、反社会的勢力(注2)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- ⑤ その反社会的勢力(注2)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (注1) 家庭用火災総合保険普通保険約款に定める被保険者以外の者に限ります。
- (注2) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係者、他の反社会的勢力を含みます。
- (2) (1) または家庭用火災総合保険普通保険約款第31条(重大事由による保険契約の解除)(1)③の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、家庭用火災総合保険普通保険約款第32条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由または家庭用火災総合保険普通保険約款第31条(重大事由による保険契約の解除)(1)③の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) (2) の規定は、次の損害については適用しません。
- ① (1) ①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1) ①から⑤までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第10条 (事故の発生)

- (1) 保険契約者または被保険者は、第2条(保険金を支払う場合)の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。
- ① 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めるときは、それに応じなければなりません。
- ア 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況
- イ アの事項について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名
- ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ② 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ③ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。
- ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社は承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起する場合、または提起された場合は、遅滞なく書面により当会社に通知すること。
- ⑥ 彼の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が、特に必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なくこれを提出すること。その場合、当会社が行う損害の調査を含みます。
- (注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いた保険金を支払います。

- ① (1) ①または②の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額の額
- ② (1) ②の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ③ (1) ③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ (1) ④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第11条 (保険金の請求)

当会社は、必要と認められる場合には、被保険者に代わつて自己の費用で損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たることとができます。この場合において、当会社は、当会社のために応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第12条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に発生し、これを行使することができます。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、家庭用火災総合保険普通保険約款第42条(保険金の請求)(2)に定める書類または証拠のほか、次の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければならない。
- ① 当会社の定める事故状況報告書
- ② 示談書その他これに代わるべき書類
- ③ 損害を証明する書類
- (3) 被保険者が、(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いた保険金を支払います。

第13条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生時の状況、損害発生の有無および被害者に対する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生時の状況、損害発生の有無および被害者に対する事実
- ③ 保険金を算出するために必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、(1)の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注) 被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日を含みます。
- (2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日まで、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受取るべき者に対して通知するものとします。
- ① ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定の結果の照会 90日
- ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和24年法律第118号)で適用された災害の被災地域における(1)から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1) ①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日を含みます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第14条 (時効)

保険金請求権は、第12条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第15条 (先取特権)

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

- (注) 第6条(支払保険金の範囲)②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払いを行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をしようとする日、当会社から被保険者に支払う場合(注1)
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社から被保険者に保険金を支払ったことを通知したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(注2)
- (注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。
- (注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 第6条(支払保険金の範囲)②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第16条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額を全額に保険金として支払った場合
- ② 被保険者が取得した債権の全額
- ③ ①以外の場合
- 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2) (1) ②の場合において、当会社に転移せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に転移した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担となります。

第17条 (この特約が付帯された保険契約との関係)

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効となります。
- (2) この特約が付帯された保険契約が失効の場合は、この特約もまた失効となります。
- (3) この特約が付帯された保険契約が取り消される場合は、この特約も同時に取り消されるものとなります。
- (4) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとなります。

第18条 (保険金の支払方法に関する補足規定)

第13条(保険金の支払時期)の規定による保険金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第19条 (普通保険約款の読み替え)

この特約においては、家庭用火災総合保険普通保険約款第19条(保険責任の始期および終期)の規定を「保険金」とあるのは「この特約の保険金」と読み替えて適用します。

第20条 (特約に定めのない事項については)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

建物賠償責任特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事故	次に掲げる偶然な事故をいいます。 ① 被保険者の所有、使用または管理する施設に起因する偶然な事故 ② 被保険者の仕事の遂行に起因する偶然な事故
仕事	施設である建物を賃貸する業務およびこれに付随する業務をいいます。
施設	保険の対象である建物もしくは保険の対象である家財を収容する建物またはその建物に収容される動産をいいます。被保険者の所有する敷地内の動産を含みます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。傷害による死亡も含みます。
財物の損壊	財物の滅失、損傷もしくは汚損をいいます。
支払限度額	保険証券記載の支払限度額をいいます。
他の保険契約等	第2条(保険金を支払う場合)の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	保険証券記載のこの特約の被保険者をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が、事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および家庭用火災総合保険普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政変暴動、内乱、武装反乱その他これらに類似の事または暴動
 - ④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染されたもの(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく維持が害され、治安または重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 使用済燃料を含みます。
- (注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ② 被保険者の使用人(注1)が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑤ 排水または排気(注2)に起因する損害賠償責任
(注1) 被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
(注2) 煙を含みます。

第4条 (保険金を支払わない場合—その2)

当会社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ② 施設の修理、改造または取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任
- ③ エレベーターまたはエスカレーター等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ④ 航空機、自動車または施設外における船、車両(注1)もしくは起動する使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- ⑥ 仕事の終了(注2)または放棄の後仕事の結果(注3)に起因して負担する損害賠償責任
- ⑦ 仕事以外の業務の遂行および日常生活に起因する損害賠償責任
- ⑧ 弁護士、会計士、建築士等の職業人等がその資格に基づいて行う行為に起因する損害賠償責任
(注1) 運動力または専ら人力である場合を除きます。

(注2) 仕事の目的物の引渡を要する場合は引渡とします。

(注3) 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材を除きます。

第5条 (支払保険金の範囲)

当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限りません。

- ① 次の算式によって算出した損害賠償金の額

被保険者が損害賠償請求権者に	判決により支払を命ぜられた訴訟費用または法律上の損害賠償責任の額	+ 判決日までの遅延損害金	-	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合はその価額	=	損害賠償金の額
----------------	----------------------------------	---------------	---	--	---	---------

- ② 被保険者が第9条(事故の発生)(1)②に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③ 被保険者が第9条(1)③または第15条(代位)(3)に規定する権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用
- ④ 事故が発生した場合において、②の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと判明したときは、その手段を講じたことによつて要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ⑤ 第10条(当会社による解決)に規定する当社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用
- ⑥ 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
- ⑦ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用

第6条 (保険金の支払額)

- 当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。
- ① 条①の規定により算出された損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故につき、支払限度額を限度とします。
 - ② 前条②から⑦までの費用についてはその全額。ただし、同条⑥および⑦の費用は、同条①の規定により算出された損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の同条①の規定により算出された損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

第7条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第8条 (重大事由による保険契約の解除)

- (1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していることと認められること。
 - ⑤ その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していることと認められること。
- (注) 暴力団員、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) (1) または家庭用火災総合保険普通保険約款第31条(重大事由による保険契約の解除)(1)③の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、家庭用火災総合保険普通保険約款第32条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由または家庭用火災総合保険普通保険約款第31条(重大事由による保険契約の解除)(1)③の事由が生じた時から解除がなされた時点で発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払うことができます。その場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(3) (2)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① (1)①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1)①から⑤までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の発生

第9条 (事故の発生)

- (1) 保険契約者または被保険者が、第2条(保険金を支払う場合)の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。
- ① 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況
 - ③ アイ。事項について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名
 - ④ 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
 - ⑤ 損害の発生および拡大の防止に努めること
 - ⑥ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができるときは、その権利の保全または行使について必要な手続をすること
 - ⑦ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
 - ⑧ 損害賠償の請求についての訴訟を提起する場合、または提起された場合は、遅滞なく書面により当会社に通知すること。
 - ⑨ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑩ ①から⑥までのほか、当会社が、特に必要とする書類となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。その他当会社が行う調査に協力すること。
 - ⑪ (1)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- (1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1)①から⑥までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ② (1)⑦の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ③ (1)⑧の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額

④ (1) ④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第10条 (当会社に係る解決)

当会社は、必要と認められた場合には、被保険者に対して自己の費用で損害賠償請求者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第11条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者が損害賠償請求者ととの間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に発生し、これを行使用することができます。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、家庭用火災総合保険普通保険約款第42条(保険金の請求)(2)に定める書類または証拠のほか、次の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 当会社の定める事故状況報告書
- ② 示談書その他これに代わるべき書類
- ③ 損害を証明する書類
- ④ 被保険者が(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払いません。

第12条 (保険金の支払時期)

(1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要事項

(注) 被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日を含みます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

- ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

- ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

- ④ 災害調査費(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

- ⑤ ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日を含みます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数としたします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第13条 (時効)

保険金請求権は、第11条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第14条 (先取特権)

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

(注) 第5条(支払保険金の範囲) ②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払いを行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(注1)

- ② 被保険者が損害賠償請求者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求者に支払う場合

- ③ 被保険者が損害賠償請求者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求者に支払う場合

- ④ 被保険者が損害賠償請求者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(注2)

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2) ④の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2) ①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができるときを除きます。

(注) 第5条(支払保険金の範囲) ②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第15条 (代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第16条 (この特約が付帯された保険契約との関係)

(1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。

(2) この特約が付帯された保険契約が失効の場合は、この特約もまた失効とします。

(3) この特約が付帯された保険契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとし

ます。

(4) この特約が付帯された保険契約が保険期間の途中において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第17条 (普通保険約款の読み替え)

この特約においては、家庭用火災総合保険普通保険約款第19条(保険責任の始期および終期)

(3)の規定中「保険金」とあるのは「この特約の保険金」と読み替えて適用します。

第18条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

家財損害罹災時諸費用対象外特約

第1条（保険金の支払対象外）

当会社は、家庭用火災総合保険普通保険約款第5条（罹災時諸費用保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険の対象である家財に生じた損害に対して損害保険金が支払われる場合でも、この特約に従い、罹災時諸費用保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

不測かつ突発的な事故対象外特約

第1条（損害保険金を支払わない場合）

当会社は、家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合—保険の対象に生じた事故）（6）の規定にかかわらず、同条（1）から（5）までの事故以外の不測かつ突発的な事故により生じた損害に対しては、この特約に従い、損害保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

建物外部からの物体の衝突、水濡れおよび破壊行為等対象外特約

第1条（損害保険金を支払わない場合）

当会社は、家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合—保険の対象に生じた事故）（4）の規定にかかわらず、同条（4）のいずれかに該当する事故によって保険の対象に生じた損害に対しては、この特約に従い、損害保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

保険金額調整等特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
評価額	保険証券記載の評価額をいいます。

第2条（この特約が適用される範囲）

この特約は、居住の用に供される建物またはそれに収容される家財に適用されます。

第3条（保険価額の調整）

- この特約が付帯された保険契約においては、建築費または物価の変動によって保険の対象の価額が増加または減少した場合には、調整する保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を再評価し、評価額を安当額に調整するとともにします。
- (1)の調整が行われた場合には、保険金額は、次の算式によって算出した額より定期のものとなります。

$$\text{保険金額} = \frac{\text{変更前の保険金額}}{\text{変更前の評価額}} \times \text{変更後の評価額}$$

- (1)および(2)の手続がなされた場合には、当会社は、次のいずれかによって、保険料を返還または請求します。

① 長期保険保険料一括払特約が付帯されている場合

変更前の保険金額と変更後の保険金額との差に基づき、未経過期間に対し当会社の定める長期保険未経過過料率によって計算した保険料を返還または請求します。

② 長期保険保険料年払特約が付帯されていない場合

- (1)および(2)の手続をした日以後の属する契約年度（注）の年額保険料の差額については、家庭用火災総合保険普通保険約款第33条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（6）の規定により返還または請求し、その承認をした日以後の属する契約年度（注）の通知義務等（注）以降、変更後の保険料に基づき年額保険料を変更します。

- 当会社は、建築費または物価の変動により調整しうる保険の対象の価額と保険証券記載の評価額との差額が保険証券記載の評価額の20%を超えた場合には、再評価のために必要な事項を再評価が必要と認められた日以後その日を含めて到来する1年毎の保険期間の初日応当日の1か月前の日までに、保険契約者に通知するものとします。

第4条（保険価額の調整に伴う請求保険料の払込みを怠った場合の取扱い）

当会社が、前条（3）の規定による当会社の保険料の請求に対し、保険契約者がその支払を怠った場合は、その保険料額取引に生じた家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合—保険の対象に生じた事故）の事故による損害については、家庭用火災総合保険普通保険約款第11条（損害保険金の支払額—保険の対象に生じた事故の場合）（1）の規定にかかわらず、次の算式によって算出した損害の額によるものとして、この場合、保険金額は、前条（2）の規定にかかわらず、保険金額は変更しなくともして、保険金を支払います。

$$\text{損害の額} = \frac{\text{家庭用火災総合保険普通保険約款第11条（1）の規定による損害の額}}{\text{変更前の評価額}} \times \text{変更後の評価額}$$

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款およびこれに付帯された長期保険保険料一括払特約もしくは長期保険保険料年払特約その他の特約の規定を準用します。

上乗せ保険金額設定特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
他の保険契約	再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定期間が1年以上のものを含みます。

第2条（他の保険契約がある場合の取扱い）

- 保険の対象にあって、他の保険契約がある場合は、保険金額を保険証券記載の評価額から他の保険契約の保険金額を差し引いた額により定めることができます。
- (1)の規定により保険金額を定めた場合には、保険契約締結の後、家庭用火災総合保険普通保険約款第22条（通知義務）（1）、第23条（保険の対象の価額の増加または減少）（3）または第29条（保険金額の調整）（2）の規定により評価額または保険金額を変更するときにも、(1)と同様の方法によるものとします。
- (1)または(2)の規定により保険金額を定めた場合において、損害発生するとき保険金額が保険証券記載の評価額（注）から他の保険契約の保険金額を差し引いた額に満たないときは、その損害については、家庭用火災総合保険普通保険約款第11条（損害保険金の支払額—保険の対象に生じた事故の場合）（6）の規定は適用せず、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。

$$\text{家庭用火災総合保険普通保険約款第11条の規定による損害保険金の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{再調達価額}} = \text{損害保険金の額}$$

- 家庭用火災総合保険普通保険約款第22条（通知義務）（1）、第23条（保険の対象の価額の増加または減少）（3）または第29条（保険金額の調整）（2）の規定によって再評価した場合には、その再評価額とします。
- (1)または(2)の規定により保険金額を定めた場合において、損害発生するとき保険金額が保険証券記載の評価額（注）から他の保険契約の保険金額を差し引いた額に満たないときは、その損害については、家庭用火災総合保険普通保険約款第7条（特別費用保険金を支払う場合）の規定は適用しません。
- 家庭用火災総合保険普通保険約款第22条（通知義務）（1）、第23条（保険の対象の価額の増加または減少）（3）または第29条（保険金額の調整）（2）の規定によって再評価した場合には、その再評価額とします。
- (1)または(2)の規定により保険金額を定めた場合において、損害発生するとき他の保険契約により保険金が支払われなければならないときは、その損害については、家庭用火災総合保険普通保険約款第11条（損害保険金の支払額—保険の対象に生じた事故の場合）（6）の規定は適用せず、(3)の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。
- (1)または(2)の規定により保険金額を定めた場合において、損害発生するとき他の保険契約により保険金が支払われなければならないときは、その損害については、家庭用火災総合保険普通保険約款第7条（特別費用保険金を支払う場合）の規定は適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

長期保険保険料一括払特約（家庭用火災総合保険用）

第1条（保険料の返還または請求—通知義務等の場合）

- 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、家庭用火災総合保険普通保険約款第33条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（2）の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対し当会社の定める長期保険未経過過料率によって計算した保険料を返還または請求します。
- 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

- 家庭用火災総合保険普通保険約款第33条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）、第34条（保険料の返還または請求—保険の対象の評価額の変更の場合）（1）および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、家庭用火災総合保険普通保険約款第33条（6）の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、未経過期間に対し当会社の定める長期保険未経過過料率によって計算した保険料を返還または請求します。

第2条（保険料の返還または請求—保険の対象の評価額の変更の場合）

家庭用火災総合保険普通保険約款第23条（保険の対象の価額の増加または減少）（3）の規定により手続がなされた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、家庭用火災総合保険普通保険約款第34条（保険料の返還または請求—保険の対象の評価額の変更の場合）（2）の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間に対し当会社の定める長期保険未経過過料率によって計算した保険料を返還または請求します。

第3条（保険料の返還—失効の場合）

保険契約が失効となる場合には、家庭用火災総合保険普通保険約款第35条（保険料の返還—無効または失効の場合）（2）の規定にかかわらず、当会社は未経過期間に対し、当会社の定める長期保険未経過過料率によって計算した保険料を返還します。

第4条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）

家庭用火災総合保険普通保険約款第29条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の調整を請求した場合には、家庭用火災総合保険普通保険約款第37条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）（3）の規定にかかわらず、当会社は未経過期間に対し、当会社の定める長期保険未経過過料率によって計算した保険料を返還します。

第5条（保険料の返還—解除の場合）

家庭用火災総合保険普通保険約款第20条（告知義務）（2）、第22条（通知義務）（2）もしくは（6）、第31条（重大事由による保険契約の解除）（1）、第33条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（3）または第34条（保険料の返還または請求—保険の対象の評価額の変更の場合）（3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は家庭用火災総合保険普通保険約款第30条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、家庭用火災総合保険普通保険約款第38条（保険料の返還—解除の場合）の規定にかかわらず、当会社は未経過期間に対し、当会社の定める長期保険未経過過料率によって計算した保険料を返還します。

第6条（保険料の返還または請求—料率改定の場合）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第7条（保険料の返還—損害保険金を支払った場合）

家庭用火災総合保険普通保険約款第46条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定により保険契約が終了した場合には、同条（4）の規定にかかわらず、保険金支払の原因となった損害の発生した日以後の属する契約年度（注）を経過した日以後の期間に対し、当会社の定める長期保険未経過過料率によって計算した保険料を返還します。

（注）保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

長期保険保険料年払特約（家庭用火災総合用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約年度	保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。
年額保険料	この保険契約の各契約年度に対する保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日です。
猶予期間	払込期日の翌日から払込期日の属する月の翌月末日までの期間をいいます。

第2条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約に従い、保険契約者が年額保険料を、初年度については保険契約の締結と同時に、次年度以降については払込期日までに、払い込むことを承認します。

第3条（次年度以降の年額保険料の払込猶予）

当会社は、前条の規定にかかわらず、次年度以降の年額保険料の払込を払込期日の翌日から払込期日の属する月の翌月末日までの期間猶予します。

第4条（保険料領収前の事故）

- （1）当会社は、保険期間が満ちた後でも、第2条（保険料の払込方法）の初年度の年額保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。保険契約者が次条（4）の追加保険料の払込みを怠った場合も、また同様とします。
- （2）当会社は、保険契約者が次年度以降の年額保険料を猶予期間を経過した後も払い込まなかった場合は、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- （3）（2）の規定にかかわらず、次年度以降の年額保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその年額保険料の払込みを怠ったことについて故意または重大な過失があったと当会社が認めるときは、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌月末日」に読み替えて第1条（用語の定義）および第3条（次年度以降の年額保険料の払込猶予）の規定を適用します。

第5条（告知義務・通知義務等による年額保険料の変更等）

- （1）家庭用火災総合保険普通保険約款第20条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、同条（3）③の規定による訂正を承認した日の属する契約年度末までの各契約年度の年額保険料の差額については、家庭用火災総合保険普通保険約款第33条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（1）の規定により返還または請求し、家庭用火災総合保険普通保険約款第20条（3）③の規定による訂正を承認した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険料率に基づき年額保険料を変更します。
- （2）危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、危険増加または危険の減少が生じた日（注）の属する契約年度の年額保険料の差額については、家庭用火災総合保険普通保険約款第33条（注）の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（2）の規定により返還または請求し、危険増加または危険の減少が生じた日（注）の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険料率に基づき年額保険料を変更します。
（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた日をいいます。
- （3）家庭用火災総合保険普通保険約款第33条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（1）および同条（2）ならびに家庭用火災総合保険普通保険約款第34条（保険料の返還または請求・保険料の対象の評価額の変更の場合）（1）および同条（2）のほか、保険契約締結後の、保険契約者が書面をもって保険料の変更を当会社に通知し、承認の請求を行ったとき、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、その承認をした日の属する契約年度の年額保険料の差額については、家庭用火災総合保険普通保険約款第33条（6）の規定により返還または請求し、その承認をした日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険料に基づき年額保険料を変更します。
- （4）（1）から（3）までの年額保険料の差額について、当会社が保険料を請求した場合は、保険契約者はその全額を一時に払い込まなければなりません。

第6条（保険の対象の評価額の変更による年額保険料の変更等）

- （1）家庭用火災総合保険普通保険約款第21条（保険の対象の評価または再評価のための告知）（2）の規定による申出を受けた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、その申出を受けた日の属する契約年度末までの各契約年度の年額保険料の差額については、家庭用火災総合保険普通保険約款第34条（保険料の返還または請求・保険料の対象の評価額の変更の場合）（1）の規定により返還または請求し、家庭用火災総合保険普通保険約款第21条（2）②の規定による申出を受けた日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険料率に基づき年額保険料を変更します。
- （2）家庭用火災総合保険普通保険約款第23条（保険の対象の評価の増加または減少）（3）の規定により手続がなされた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は同条（1）に規定する事実の発生した日の属する契約年度の年額保険料の差額については、家庭用火災総合保険普通保険約款第34条（保険料の返還または請求・保険料の対象の評価額の変更の場合）（2）の規定により返還または請求し、家庭用火災総合保険普通保険約款第23条（1）に規定する事実の発生した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険料率に基づき年額保険料を変更します。
- （3）（1）または（2）の年額保険料の差額について、当会社が保険料を請求した場合は、保険契約者はその全額を一時に払い込まなければなりません。

第7条（保険料率の改定による年額保険料の変更）

保険期間中の途において、この保険契約に適用されている料率が改定された場合でも、当会社は、この保険契約の年額保険料は変更しません。

第8条（保険金の支払および未払込年額保険料の払込）

当会社は、保険金支払の原因となった事故が猶予期間内に生じ、その事故による損害に対する保険金を支払う場合において、年額保険料が支払われていないときは、支払保険金からその金額を差し引きます。

第9条（解除・次年度以降の年額保険料不払の場合）

- （1）保険契約者が次年度以降の年額保険料を猶予期間内に払い込まなかった場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。
- （2）当会社は、（1）の解除を行う場合には、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除はその払込期日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- （3）（1）の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合には、当会社は、既に領収した保険料は返還しません。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

コンビニ払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一時払保険料	保険契約締結の際に、保険契約者が、当会社に払い込むべき保険料をいいます。
一時払保険料払込期日	保険期間の初日の属する月の翌月末日をいいます。
契約条件の変更日	普通保険約款の（通知義務）（1）の規定による通知または普通保険約款の（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（6）の規定による通知において保険契約者が指定する日で、契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。
契約条件変更の申出日	普通保険約款の（告知義務）（3）③の規定による訂正の申出または普通保険約款の（通知義務）（1）の規定による通知を行った日をいいます。
収納窓口	コンビニエンスストア等の当会社が別に定める収納窓口をいいます。
追加保険料	契約条件を変更した際に当会社が保険契約者に請求する保険料をいいます。
追加保険料払込期日	契約条件変更の申出日または契約条件の変更日のどちらか遅い日の属する月の翌月末日をいいます。
普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。

- ① 保険証券記載の保険料の払込方法が一時払であること。
- ② 保険契約締結の際または契約条件を変更する際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険料を収納窓口で払い込むことについての合意があること。
- ③ この保険契約の締結が、保険期間の初日のこの保険契約の効力発生時までになされていること。

第3条（この特約の適用対象保険料）

この特約は、①および②に規定する保険料を払い込む場合に適用します。

- ① 一時払保険料
- ② 追加保険料。なお、当会社が承認した場合には、保険契約者は、追加保険料を当会社に直接払い込むことができます。

第4条（一時払保険料の払込み）

前条①に規定する一時払保険料の払込みについてこの特約を適用する場合、保険契約者は、一時払保険料払込期日までに、一時払保険料の全額を一時に収納窓口で払い込まなければなりません。

第5条（一時払保険料払込前の事故）

- （1）一時払保険料払込期日までに一時払保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、一時払保険料を一時払保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- （2）当会社は、保険契約者が一時払保険料払込期日の属する月の翌月末日までに一時払保険料を払い込んだ場合には、保険契約締結時に一時払保険料を領収したものとみなして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を適用します。
- （3）（2）の規定により、保険金を受け取るべき者が、一時払保険料払込前の事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は一時払保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- （4）（3）の規定にかかわらず、事故の発生日が、一時払保険料払込期日以前であり、保険契約者が、一時払保険料を一時払保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、一時払保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払します。
- （5）（4）の確約に反して保険契約者が一時払保険料払込期日に一時払保険料の払込みを怠り、かつ、一時払保険料払込期日の属する月の翌月末日までの払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができます。

第6条（解除—一時払保険料不払の場合）

- （1）当会社は、一時払保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、一時払保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- （2）当会社は（1）の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、保険期間の初日からその効力を生じます。

第7条（追加保険料の払込み）

第3条（この特約の適用対象保険料）②に規定する追加保険料の払込みについてこの特約を適用する場合、保険契約者は、追加保険料払込期日までに、その全額を一時に収納窓口で払い込まなければなりません。

第8条（追加保険料払込前の事故）

- （1）追加保険料払込期日までに追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- （2）当会社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに追加保険料を払い込んだ場合には、契約条件の変更日に追加保険料を領収したものとみなして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を適用します。
- （3）（2）の規定により、保険金を受け取るべき者が、追加保険料払込前の事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- （4）（3）の規定にかかわらず、事故の発生日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払します。
- （5）（4）の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日に追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までの払込みを怠った場合は、当会社は、①または②に定める保険金の額の返還を請求することができます。

- ① 追加保険料が、普通保険約款の（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（1）および（2）に定めるところに従い請求したものである場合は、既に支払った保険金の全額
- ② 追加保険料が、普通保険約款の（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（6）に定めるところに従い請求したものである場合は、既に支払った保険金の額から、保険契約条件の変更がなかったものとして普通保険約款に従い支払う保険金の額を差し引いた額

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

<地震保険にのみ適用する特約>

抵当権者特約（地震保険用）

第1条

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
抵当権者	抵当権を有する者であり、下記記載の者とします。

第2条

(1) 当会社は、被保険者がこの特約が付帯された地震保険契約（注）による保険金請求権をこの特約が付帯された地震保険契約（注）の保険の対象として抵当権者に、地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた時におけるその抵当権付債権の額を限度として譲渡したことを承認し、この特約が付帯された地震保険契約（注）により保険金として支払うべき額を損害が生じた時におけるその抵当権付債権の額を限度としてその抵当権者に支払うものとする。

この特約の継続契約を含みます。

(2) (1)の抵当権に優先する他の権利がある場合は、(1)に規定する支払限度額は、この特約が付帯された地震保険契約（注）の保険の対象として存在するすべての保険契約によって支払われべき保険金の合計額から地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた時における優先する他の権利によって担保される債権の額を差し引いた残額を超えないものとする。
(注) その継続契約を含みます。

第3条

- 当会社は、地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1)に規定する保険契約者または被保険者の義務の不履行があった場合においても、前条の規定により保険金を支払うものとする。
- 抵当権者は、地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1)のいずれかに該当する事実の発生を知った場合には、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者がこの手続を完了した場合には、当会社への通知は必要ありません。
- 地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、抵当権者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、抵当権者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)の規定は、当会社が、(3)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (3)の規定による解除が地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、地震保険普通保険約款第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した地震保険普通保険約款第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、その返還を請求しません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかず発生した地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第4条

- 抵当権者が前条(2)の通知をした場合および地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(1)または(2)の規定による当会社の保険料請求に対し、保険契約者がその支払を怠った場合は、抵当権者は、当会社の請求によりその保険料を支払わなければならない。
- 当会社は、抵当権者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。(注) 当会社が、抵当権者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- 抵当権者に(1)の保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第5条

当会社が地震保険普通保険約款の解除に関する規定によりまたは保険契約者との合意によりこの特約が付帯された地震保険契約を解除する場合は、抵当権者に対して少なくとも10日間の猶予期間を設けて書面により予告するものとする。

第6条

- 当会社が第3条(1)の規定により保険金を支払った場合は、当会社は、その支払った保険金の額を限度として、抵当権者から抵当権付債権およびこれに付随する権利の譲渡を受けます。この場合において、抵当権者は、当会社に対し、譲渡に必要な手続をとらなければならない。
- (1)の規定において、抵当権者に残存する権利があるときは、その権利は、(1)の規定により当会社が譲渡を受けた権利に優先するものとする。

第7条

この特約は、抵当権の消滅によりその効力を失うものとする。

第8条

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

抵当権者	保険証券記載のとおり
------	------------

長期保険保険料払込特約（地震保険用）

第1条（保険料の返還または請求・通知義務の場合）

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料の返還を請求する必要があるときは、地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。
(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第2条（保険料の返還・失効等の場合）

(1) 保険契約が失効となる場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還・無効・失効等の場合）(3)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

(2) 地震保険普通保険約款第33条（付帯される保険契約との関係）(2)の規定によりこの保険契約が終了する場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還・無効・失効等の場合）(4)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条（保険料の返還・保険金額の調整の場合）

地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、地震保険普通保険約款第24条（保険料の返還・保険金額の調整の場合）(2)の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条（保険料の返還・解除の場合）

地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または地震保険普通保険約款第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、地震保険普通保険約款第25条（保険料の返還・解除の場合）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第5条（保険料の返還または請求・料率改定の場合）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条（保険料の返還・保険金を支払った場合）

地震保険普通保険約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合には、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度（注）を経過した以後の期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。
(注) 保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

別表 未経過料率係数表

経過年数	2年契約			3年契約			4年契約			5年契約					
	0年	1年	2年	0年	1年	2年	0年	1年	2年	0年	1年	2年	3年	4年	5年
経過月数															
1か月まで	90%	44%	93%	62%	30%	95%	71%	47%	23%	96%	77%	58%	38%	18%	
2か月まで	87%	40%	91%	59%	27%	93%	69%	45%	21%	94%	75%	56%	37%	17%	
3か月まで	83%	36%	88%	57%	24%	91%	67%	43%	19%	93%	74%	55%	35%	15%	
4か月まで	79%	32%	86%	54%	22%	89%	65%	41%	17%	91%	72%	53%	33%	13%	
5か月まで	75%	28%	83%	51%	19%	87%	63%	39%	15%	90%	71%	51%	32%	12%	
6か月まで	71%	24%	80%	49%	16%	85%	61%	37%	12%	88%	69%	50%	30%	10%	
7か月まで	67%	20%	78%	46%	14%	83%	59%	35%	10%	87%	67%	48%	28%	8%	
8か月まで	63%	16%	75%	43%	11%	81%	57%	33%	8%	85%	66%	46%	27%	7%	
9か月まで	59%	12%	72%	41%	8%	79%	55%	31%	6%	83%	64%	45%	25%	5%	
10か月まで	55%	8%	70%	38%	5%	77%	53%	29%	4%	82%	63%	43%	23%	3%	
11か月まで	51%	4%	67%	35%	3%	75%	51%	27%	2%	80%	61%	42%	22%	2%	
12か月まで	47%	0%	65%	33%	0%	73%	49%	25%	0%	79%	59%	40%	20%	0%	

(注) 経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算します。

自動継続特約（地震保険用）

（保険料払込方式が「口座振替」の場合には「初回保険料口座振替特約」を適用します。）

第1条（自動継続の方法）

(1) この保険契約は、保険期間が満了する日の3か月前の日までに保険契約者または当会社から書面による反対の申出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（注）とする継続の申出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またこれに基づき法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要がある場合、この特約は失効します。
(注) この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約を付帯した場合は、1年とします。

(2) 継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとする。

第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者は、前条の規定により継続された保険契約の保険料を払込期日（注）までに払い込まなければならない。
(注) 継続保険期間の初日をいいます。

(2) 保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、当会社は、継続保険期間が始まった後でも、継続された保険契約の保険料納期前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（継続契約の保険料不払による保険契約の解除）

(1) 保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者が、継続される保険契約の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込を怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。
(2) (1)の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第4条（継続契約の保険証券）

継続された保険契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券とその継続契約の保険料に対する領収証をもってこれに代えることができます。

第5条（継続契約に適用される保険料率）

(1) この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日より第1条（自動継続の方法）(1)の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。

- (2) 当会社は、(1) の継続契約の保険料率の変更を行う場合には、この保険契約満了の日より1か月前の日までに、継続証券記載の保険契約者の住所(注)にあてて、書面によりその旨を通知します。この場合において、この保険契約の満了する日までに、保険契約者より保険契約を継続しない旨の意思表示があったときには、第1条(自動継続の方法)(1)の規定にかかわらず、保険契約は継続されないものとします。
- (注)地震保険普通保険約款第12条(保険契約者の住所変更)の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。
- 第6条(普通保険約款との関係)**
- (1) 第1条(自動継続の方法)の規定は地震保険普通保険約款第10条(告知義務)(2)および第11条(通知義務)(2)の効力を妨げないものとします。
- (2) この特約は地震保険普通保険約款第34条(保険契約の継続)の規定とはかかわりありません。

保険契約継続特約(団体保険約用)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	第3条(保険契約の継続)(1)の規定により継続される保険契約をいいます。
継続証券	保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、団体扱特約(一般A)、団体扱特約(一般B)、団体扱特約(一般C)、団体扱特約または団体扱特約(口座振替方式)を付帯した保険契約で、当会社と保険契約者の間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条(保険契約の継続)

- (1) この保険契約の満了する日の3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日の内容と同一の内容で継続されるものとします。以後毎年同様とします。ただし、地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)またはこれに基づき法令が改正されたことに伴い、この保険契約に付帯された地震保険契約の補償内容または保険金額を変更する必要がある場合は、この特約は失効します。
- (2) (1)の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証券等を保険契約者に交付します。

第4条(継続契約の保険料および払込方法)

- (1) 継続契約の保険料は、継続証券記載の金額とします。
- (2) 保険契約者は、継続契約の保険料を、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第5条(継続契約に適用される保険料率)

- (1) この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以後第3条(保険契約の継続)(1)の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。
- (2) 当会社は、(1)の継続契約の保険料率の変更を行う場合には、この保険契約満了の日より1か月前の日までに、継続証券記載の保険契約者の住所(注)にあてて、書面によりその旨を通知します。この場合において、この保険契約の満了する日までに、保険契約者より保険契約を継続しない旨の意思表示があったときには、第3条(保険契約の継続)(1)の規定にかかわらず、保険契約は継続されないものとします。
- (注)この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)の(保険契約者の住所変更)の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。

第6条(継続契約に適用される特約)

この保険契約が第3条(保険契約の継続)(1)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第7条(継続契約の告知義務)

- (1) 第3条(保険契約の継続)(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合に、保険契約申込書に記載した事項および継続証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告知しなければなりません。
- (2) (1)の告知については、普通保険約款の(告知義務)の規定を適用します。

第8条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

保険契約継続特約(集団扱契約用)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	第3条(保険契約の継続)(1)の規定により継続される保険契約をいいます。
継続証券	保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、集団扱特約を付帯した保険契約で当会社と保険契約者の間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条(保険契約の継続)

- (1) この保険契約の満了する日の3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日の内容と同一の内容で継続されるものとします。以後毎年同様とします。ただし、地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)またはこれに基づき法令が改正されたことに伴い、この保険契約に付帯された地震保険契約の補償内容または保険金額を変更する必要がある場合は、この特約は失効します。
- (2) (1)の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証券等を保険契約者に交付します。

第4条(継続契約の保険料および払込方法)

- (1) 継続契約の保険料は、継続証券記載の金額とします。
- (2) 保険契約者は、継続契約の保険料を、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第5条(継続契約に適用される保険料率)

- (1) この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以後第3条(保険契約の継続)(1)の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。
- (2) 当会社は、(1)の継続契約の保険料率の変更を行う場合には、この保険契約満了の日より1か月前の日までに、継続証券記載の保険契約者の住所(注)にあてて、書面によりその旨を通知します。この場合において、この保険契約の満了する日までに、保険契約者より保険契約を継続しない旨の意思表示があったときには、第3条(保険契約の継続)(1)の規定にかかわらず、保険契約

は継続されないものとします。

(注)この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)の(保険契約者の住所変更)の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。

第6条(継続契約に適用される特約)

この保険契約が第3条(保険契約の継続)(1)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第7条(継続契約の告知義務)

- (1) 第3条(保険契約の継続)(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合に、保険契約申込書に記載した事項および継続証券に記載された事項に変更があった場合は、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告知しなければなりません。
- (2) (1)の告知については、普通保険約款の(告知義務)の規定を適用します。

第8条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

保険契約継続特約(金融機関集団扱契約用)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	第3条(保険契約の継続)(1)の規定により継続される保険契約をいいます。
継続証券	保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、金融機関集団扱特約を付帯した保険契約で、当会社と保険契約者の間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条(保険契約の継続)

- (1) この保険契約の満了する日の3か月前の日までに、当会社または保険契約者または当会社から書面による反対の申出がない場合には、継続期間を満了とする保険契約と同一の年数(注)とする継続の申出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)またはこれに基づき法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要がある場合は、この特約は失効します。
- (注)この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約を付帯した場合は、1年とします。
- (2) 継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。
- (3) (1)の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証券等を保険契約者に交付します。

第4条(継続契約の保険料および払込方法)

- (1) 継続契約の保険料は、継続証券記載の金額とします。
- (2) 保険契約者は、継続契約の保険料を、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第5条(継続契約に適用される保険料率)

- (1) この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以後第3条(保険契約の継続)(1)の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。

- (2) 当会社は、(1)の継続契約の保険料率の変更を行う場合には、この保険契約満了の日より1か月前の日までに、継続証券記載の保険契約者の住所(注)にあてて、書面によりその旨を通知します。この場合において、この保険契約の満了する日までに、保険契約者より保険契約を継続しない旨の意思表示があったときには、第3条(保険契約の継続)(1)の規定にかかわらず、保険契約は継続されないものとします。
- (注)地震保険普通保険約款第12条(保険契約者の住所変更)の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。

第6条(継続契約に適用される特約)

この保険契約が第3条(保険契約の継続)(1)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第7条(継続契約の告知義務)

- (1) 第3条(保険契約の継続)(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合に、保険契約申込書に記載した事項および継続証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告知しなければなりません。
- (2) (1)の告知については、地震保険普通保険約款第10条(告知義務)の規定を適用します。

第8条(金融機関集団扱特約との関係)

この特約に規定しない事項については、金融機関集団扱特約の規定を適用します。

コンビニ払特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一時払保険料	保険契約締結の際に、保険契約者が、当会社に払い込むべき保険料をいいます。
一時払保険料払込期日	保険期間の初日の属する月の翌月末日をいいます。
契約条件の変更日	普通保険約款の(通知義務)(1)の規定による通知または普通保険約款の(保険料の返還または請求-告知義務-通知義務等)の場合(6)の規定による通知において保険契約者が指示する日で、契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。
契約条件変更の申出日	普通保険約款の(告知義務)(3)③の規定による訂正の申出または普通保険約款の(通知義務)(1)の規定による通知を行った日をいいます。
収納窓口	コンビニエンスストア等の当社が別に定める収納窓口をいいます。
追加保険料	契約条件を変更した際に当会社が保険契約者に請求する保険料をいいます。
追加保険料払込期日	契約条件変更の申出日または契約条件の変更日のどちらか遅い日の属する月の翌月末日をいいます。
普通保険約款	この特約が付帯された賃貸住宅総合保険普通保険約款または地震保険普通保険約款をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

- この特約は、①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
- ① 保険証券記載の保険料の払込方法が一時払であること
 - ② 保険契約締結の際または契約条件を変更する際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険料を収納窓口で払い込むことについての合意があること。
 - ③ この保険契約の締結が、保険期間の初日この保険契約の効力発生時までになされていること。

第3条（この特約の適用対象保険料）

- この特約は、①および②に規定する保険料を払い込む場合に適用します。
- ① 一時払保険料
 - ② 追加保険料。なお、当会社が承認した場合には、保険契約者は、追加保険料を当会社に直接払い込むことができます。

第4条（一時払保険料の払込み）

前条①に規定する一時払保険料の払込みについてこの特約を適用する場合、保険契約者は、一時払保険料払込期日までに、一時払保険料の全額を一時に収納窓口に入り込まなければなりません。

第5条（一時払保険料払込前の事故）

- (1) 一時払保険料払込期日までに一時払保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、一時払保険料を一時払保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が一時払保険料払込期日の属する月の翌月末までに一時払保険料を払い込んだ場合には、保険契約締結時一時払保険料を領収したものとみなして、賃貸住宅総合保険普通保険約款または地震保険普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。
- (3) (2)の規定により、保険金を受け取るべき者が、一時払保険料払込前の事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は一時払保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (4) (3)の規定にかかわらず、事故の発生日が、一時払保険料払込期日以前であり、保険契約者が、一時払保険料を一時払保険料払込期日までに払い込んだ旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、一時払保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。
- (5) (4)の確約に反して保険契約者が一時払保険料払込期日に一時払保険料の払込みを怠り、かつ、一時払保険料払込期日の属する月の翌月末までその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができます。

第6条（解除一時払保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、一時払保険料払込期日の属する月の翌月末までに、一時払保険料の払込みがない場合には、この保険料を解除することができます。
- (2) 当会社は(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日からその効力を生じます。

第7条（追加保険料の払込み）

第3条（この特約の適用対象保険料）②に規定する追加保険料の払込みについてこの特約を適用する場合、保険契約者は、追加保険料払込期日までに、その全額を一時に収納窓口に入り込まなければなりません。

第8条（追加保険料払込前の事故）

- (1) 追加保険料払込期日までに追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに追加保険料を払い込んだ場合には、契約条件の変更日に追加保険料を領収したものとみなして、賃貸住宅総合保険普通保険約款または地震保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を適用します。
- (3) (2)の規定により、保険金を受け取るべき者が、追加保険料払込前の事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (4) (3)の規定にかかわらず、事故の発生日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込んだ旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。
- (5) (4)の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日に追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌月末までその払込みを怠った場合は、当会社は、①または②に定める保険金の額の返還を請求することができます。

- ① 追加保険料が、普通保険約款の（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）
- ② 追加保険料が、普通保険約款の（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）
- (6)に定めるところに従い請求したものである場合は、既に支払った保険金の額から、保険契約条件の変更がなかったものとして普通保険約款に従い支払った保険金の額を差し引いた額

第9条（運用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、賃貸住宅総合保険普通保険約款または地震保険普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

<家庭用火災総合保険および地震保険に適用する特約>

先物契約特約

この契約については、保険期間開始の時に使用されている適用利率に基づき算出された保険料によるものとします。(ただし、地震保険の場合は保険期間開始の時に使用されている利率表によるものとします。)

共同保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第2条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であるとして、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引割割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際してこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除

④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知の承認または通知の受領

⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその認定、譲渡もしくは消滅の承認

⑥ 保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等

⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査

⑧ 事故発生もしくは損害発生による通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領

⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全

⑩ その他①から⑨までの事務または業務に対する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に關し幹事保険会社が行った前条に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に關し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたとみなします。

団体扱特約（一般A）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業体	公社、公団、会社等を行い、法人・個人の別を問いません。
企業契約	「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」または「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	第8条（特約の失効または解除）（1）に掲げるいずれかに該当する事実が発生したことに伴い集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日を行います。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいい、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料（注）をいいます。 （注）分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。
未払保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、積立型基本特約付帯契約の場合には、その契約年度（注1）の年額保険料（注2）から、既に払い込まれたその契約年度（注1）の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 （注1）保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。 （注2）分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。

第2条（この特約の適用条件）

- この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- ① 保険契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
 - ② 次のいずれかの契約が締結されていること。
 - A. 団体と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条（賃金の支払）に定める賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づく賃、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができ、場合により限ります。
 - I. 職域労働組合等と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等上記Aのただし書に定める団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限ります。
 - B. 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - A. 集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。
 - I. 集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条（保険料の払込方法）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承諾します。
- (2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（2）の一括払保険料または同条（3）の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故による損害については、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）または（2）の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りします。
- (3) (1)の規定より追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。また、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用しま

- す。
- (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) 普通保険約款の（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を同時に当会社に払い込まなければなりません。
- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。ただし、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

第6条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款または積立型基本特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第7条（保険料領収書の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
- ③ 保険契約者がその受取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
- ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金による保険料の集金が行われなくなった場合

(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

(注) 同一の保険契約者が複数の団体扱特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。

(3) (1)の①の事実が発生した場合は(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第9条（特約の失効または解除後の未払込保険料等の払込み）

(1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日からその日を含めて1か月以内（注1）に、同条(2)の規定によるこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内（注2）に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

(注1) 積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日までとします。

(注2) 積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、解除日の属する月の翌月末日までとします。

(2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、積立型基本特約に対する書面またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、未払込保険料について、積立型基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(2)および第5条（保険料の振替貸付）または積立型追加特約（地震保険用）第6条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(2)および第7条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。この場合、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）を次のとおり読み替えるものとします。

- ① 積立型基本特約第4条(2)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
 - ② 積立型基本特約第5条(1)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日または解除日」
 - ③ 積立型追加特約（地震保険用）第6条(2)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
 - ④ 積立型追加特約（地震保険用）第7条の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- (4) (3)の解除は、集金不能日または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5) (3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して当会社の定めるところにより計算した保険料を差し引きます。その残額を返還します。

第10条（特約の失効または解除後の翌契約年度以降の保険料の払込方法）

(1) 積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合において、第8条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合と第9条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌契約年度（注2）以外の保険料の払込方法（注2）は、年払とし、この場合の払込期日は、各契約年度（注1）の保険期間の初日当日（注3）とします。

(注1) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

(注2) 地震保険契約の場合はこの特約の失効または解除後に積立型追加特約（地震保険用）第3条（保険契約の自動継続）の規定により自動的に継続された保険契約の保険料の払込方法とします。

(注3) 地震保険契約の場合は、積立型追加特約（地震保険用）第3条の規定により自動的に継続された保険契約の保険期間の初日とします。

(2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

第11条（特約失効の特約）

積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、保険期間（注1）の満了する日の属する月の前月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌々月末日までに未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、この未払込保険料の払込みについては、積立型基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(1)（注2）の規定を準用するものとします。

(注1) 地震保険契約の場合には、地震保険契約が付帯されている保険契約の保険期間とします。

(注2) 地震保険契約の場合には、積立型追加特約（地震保険用）第6条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(1)とします。

第12条（保険料の返還または請求）

第5条（追加保険料の払込み）(1)または(4)のほか、普通保険約款の規定より保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

団体扱特約（一般B）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業体	公社、公団、会社等を行い、法人・個人の別を問いません。
集金契約	普通保険集金に関する契約書（一般B）による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	第8条（特約の失効または解除）(1)に掲げないずれかに該当する事実が発生したことに伴い、集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
勤務先事業所	保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいい、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料（注）をいいます。 (注) 分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、積立型基本特約付帯契約の場合には、その契約年度（注1）の年額保険料（注2）から、既に払い込まれたその契約年度（注1）の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 (注1) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。 (注2) 分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。

- ② 次のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されていること。

ア. 団体

- イ. 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織

- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者からそれを承諾していること。

- ア. 勤務先事業所において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。

- イ. 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条（保険料の払込方法）

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

(2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければならない。

(3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込まなければなりません。ただし、保険証券記載の保険の対象について、保険契約者が勤務先事業所において当会社と団体扱に係る特約を付した保険契約を締結している場合で、かつ、その保険契約の保険期間の末日（注）をこの保険契約の保険期間の初日とするときには、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。

(注) その保険契約が保険期間の中で解除された場合には、その解除日とします。

(4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)の一括払保険料または同条(3)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害については、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

(1) この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(1)または(2)の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を同時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限り

(3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定よりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、規定増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。また、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

(注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(4) 普通保険約款の（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を同時に当会社に払い込まなければなりません。

(5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。ただし、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

第6条（保険金の支払および未払込保険料等の払込み）

保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款または積立型基本特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第7条（保険料領収書の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者が勤務先事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合

- ③ 保険契約者が保険料を勤務先事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合
④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなかった場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数(注)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
(注) 同一の保険契約者が複数の団体別特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3) (1) ①の事実が発生した場合または(2)の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第9条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日からその日を含めて1か月以内(注1)に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内(注2)に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。
- (注1) 積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、集金不能日の属する月の翌末日までとします。
(注2) 積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、解除日の属する月の翌末日までとします。
- (2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日または解除日から未払込保険料の全額を徴収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、未払込保険料について、積立型基本特約第4条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(2)および第5条(保険料の振替貸付)または積立型追加特約(地震保険用)第6条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(2)および第7条(保険料の振替貸付)の規定を準用します。この場合、積立型基本特約または積立型追加特約(地震保険用)とのとおり読み替えるものとします。
- ① 積立型基本特約第4条(2)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌末日までの期間」
② 積立型基本特約第5条(1)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日または解除日」
③ 積立型追加特約(地震保険用)第6条(2)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌末日までの期間」
④ 積立型追加特約(地震保険用)第7条の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌末日までの期間」
- (4) (3)の解除は、集金不能日または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
(5) (3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社が、既に払い込まれた保険料から既に経過期間に対して当社が定めるところにより計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第10条 (特約の失効または解除後の翌契約年度以降の保険料の払込方法)

- (1) 積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合において、第8条(特約の失効または解除)(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌契約年度(注1)以降の保険料の払込方法(注2)は、年払とし、この場合の払込期日(注1)の保険期間の初日(注3)とします。
(注1) 保険期間の初日(注3)から起算した1年ごとの期間をいいます。
(注2) 地震保険契約の場合には、この特約の失効または解除後に積立型追加特約(地震保険用)第3条(「保険料の自動継続」)の規定により自動的に継続された保険契約の保険料の払込方法とします。
(注3) 地震保険契約の場合には、積立型追加特約(地震保険用)第3条の規定により自動的に継続された保険契約の保険期間の初日とします。

(2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

第11条 (特約失効の特例)

- 積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、保険期間(注1)の満了する日の属する月の先月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌々末日までに未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。ただし、この未払込保険料の払込みについては、積立型基本特約第4条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(1)(注2)の規定を準用するものとします。
(注1) 地震保険契約の場合には、地震保険契約が付帯されている保険契約の保険期間とします。
(注2) 地震保険契約の場合には、積立型追加特約(地震保険用)第6条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(1)とします。

第12条 (保険料の返還または請求)

- 第5条(追加保険料の払込み)(1)または(4)のほか、普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社が定めるところにより、保険料を返還または請求します。

団体別特約(一般C)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人のを問いません。
口座振替日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する預金口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書(一般C)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当社とこの間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	第8条(特約の失効または解除)(1)①の事実が発生した場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日を含み、同条(1)②から④までの事実が発生した場合は、その事実が発生した日をいいます。
退職者	退職により団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいい、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料(注)をいいます。 (注) 分割保険料に分割回数を経たものをいいます。

未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、積立型基本特約付帯契約の場合には、その翌契約年度(注1)の年額保険料(注2)から、既に払い込まれたその翌契約年度(注1)の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 (注1) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。 (注2) 分割保険料に分割回数を経たものをいいます。
--------	---

第2条 (この特約の適用条件)

- この特約は、次に定める条件をいすべて満たしている場合に適用されます。
- ① 保険契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
 - ② 団体に勤務している者によって構成されており、かつ、保険契約者その構成員となっている団体、労働組合または労務組織と当社との間に集金契約が締結されていること。
 - ③ 保険契約者が、集金者にごの委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - A. 指定口座から、預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。
 - I. 上記Aにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条 (保険料の払込方法)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 1) 保険契約者が分割して払い込む場合は、分割保険料を保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が集金者を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条 (保険料領収前の事故)

- 保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)の一括払保険料または同条(3)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条 (追加保険料の払込み)

- (1) この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)(2)の(保険料の返還または請求)告知義務、通知義務等の場合(1)または(2)の規定に従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社が、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限り、(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限り、(注) 当社が、追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。また、積立型基本特約または積立型追加特約(地震保険用)にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。
- (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
(注) 普通保険約款の(保険料の返還または請求)告知義務、通知義務等の場合(6)の規定に従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険料条件の変更の承認がなかったものとして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に定められた特約に、保険金を支払います。ただし、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

第6条 (保険金の支払および未払込保険料等の払込み)

保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款または積立型基本特約の規定により、保険金の支払によって保険約款が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

第7条 (保険料領収前の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収書を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはそれを発行しません。

第8条 (特約の失効または解除)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者へ代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合は、この特約は失効しません。

- ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかった場合
 - ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - ④ 当社が集金者からのこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数(注)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
(注) 同一の保険契約者が複数の団体別特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3) (1) ①もしくは④の事実が発生した場合または(2)の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第9条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日等からその日を含めて1か月以内(注1)に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内(注2)に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。
- (注1) 積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、集金不能日の属する月の翌末日までとします。
(注2) 積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、解除日の属する月の翌末日までとします。
- (2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を徴収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、未払込保険料について、積立

型基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）（2）および第5条（保険料の振替貸付）または積立型追加特約（地震保険用）第6条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）（2）および第7条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。この場合、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）を次のとおり読み替えますものとします。

- 積立型基本特約第4条（2）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- 積立型基本特約第5条（1）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日等または解除日」
- 積立型追加特約（地震保険用）第6条（2）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- 積立型追加特約（地震保険用）第6条の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- （3）の解除は、集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- （3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して当会社が定めるところにより計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第10条（特約の失効または解除後の翌契約年度以降の保険料の払込方法）

（1）積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合において、第8条（特約の失効または解除）（1）の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条（2）の規定によりこの特約が解除されたときの翌契約年度（注1）以降の保険料の払込方法（注2）は、年払とし、この場合の払込期日は、各契約年度（注1）の保険期間の初日応当日（注3）とします。

（注1）保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

（注2）地震保険契約の場合はこの特約の失効または解除後に積立型追加特約（地震保険用）第3条（保険契約の自動継続）の規定により自動的に継続された保険契約の保険料の払込方法とします。

（注3）地震保険契約の場合は、積立型追加特約（地震保険用）第3条の規定により自動的に継続された保険契約の保険期間の初日とします。

（2）保険契約者は、当会社の承認を得て、（1）以外の払込方法とすることができます。

第11条（特約失効の特例）

積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、保険期間（注1）の満了する日の属する月の前々月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。その場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の前々月末日までに未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、この未払込保険料の払込みについては、積立型基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）（1）（注2）の規定を準用するものとします。

（注1）地震保険契約の場合は、地震保険契約が付帯されている保険契約の保険期間とします。

（注2）地震保険契約の場合は積立型追加特約（地震保険用）第6条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）（1）とします。

第12条（退職者に対する特例）

（1）第2条（この特約の適用条件）の規定にかかわらず、団体が退職者に対する福利厚生制度の一環として、退職者について団体扱特性による保険契約の締結を認める場合において、団体の退職者である保険契約者がその制度を利用して保険契約を締結するときは、その保険契約者がその構成員となっていた団体、労働組合または共済組織と当会社との間に保険料集金契約が締結されており、保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾しているときに限り、この特約を適用することができます。

- 指定口座から預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。
 - （注1）により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。
- （2）第8条（特約の失効または解除）の規定にかかわらず、保険契約者が団体の退職者である場合で、次のいずれかに該当する事実が発生したときは、集金不能日等から将来に向かってのみこの特約はその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者に対して保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、この特約は失効しません。
- 集金契約が解除された場合
 - 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかった場合
 - 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- （3）（2）①または③の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第13条（保険料の返還または請求）

第5条（追加保険料の払込み）（1）または（4）のほか、普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社が定めるところにより、保険料を返還または請求します。

団体扱特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金不能日	第8条（特約の失効）（1）に掲げるいずれかに該当する事実が発生したことにより団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署、会社などの団体をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいい、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 （注）分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、積立型基本特約付帯契約の場合は、その契約年度（注1）の年額保険料（注2）から、既に払い込まれたその契約年度（注1）の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 （注1）保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。 （注2）分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- 団体と当会社との間に、集金契約が締結されていること。
- 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当

社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

第3条（保険料の払込方法）

- 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。
- 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところより、団体を経て払い込まなければなりません。
- 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を集金契約に定めるところより、団体を経て払い込まなければなりません。

第4条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（2）の一括払保険料または同条（3）の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

- この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の（保険料の返還または請求）告知義務、通知義務等の場合（1）または（2）の規定に従い、当会社が追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は団体を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- 当会社は、保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この追加保険料を解除することができます。
- 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合には、（2）の規定により追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。また、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

- 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- 普通保険約款の（保険料の返還または請求）告知義務、通知義務等の場合（6）の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は団体を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- 保険契約者が（4）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害については、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこの保険契約が付帯された特約に従い、保険金を支払います。ただし、普通保険約款およびこの保険契約が付帯された特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

第6条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

保険料の支払を完了する前に、普通保険約款、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）の規定より、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第7条（保険料領収証の発行）

当会社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条（特約の失効）

- この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。
 - 集金契約が解除された場合
 - 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合、またはその他のこの保険契約について団体による保険料の集金が行われなくなった場合
 - 保険契約者が保険料を給与とら差し引くことを拒んだ場合
- （1）①の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第9条（特約失効後の未払込保険料等の払込み）

- 保険契約者は、前条（1）の規定により特約が効力を失った場合は集金不能日からその日を含めて1か月以内（注）に、未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
（注）積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日までとします。
- 当会社は、（1）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

- 当会社は、（1）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、未払込保険料について、積立型基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）（2）および第5条（保険料の振替貸付）または積立型追加特約（地震保険用）第6条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）（2）および第7条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。この場合、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）を次のとおり読み替えますものとします。

- 積立型基本特約第4条（2）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- 積立型基本特約第5条（1）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日」
- 積立型追加特約（地震保険用）第6条（2）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- 積立型追加特約（地震保険用）第7条の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- （3）の解除は、集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- （3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して当会社が定めるところにより計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第10条（特約失効後の翌契約年度以降の保険料の払込方法）

（1）積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合において、第8条（特約の失効）（1）の規定によりこの特約が効力を失ったときの翌契約年度（注1）以降の保険料の払込方法（注2）は、年払とし、この場合の払込期日は、各契約年度（注1）の保険期間の初日応当日（注3）とします。

（注1）保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

（注2）地震保険契約の場合はこの特約の失効後に積立型追加特約（地震保険用）第3条（保険契約の自動継続）の規定により自動的に継続された保険契約の保険料の払込方法とします。

（注3）地震保険契約の場合は、積立型追加特約（地震保険用）第3条の規定により自動的に継続さ

- れた保険契約の保険期間の初日とします。
- (2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。
- 第11条 (特約失効の特例)**
- 積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、保険期間(注1)の満了する日の属する月の前々月の給与支払日から将来にかけてその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌々末日までに未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければならない。ただし、この未払込保険料の払込みについては、積立型基本特約第4条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(1)(注2)の規定を準用するものとします。
- (注1) 地震保険契約の場合には、地震保険契約が付帯されている保険契約の保険期間とします。
- (注2) 地震保険契約の場合には積立型追加特約(地震保険用)第6条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(1)とします。

第12条 (保険料の返還または請求)

第5条(追加保険料の払込み)(1)または(4)のほか、普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が発生した場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

団体扱特約(口座振替方式)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
口座振替日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する預金口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書(口座振替方式)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	第8条(特約の失効)(1)①の事実が発生した場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日をいい、同条(1)②から④までの事実が発生した場合は、その事実が発生した日をいいます。
退職者	退職により団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいい、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料(注)をいいます。 (注) 分割保険料に分割回数乗じたものをいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、積立型基本特約付帯契約の場合には、その契約年度(注1)の年額保険料(注2)と、既に払い込まれたその契約年度(注1)の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 (注1) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。 (注2) 分割保険料に分割回数乗じたものをいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

- この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- ① 保険契約者が団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること。
 - ② 団体に勤務している者によって構成されている労働組合、共済組織等で団体から保険料集金を委託されている者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
 - ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
ア. 指定口座から、預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。
イ. 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条 (保険料の払込み)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証券記載の払込および金額に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければならない。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければならない。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければならない。

第4条 (保険料領収前の事故)

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)の一括払保険料または同条(3)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料を集金契約に定めるところにより集金者を経て払い込まれた場合は除きます。

第5条 (追加保険料の払込み)

- (1) この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)の(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(1)または(2)の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければならない。ただし、この特約は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この追加保険料を解除することができます。
(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。
- (3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。また、積立型基本特約または積立型追加特約(地震保険用)にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。
(注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) 普通保険約款の(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(6)の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければならない。
- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款お

- よびこの保険契約に付帯された特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。
- 第6条 (保険料の支払および未払込保険料の払込み)**
- 積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、普通保険約款(注1)の満了する日の属する月の前々月の口座振替日から将来にかけてその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌々末日までに未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければならない。ただし、この未払込保険料の払込みについては、積立型基本特約第4条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(1)(注2)の規定を準用するものとします。
- (注1) 地震保険契約の場合には、地震保険契約が付帯されている保険契約の保険期間とします。
- (注2) 地震保険契約の場合には積立型追加特約(地震保険用)第6条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(1)とします。
- 第7条 (保険料領収前の発行)**
- 当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。
- 第8条 (特約の失効)**

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者に対してはこれを集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、この特約は失効しません。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかった場合
 - ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - ④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- (2) (1)①の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第9条 (特約失効後の未払込保険料等の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は集金不能日等からその日を含めて1か月以内(注)に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければならない。ただし、この特約は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この追加保険料を解除することができます。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。また、積立型基本特約または積立型追加特約(地震保険用)にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。
- (2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、未払込保険料について、積立型基本特約第4条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(2)および第5条(保険料の振替貸付)または積立型追加特約(地震保険用)第6条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(2)および第7条(保険料の振替貸付)の規定を準用します。この場合、積立型基本特約または積立型追加特約(地震保険用)を次のとおり読み替えるものとします。
 - ① 積立型基本特約第4条(2)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等からその日の属する月の翌末日まで」の期間。
 - ② 積立型基本特約第5条(1)の規定中「払込期日」とあるのは「集金不能日等」
 - ③ 積立型追加特約(地震保険用)第6条(2)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等からその日の属する月の翌末日まで」の期間。
 - ④ 積立型追加特約(地震保険用)第7条の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等からその日の属する月の翌末日まで」の期間。
- (4) (3)の解除は、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5) (3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して当会社の定めるところにより計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第10条 (特約失効後の翌契約年度以降の保険料の払込方法)

- (1) 積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合において、第8条(特約の失効)(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときは、各契約年度(注1)以降の保険料の払込方法(注2)は、年払とし、この場合の払込期日は、各契約年度(注1)の保険期間の初日応当日(注3)とします。
 - (注1) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。
 - (注2) 地震保険契約の場合はこの特約の失効後に積立型追加特約(地震保険用)第3条(保険契約の自動継続)の規定により自動的に継続された保険契約の保険料の払込方法とします。
 - (注3) 地震保険契約の場合は、積立型追加特約(地震保険用)第3条の規定により自動的に継続された保険契約の保険期間の初日とします。
- (2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

第11条 (特約失効の特例)

積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、普通保険約款(注1)の満了する日の属する月の前々月の口座振替日から将来にかけてその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌々末日までに未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければならない。ただし、この未払込保険料の払込みについては、積立型基本特約第4条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(1)(注2)の規定を準用するものとします。

(注1) 地震保険契約の場合には、地震保険契約が付帯されている保険契約の保険期間とします。

(注2) 地震保険契約の場合には積立型追加特約(地震保険用)第6条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(1)とします。

第12条 (退職者に対する特例)

- (1) 第2条(この特約の適用条件)の規定にかかわらず、団体が福利厚生制度の一環として、退職者に対して、団体扱特約による保険契約の締結を認める場合は、団体の退職者である保険契約者としての構成員となつた団体、労働組合または共済組織と当会社との間に保険料集金契約が締結されており、保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾しているときに限り、この特約を適用することができます。
 - ① 指定口座から預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。
 - ② ①により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。
- (2) 第8条(特約の失効)の規定にかかわらず、この特約が効力を失った場合には、次のいずれかに該当する事実が発生したときは、集金不能日等から将来に向かってのみこの特約はその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者に対してはこれを集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、この特約は失効しません。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかった場合
 - ③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- (3) (2)①または③の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第13条 (保険料の返還または請求)

第5条(追加保険料の払込み)(1)または(4)のほか、普通保険約款の規定により保険料を返

還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社が定めるところにより、保険料を返還または請求します。

追加保険料特約（団体扱用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
覚書	「保険料集金に関する契約書（口座振替方式）に係わる覚書」をいいます。
集金契約	団体扱に関する特約第2条（この特約の適用条件）に規定する集金契約をいいます。
集金者	当社とこの間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	団体扱に関する特約に定める集金不能日をいい、団体扱特約（一般C）または団体扱特約（口座振替方式）が適用されている場合は集金不能日をいいます。
団体扱に関する特約	団体扱特約（一般A）、団体扱特約（一般B）、団体扱特約（一般C）、団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）をいいます。
未払込保険料	追加保険料および年額保険料の合計額から既に払い込まれた追加保険料および保険料の総額を差し引いた額をいい、積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯する地震保険契約の場合には、追加保険料およびその契約年度（注）の年額保険料の合計額から既に払い込まれた追加保険料およびその契約年度（注）の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 （注）保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たす場合に適用されます。

① この保険契約に団体扱に関する特約が適用されていること。

② 集金者と当社との間に覚書が締結されていること。

第3条（追加保険料の払込み）

(1) 団体扱に関する特約第5条（追加保険料の払込み）(1)の規定にかかわらず、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(1)もしくは(2)または積立型基本特約第10条（保険料の変更等告知義務・通知義務等の場合）(1)から(4)まで、(9)もしくは(10)（注）の規定に従い、当社が追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て追加保険料を当社に払い込むことができます。
（注）地震保険契約の場合には積立型追加特約（地震保険用）第8条（保険料の変更等告知義務・通知義務等）(1)、(2)、(4)または(6)とします。

(2) 団体扱に関する特約第5条（追加保険料の払込み）(4)の規定にかかわらず、普通保険約款の（保険料の返還または請求告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定により、当社が追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、保険契約者は集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て追加保険料を当社に払い込むことができます。
(3) (1)および(2)の規定により払い込む追加保険料は、当社の別に定めるところに従い分割することができます。

第4条（集金者を経て追加保険料を払い込む場合の通知）

前条の規定を經て追加保険料を集金者を経て払い込む場合で、保険契約者または被保険者が普通保険約款の（告知義務）(3)③の規定より通知した中または普通保険約款の（通知義務）(1)もしくは（保険料の返還または請求告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定による通知を、書面またはファクシミリ等の通信手段により、当社に届けなければならないものとします。ただし、訂正の申出時または通知時に追加保険料（注）を払い込む場合を除きます。
（注）前条（3）の規定により追加保険料を分割して払い込む場合の初回の分割追加保険料を占めます。

第5条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

団体扱に関する特約第8条（特約の失効または解除）(注1)の規定により、団体扱に関する特約が効力を失った場合には、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は集金不能日または同条に定める解除日（注2）からその日を含めて1か月以内（注3）に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければならないものとします。
（注1）団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）が適用されている場合は、団体扱に関する特約第8条（特約の失効）とします。
（注2）団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）が適用されている場合は、集金不能日のみとします。
（注3）積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日までとします。

第6条（未払込保険料不払の場合の事故の取扱い）

当社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日または団体扱に関する特約第8条（特約の失効または解除）に定める解除日（注）から未払込保険料の全額を領取するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
（注）団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）が適用されている場合は、集金不能日のみとします。

第7条（保険金の支払に関する特約）

当社は、第5条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日または団体扱に関する特約第8条（特約の失効または解除）に定める解除日（注）の前日まで生じた事故による損害に対しては、承認の請求がなかったものとして、普通保険約款を適用します。ただし、既に追加保険料の払い込みがある場合を除きます。
（注）団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）が適用されている場合は、集金不能日のみとします。

第8条（解除一特約失効による未払込保険料不払の場合）

(1) 当社は、第5条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。ただし、積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合においては、未払込保険料について、団体扱に関する特約第9条（特約失効または解除後の未払込保険料等の払込み）(3)（注）の規定を準用します。
（注）団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）が適用されている場合は、団体扱に関する特約第9条（特約失効後の未払込保険料等の払込み）(3)とします。

(2) 当社は（1）の解除を行う場合には、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、集金不能日または団体扱に関する特約第8条（特約の失効または解除）に定める解除日（注）から起算して向かってのみその効力を生じます。
（注）団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）が適用されている場合は、集金不能日のみとします。

(3) (1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して当社が定めるところにより計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

集団扱特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「集団扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当社とこの間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	第8条（特約の失効または解除）(1)①の事実が発生した場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日をいい、同条（1）②または③の事実が発生した場合は、その事実が発生した日をいいます。
集団	当社が別に定める基準に適合する団体をいい、保険証券記載の集団をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいい、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料（注）をいいます。 （注）分割保険料に分割回数乘じたものをいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、積立型基本特約付帯契約の場合には、その契約年度（注1）の年額保険料（注2）から、既に払い込まれたその契約年度（注1）の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 （注1）保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。 （注2）分割保険料に分割回数を乘じたものをいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 保険契約者が集団の構成員（注）であり、かつ、集団扱特約に係る保険契約を締結することと認められている者であること。
② 集団または集団から委託を受けた者と当社との間に集金契約が締結されていること。
③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
ア. 集金手続を行い得る最初の集金日に保険料を集金すること。
イ. 上記アにより集金した保険料を当社が指定する場所に支払うこと。
（注）その集団自身およびその集団を構成する構成員の役員を含みます。

第3条（保険料の払込み）

(1) 当社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承諾します。
(2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経ずに払い込まなければならないものとします。
(3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければならないものとします。
(4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければならないものとします。

第4条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当社は、前条（2）の一括払保険料または同条（3）の第1回分割保険料領取前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

(1) この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の（保険料の返還または請求告知義務・通知義務等の場合）(1)または(2)の規定に従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければならないものとします。
(2) 当社は、保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この追加保険料を解除することができます。
（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りま。

(3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については、除きます。また、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。
（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(4) 普通保険約款の（保険料の返還または請求告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定に従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければならないものとします。
(5) 保険契約者が（4）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領取前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。ただし、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

第6条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）の規定より、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければならないものとします。

第7条（保険料領収前の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領取した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれ発行しません。
第8条（特約の失効または解除）
(1) この特約は、向かってのみその効力を生じます。ただし、②については集金者が保険契約者に向かって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合には、この特約は失効しません。

① 集金契約が解除された場合
② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金できなかった場合
③ 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づき保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合

(2) 当社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注）が10名未満であ

る場合には、この特約を解除することができます。(注) 同一の保険契約者が複数の集団扱特約付保険契約を締結している場合は「名」と数えます。

- (3) (1) ①の事実が発生した場合は、(2)の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当社は遅滞なく書面をもって、保険契約者に対してその旨を通知します。

第9条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日等からその日を含めて1か月以内(注1)に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内(注2)に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければならない。
- (注1) 積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、集金不能日等の属する月の翌月末日までとします。
- (注2) 積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、解除日の属する月の翌月末日までとします。

- (2) 当社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まなかった場合には、集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領取するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、未払込保険料について、積立型基本特約第4条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(2)および第5条(保険料の振替貸付)または積立型追加特約(地震保険用)第6条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(2)および第7条(保険料の振替貸付)の規定を準用します。この場合、積立型基本特約または積立型追加特約(地震保険用)とされたおりに読み替えるものとします。

- ① 積立型基本特約第4条(2)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日まで」の期間。
- ② 積立型基本特約第5条(1)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日まで」の期間、「払込期日」とあるのは「集金不能日等または解除日」。
- ③ 積立型追加特約(地震保険用)第6条(2)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日まで」の期間。
- ④ 積立型追加特約(地震保険用)第7条の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日まで」の期間。

- (4) (3)の解除は、通知不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5) (3)の規定より、当社が保険契約を解除した場合においては、当社に払い込まれた保険料から既経過期間に対して当社が定めるところにより計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第10条 (特約の失効または解除後の翌契約年度以降の保険料の払込方法)

- (1) 積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合において、第8条(特約の失効または解除)(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合の翌契約年度(注1)以降の保険料の払込方法(注2)は、年払とし、この場合の払込期日は、各契約年度(注1)の保険期間の初日当日(注3)とします。

- (注1) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。
- (注2) 地震保険契約の場合はこの特約の失効または解除後に積立型追加特約(地震保険用)第3条(保険契約の自動継続)の規定により自動的に継続された保険契約の保険料の払込方法とします。
- (注3) 地震保険契約の場合は、積立型追加特約(地震保険用)第3条の規定により自動的に継続された保険契約の保険期間の初日とします。

- (2) 保険契約者は、当社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

第11条 (特約失効の特例)

- 積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、保険期間(注1)の満了する日の属する月の前々月の集金日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌月末日まで未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければならない。ただし、この未払込保険料の払込みについては、積立型基本特約第4条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(1)(注2)の規定を準用するものとします。
- (注1) 地震保険契約の場合には、地震保険契約が付帯されている保険契約の保険期間とします。
- (注2) 地震保険契約の場合には積立型追加特約(地震保険用)第6条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(1)とします。

第12条 (保険料の返還または請求)

- 第5条(追加保険料の払込み)(1)または(4)のほか、普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社が定めるところにより、保険料を返還または請求します。

追加保険料特約 (集団扱用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「集団扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当社との間に集金契約を締結した者をいいます。
未払込保険料	追加保険料および年額保険料の合計額から既に払い込まれた追加保険料および保険料の総額を差し引いた額をいい、積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯する地震保険契約の場合には、追加保険料およびその契約年度(注)の年額保険料の合計額から既に払い込まれた追加保険料およびその契約年度(注)の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 (注) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たす場合に適用されます。

- ① この保険契約に集団扱特約が適用されていること。
② 集金者と当社との間に「集団扱保険料集金に関する契約書に係わる覚書」が締結されていること。

第3条 (追加保険料の払込み)

- (1) 集団扱特約第5条(追加保険料の払込み)(1)の規定にかかわらず、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)(の「保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等」の場合(1)もしくは(2)または積立型基本特約第10条(保険料の変更等—告知義務・通知義務等)の場合(1)から(4)まで、(9)もしくは(10)(注)の規定に従い、当社が追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金契約および「集団扱保険料集金に関する契約書に係わる覚書」に定めるところにより、集金者を経て追加保険料を当社に払い込むことができます。

(注) 地震保険契約の場合には積立型追加特約(地震保険用)第8条(保険料の変更等—告知義務・通知義務等)(1)、(2)、(4)または(6)とします。

- (2) 集団扱特約第5条(追加保険料の払込み)(4)の規定にかかわらず、普通保険約款の(「保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等」の場合)(6)の規定に従い、当社が追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金契約および「集団扱保険料集金に関する契約書に係わる覚書」に定めるところにより、集金者を経て追加保険料を当社に払い込むことができます。
- (3) (1)および(2)の規定により払い込む追加保険料は、当社にの別に定めるところに従い分割することができず。

第4条 (集金者を経て追加保険料を払い込む場合の通知)

前条の規定を適用し追加保険料を集金者を経て払い込む場合で、保険契約者または被保険者が普通保険約款の(告知義務)(3)③の規定より訂正の申出または普通保険約款の(通知義務)(1)もしくは(「保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等」の場合)(6)の規定より通知を、書面またはファクシミリ等の通信手段により、当社に直接行わなければならない。ただし、訂正の申出時または通知時に追加保険料(注)を払い込む場合を除きます。

(注) 前条(3)の規定より追加保険料を分割して払い込む場合の初回の分割追加保険料を含みます。

第5条 (特約失効後の未払込保険料の払込み)

集団扱特約第9条(特約の失効または解除)の規定により、同特約が効力を失った場合には、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は同特約に定める集金不能日等または解除日からその日を含めて1か月以内(注)に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければならない。

(注) 積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、集金不能日等の属する月の翌月末日までとします。

第6条 (未払込保険料不払の場合の事故の取扱い)

当社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まなかった場合には、集団扱特約に定める集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領取するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条 (保険金の支払に関する特例)

当社は、第5条(特約失効後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まなかった場合には、集団扱特約に定める集金不能日等または解除日の前日までに生じた事故による損害に対しては、承認の請求がなかったものとして、普通保険約款を適用します。ただし、既に追加保険料の払い込みがある場合を除きます。

第8条 (解除—特約失効による未払込保険料不払の場合)

- (1) 当社は、既述(特約失効後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。ただし、積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合においては、未払込保険料について、集団扱特約第9条(特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)(3)の規定を準用します。
- (2) 当社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、集団扱特約に定める集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。(
- (3) (1)の規定より、当社が保険契約を解除した場合には、当社に、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して当社が定めるところにより計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

金融機関集団扱特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「金融機関集団扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	第8条(特約の失効または解除)(1)①の事実が発生した場合は、その事実が発生したことに伴って集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日をいい、同条(1)②または③の事実が発生した場合は、その事実が発生した日をいいます。
集団	次に掲げる集団をいいます。 ① 信用供与機関に対し金銭債務を負う債務者の集団 ② 信用保証機関の保証により第三者たる信用供与機関に対し金銭債務を負う債務者の集団
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいい、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料(注)をいいます。 (注) 分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

- この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- ① 保険契約者が集団の構成員であり、かつ、金融機関集団扱特約に係る保険契約を締結することが認められている者であること。
② 集団から委託を受けた者と当社との間に集金契約が締結されていること。
③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
ア. 集金手続を行い得る最初の集金日に保険料を集金すること。
イ. 上記アにより集金した保険料を当社が指定する場所に支払うこと。

第3条 (保険料の払込方法)

- (1) 当社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければならない。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければならない。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を、集金契約に定めるところより、集金者を経て払い込まなければならない。

第4条 (保険料領取前の事故)

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当社は、前条(2)の一括払保険料または同

条（3）の第1回分割保険料領取前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合は、保険金を支払います。

第5条（追加保険料の払込み）

- この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（1）または（2）の規定に従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- 当社は、保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず当該期間内にその支払が当社に届かない限りです。
- （1）の規定により追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前発生した事故による損害については除きます。
（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- 普通保険約款の（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（6）の規定に従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- 保険契約者が（4）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領取前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約にない、保険金を支払います。ただし、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約にない規定がある場合は、その規定を適用します。

第6条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

第7条（保険料領取証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領取した保険料の合計額に対する保険料領取証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。ただし、当社と集金者との間で約定することによって保険料領取証の発行を省略することができます。

第8条（特約の失効または解除）

- この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。① ②において、集金者が保険契約者からして保険料をその集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合には、この特約は失効しません。
 - 集金契約が解除された場合
 - 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかった場合
 - 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- 当社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注）が10名未満である場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
（注）同一の保険契約者が複数の金融機関集団取扱特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- （1）①の事実が発生した場合または（2）の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第9条（特約の失効または解除後の未払込保険料等の払込み）

- 保険契約者は、前条（1）の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日等からその日を含めて1か月以内に、同条（2）の規定によりこの特約が解除された場合は解除日からその日を含めて1か月以内に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。
- 当社は、（1）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まなかった場合には、集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領取するまでに生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- 当社は、（1）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （3）の解除は、集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- （3）の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して当社が定めるところにより計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第10条（保険料の返還または請求）

第5条（追加保険料の払込み）（1）または（4）のほか、普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社が定めるところにより、保険料を返還または請求します。

追加保険料特約（金融機関集団扱用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「金融機関集団扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当社とこの間に集金契約を締結した者をいいます。
未払込保険料	追加保険料および元額保険料の合計額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たす場合に適用されます。

- この保険契約に金融機関集団扱特約が適用されること。
- 集金者と当社との間に「金融機関集団扱保険料集金に関する契約書に係る覚書」が締結されていること。

第3条（追加保険料の払込み）

- 金融機関集団扱特約第5条（追加保険料の払込み）（1）の規定にかかわらず、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（1）または（2）の規定に従い、当社が追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金契約および「金融機関集団扱保険料集金に関する契約書に係る覚書」に定めるところにより、集金者を経て追加保険料を当社に払い込むことができます。
- 金融機関集団扱特約第5条（追加保険料の払込み）（4）の規定にかかわらず、普通保険約款の（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（6）の規定に従い、当社が追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金契約および「金融機関集団扱保険料集金に関する契約書に係る覚書」に定めるところにより、保険料を集金者を経て追加保険料を当社に払い込むことができ

- ます。
- （1）および（2）の規定により払い込み追加保険料は、当社との別に定めるところに従い行うことができます。

第4条（集金者を経て追加保険料を払い込む場合の通知）

前条の規定を適用し追加保険料を集金者を経て払い込む場合、保険契約者または被保険者が普通保険約款の（告知義務）（3）③の規定による訂正の申出または普通保険約款の（告知義務）（1）もしくは（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（6）の規定による通知を、書面またはファクシミリ等の通信手段により、当社に直接行わなければなりません。ただし、訂正の申出時または通知時に追加保険料（注）を払い込む場合を除きます。（注）前条（3）の規定により追加保険料を分割して払い込む場合の初回の分割追加保険料を含みます。

第5条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

金融機関集団扱特約第8条（特約の失効または解除）の規定により、同特約が効力を失った場合には、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は同特約に定める集金不能日等または解除日からその日を含めて1か月以内に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

第6条（未払込保険料不払の事故の取扱い）

当社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まなかった場合には、金融機関集団扱特約に定める集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領取するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（保険金の支払に関する特約）

当社は、第5条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まなかった場合には、金融機関集団扱特約に定める集金不能日等または解除日の前日までに生じた事故による損害に対しては、承認の請求がなかったものとして、普通保険約款を適用します。ただし、既に追加保険料の払い込みがある場合を除きます。

第8条（解除—特約失効による未払込保険料不払の場合）

- 当社は、第5条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まない場合は、この保険契約を解除することができます。
この場合は、（1）の解除を行う場合には、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。（2）の解除は、金融機関集団扱特約に定める集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- （1）の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して当社が定めるところにより計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

クレジットカード特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
この保険契約の保険料	保険契約締結の際に支払うべき保険料または保険契約締結後に支払う保険料をいいます。

第2条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

当社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が、この保険契約の保険料を支払うことを承認します。ただし、会員規約等によりクレジットカードの使用が認められた者またはクレジットカードの会員である法人と保険契約者が同一である場合に限ります。

第3条（保険料領取前に生じた事故の取扱い）

- 保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードを使用して支払う旨の申出があった場合は、当社は、クレジットカード発行会社へのカードの有効性および利用限度額内（注）であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時（注）以後、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）およびこれに付帯された他の特約に定める保険料領取前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
（注）保険証券記載の保険期間の開始日に承認した場合は保険期間の開始時とします。
- 当社は、次のいずれかに該当する場合には、（1）の規定を適用しません。
 - 当社がクレジットカード発行会社からこの保険契約の保険料相当額を領取できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
 - 会員規約等に定める手続きが行われない場合

第4条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

- 前条（2）①のこの保険契約の保険料相当額を領取できない場合には、当社は、保険契約者が保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料相当額を既に支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとし、（注）の適用をします。
- （2）の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- （3）の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条（保険料の返還の特約）

普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により保険料を返還する場合には、当社は、クレジットカード発行会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条（2）の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

初回保険料口座振替特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた総保険料をい

	保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき保険料をいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

- (1) この特約は、保険契約締結の際に、当社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用します。
 - (2) この特約は、①および②に定める条件をすべて満たしている場合に適用します。
 - ① 指定口座が、提携金融機関に、保険契約締結の時に設定されていること。
 - ② この保険契約の締結および保険契約者から当社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出(注)が、保険期間の初日のこの保険契約の効力発生時までになされていること。
- (注) この保険契約が当社と継続契約で継続前契約の指定口座に変更がない場合またはこの保険契約の保険契約者および指定口座と保険契約者が当社と締結した他の保険契約の保険契約者および指定口座が同一である場合に限り、提出を省略することができます。

第3条 (初回保険料の払込み)

- (1) 初回保険料の払込みは、(4)に規定する初回保険料払込期日に、指定口座から当社の口座に振り替えることにより行うものとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (4) 初回保険料払込期日は、保険期間の初日の属する月の振替日(注)とします。
(注) 振替日は損害保険料預金口座振替依頼書に記載された日とします。
- (5) (4)の規定にかかわらず、当社は、保険契約者が初回保険料払込期日までに初回保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、当社が口座振替請求を行った最も早い振替日(注)を初回保険料払込期日とみなしてこの特約を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
(注) その振替日が初回保険料払込期日の属する月の翌月の振替日以降となる場合には、初回保険料払込期日の属する月の翌月の振替日とします。なお、振替日は損害保険料預金口座振替依頼書に記載された期日とします。
- (6) この保険契約に、保険料分割払特約、保険料分割払特約(一般)または保険料分割払特約(大口)が適用されている場合で、保険期間の初日の属する月の翌月以降に初回保険料を口座振替するときは、当社は、保険料分割払特約、保険料分割払特約(一般)または保険料分割払特約(大口)の第2回目以降に払い込むべき保険料と初回保険料を同時に指定口座から当社の口座に振り替えます。

第4条 (初回保険料払込み前の事故)

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当社の指定した場所に払込まなければならないとします。
- (2) 当社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料払込み前の事故による損害、損失または費用に対しては、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)の「(保険責任の始期および終期) (3)の規定およびこれに付帯された他の特約に定める初回保険料領取前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用します。」
- (3) 保険契約者が(1)に規定する初回保険料の払込みを怠ったことについて故意または重大な過失があったとき当社が認める場合には、当社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えて(1)・(2)・(6)および次条(1)の規定を適用します。
- (4) (2)の規定により、保険金を受け取るべき者が、初回保険料払込み前の事故による損害、損失または費用に対して保険金の支払いを受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければならないとします。
- (5) (4)の規定にかかわらず、事故の発生日かつ、初回保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を初回保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。
- (6) (5)の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日に初回保険料の払込みを怠り、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までその払込みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができます。

第5条 (解除-初回保険料不払の場合)

- (1) 当社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定は、この保険契約に付帯された保険料分割払特約、保険料分割払特約(一般)または保険料分割払特約(大口)の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3) 当社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

保険料分割払特約(一般)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	払込期日のその翌月の払込期日をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた残額をいいます。

第2条 (保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条 (分割保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割

保険料については、払込期日までに払い込まなければならないとします。

第4条 (分割保険料領取前の事故)

保険期間中に生じた事故であっても、当社は、前条の第1回分割保険料領取前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (分割保険料不払の場合の事故の取扱い)

- (1) 当社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、第2回目以降の分割保険料の払込日が口座振替による場合であったり、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意または重大な過失がなかったとき当社が認めるときは、当社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えて(1)および第8条(解除-分割保険料不払の場合) (1) ①の規定を適用します。

第6条 (追加保険料の払込み)

- (1) この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)(の保険料の返還または請求-告知義務-通知義務等の場合) (1) または(2)の規定に従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければならないとします。
- (2) 当社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この追加保険料を請求することができます。
(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りります。
- (3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。
(注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) 普通保険約款の(保険料の返還または請求-告知義務-通知義務等の場合) (6)の規定に従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければならないとします。
- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領取前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。

第7条 (保険金支払の場合の保険料払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に、保険金の支払により、普通保険約款の規定により、この保険契約を終了する場合には、保険契約者は保険金の支払を受ける以前に未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければならないとします。

第8条 (解除-分割保険料不払の場合)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2) (1)の解除は、保険契約者に対して書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
 - ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
 - ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日

(3) (1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して月割をもとて計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第9条 (第2回分割保険料不払の場合の特約)

保険料分割払特約による場合において、当社は、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関(注)に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
(注) 当社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第10条 (保険契約の解除の場合の保険料払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に普通保険約款の規定によりこの保険契約を解除する場合において、当社が保険金を支払うべき事故が生じたときは、保険契約者は、未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければならないとします。

第11条 (保険料の返還または請求)

第6条(追加保険料の払込み) (1) または同条(4)のほか、普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社が定めるところにより、保険料を返還または請求します。

保険料払込猶予特約

第1条 (保険料の払込猶予)

当社は、保険契約者から、保険料払込みの猶予の申出があり、かつ、当社がその申出を承認した場合には、この特約に従い、保険料の払込みを保険期間の初日から保険期間の初日以後の保険契約者の最初の休日以外の日までの期間(注) 猶予します。
(注) 以下「猶予期間」といいます。

第2条 (保険料領取に当社の支払責任に関する取扱い)

当社は、前条に規定する猶予期間に生じた損害または傷害に対しては、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める保険料領取前の当社が支払責任に関する規定を適用しません。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

保険責任期間延長特約

第1条 (保険責任期間延長の承認)

- (1) 当社は、保険契約者から、保険期間満了前に保険責任の延長の申出があり、かつ、当社がその申出を承認した場合には、この特約に従い、継続される保険約款(注)の初日以後の保険契約者の最初の休日以外の日までのこの保険契約の保険責任を延長します。
(注) この保険契約の保険期間の末日または会計年度の初日以後保険契約者が保険契約の継続の手續がでる最初の日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。
- (2) (1)の承認をする場合においても、当社は、延長した保険責任期間に対する追加保険料の請求は行いません。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会計年度等	保険契約者の会計年度または事業年度をいいます。
交付金受領日	法令に定める保険契約者のその会計年度等の事業運営のための交付金の交付手続が終了し交付金を受領する日をいい、その会計年度等における第1回目の交付金の受領日に係るものとします。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をすべて満たしている場合に適用します。

- ① 保険契約者が独立行政法人、地方独立行政法人または国立大学法人等（注1）であること。
- ② この保険契約の保険期間の初日が、会計年度等の初日（注2）から、交付金受領日までの間であること。
- ③ この保険契約の締結が書面によりこの保険契約の保険期間の初日までになされていること。
（注1）国立大学法人および大学共同利用機関法人をいいます。
（注2）保険契約者の成立年度についてはその成立の日とします。

第3条（保険料の払込猶予）

この保険契約の保険料が、交付金受領日の翌日（注）までに払い込まれた場合には、この保険契約の保険期間が始まった時に保険料を領収したものとみなします。
（注）その翌日が休日の場合には、休日の翌日以降最初に到来する休日以外の日とします。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

「保険料払込猶予特約」、「保険責任期間延長特約」および「保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）」について

「保険料払込猶予特約」は、国、地方公共団体、地方公営企業法第2条に定める地方公営企業、特殊法人または公共組合（以下「公共団体等」といいます。）を保険契約者とする保険契約のうち、下記の2要件を充足するものに対して適用します。

1. 保険期間の初日が公共団体等の会計年度または事業年度の初日で、かつ、会計年度または事業年度の初日が休日に該当する場合
2. 法律等に定める規定により、保険期間の初日までに保険料の払込みをすることができない場合

「保険責任期間延長特約」は、国、地方公共団体、地方公営企業法第2条に定める地方公営企業、特殊法人または公共組合（以下「公共団体等」といいます。）を保険契約者とする保険契約のうち、下記の2要件を充足するものに対して適用します。ただし、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする継続保険契約（「保険料払込猶予特約」が適用されている契約を含みます。）が締結されている場合には、この特約は適用しません。

1. 保険期間の初日が公共団体等の会計年度または事業年度の初日で、かつ、会計年度または事業年度の初日が休日に該当する場合
2. 法律等に定める規定により、保険期間の初日までに継続保険契約の保険料の払込みをすることができない場合

「保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）」は、独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等（注）（以下「独立行政法人等」といいます。）を保険契約者とする保険契約のうち、下記の2要件を充足するものに対して適用します。

1. 保険期間の初日が、独立行政法人等の会計年度の初日から、交付金受領日までの間である場合
2. この保険契約の締結が書面によりこの保険契約の保険期間の初日までになされている場合
（注）国立大学法人および大学共同利用機関法人をいいます。

保険証券等の発行省略特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
保険証券等	保険契約時に発行する保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面、および契約内容変更時に発行する書面をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者がこの保険契約の保険証券等の発行を不要として、当会社に対して保険契約の申込みを行なう場合に適用されます。

第3条（保険証券等の発行に関する取扱い）

- （1）当会社は、この特約により、保険証券等を発行しません。
- （2）（1）の規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の定める方法により、この保険契約の保険証券等の発行を請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間の末日までに当会社へ請求した場合に限ります。
- （3）（2）の規定により、保険契約者から保険証券等の発行を請求された場合には、当会社は保険証券等を発行するものとします。

第4条（保険証券記載事項の適用）

保険契約者が前条（2）の請求を行なわなかった場合は、インターネット上で当会社が定める画面に表示した事項を、保険証券記載の事項とみなして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を適用します。

第5条（保険金の請求書類）

普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定において、保険金の請求に際して保険証券を提出する旨の規定がある場合でも、当会社は、その規定を適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。